

第六次宮崎市総合計画基本計画 (案)

令和 7 年 3 月

基本構想

基本構想

【策定状況】

- 令和 6 年 2 月～ 4 月 地域協議会への意見聴取
- 4 月～ 5 月 パブリックコメント
- 7 月 審議会答申
- 8 月 議会説明
- 9 月 議会で原案どおり可決

【構成】

- 序 章 計画策定に当たって
- 第 1 章 将来の展望
- 第 2 章 将来の都市像とめざすまちの姿
- 第 3 章 行財政運営の基本的な方向性

基本計画

基本計画

【策定状況】

- 令和 6 年 6 月～ 10 月 起草作業
- 10 月～ 11 月 専門部会
- 12 月 審議会
- 令和 7 年 1 月 議会説明・パブリックコメント（～ 2 月 14 日）
- 2 月 専門部会
- 3 月 審議会（答申）・策定予定

【構成】

- 第 1 章 計画体系と横断的な視点
- 第 2 章 人口の推移と将来推計
- 第 3 章 将来の都市像を実現するための 6 つの政策
- 第 4 章 持続可能で開かれた市役所の実現
- 第 5 章 重点プロジェクト
- 第 6 章 推進体制

第1章 計画体系と横断的な視点 . . . P 4

- 1 政策・施策一覧 P 4
- 2 横断的な視点 P 5

第2章 人口の推移と将来推計 . . . P 8

第3章 将来の都市像を実現するための6つの政策 . . . P15

▶ 政策1 経済成長をめざすまちづくり P16

- 重要施策1 産業・雇用の創出とイノベーションの促進 P18
- 重要施策2 人材の確保・育成 P24
- 重要施策3 外貨を稼ぐ産業振興 P31

▶ 政策2 経済を支えるまちづくり P42

- 重要施策4 総合交通ネットワークの維持・充実 P44
- 重要施策5 都市魅力の向上・まちなか再生の推進 P48
- 重要施策6 都市インフラの整備・維持 P52

▶ 政策3 市民の健康を守り、医療・福祉が充実したまちづくり P56

- 重要施策7 健康づくりの推進 P58
- 重要施策8 地域医療体制の確保・充実 P65
- 重要施策9 福祉の充実 P69

▶ 政策4 支え合い、ともに生きるまちづくり P77

- 重要施策10 多様性を認め合う社会づくりの推進 P79
- 重要施策11 みんなで支え合う地域づくりの推進 P84
- 重要施策12 市民が生涯学び、活躍できるまちづくりの推進 P87

▶ 政策5 次世代を育むまちづくり P93

- 重要施策13 「こどもまんなか社会」の推進 P95
- 重要施策14 結婚・子育て支援の推進 P99
- 重要施策15 質の高い教育の推進 P106

▶ 政策6 持続可能なまちづくり P114

- 重要施策16 ゼロカーボンシティの実現・環境保全 P116
- 重要施策17 災害に強く、安全・安心なまちづくりの推進 P124

第4章 持続可能で開かれた市役所の実現 . . . P133

第5章 重点プロジェクト . . . P137

第6章 推進体制 . . . P138

本計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条における地方版総合戦略と基本的な考え方や方向性が合致することから、本市における地方版総合戦略として位置付けます。

第1章 計画体系と横断的な視点

1 政策・施策一覧

将来の都市像
挑戦し、成長する 開かれたまち ～ OPEN CITY MIYAZAKI ～

めざすまちの姿

▶ 経済の姿

時代の変化を見据えて成長し、世界に開かれているまち

▶ ひとの姿

多様性を認め、互いに支え合うみんなに開かれているまち

▶ 未来の姿

明日への希望にあふれ、未来に開かれているまち

政策1

経済成長をめざすまちづくり

【経済・産業分野】

重要施策1 産業・雇用の創出とイノベーションの促進

- 基本施策1-1 地元企業の経営安定と成長支援
- 基本施策1-2 スタートアップをはじめとした起業・創業の促進
- 基本施策1-3 戦略的な企業誘致の推進・投資を呼び込む産業用地の確保
- 基本施策1-4 大学と連携したまちづくりの推進

重要施策2 人材の確保・育成

- 基本施策2-1 誰もが活躍できる就労環境の整備
- 基本施策2-2 地域の魅力をいかした地元就職の促進や移住・定住の促進
- 基本施策2-3 外国人材の受入環境の整備
- 基本施策2-4 キャリア教育・リスキリング等の促進

重要施策3 外貨を稼ぐ産業振興

- 基本施策3-1 観光資源をいかした国内外からの誘客促進
- 基本施策3-2 観光地としての魅力向上
- 基本施策3-3 スポーツ・観光産業の付加 価値向上
- 基本施策3-4 地元産品のブランド化と販路の拡大
- 基本施策3-5 持続可能な農林水産業の振興

政策2

経済を支えるまちづくり

【都市基盤分野】

重要施策4 総合交通ネットワークの維持・充実

- 基本施策4-1 持続可能な公共交通ネットワークの構築
- 基本施策4-2 広域交通の維持・充実
- 基本施策4-3 物流体制の確保

重要施策5 都市魅力の向上・まちなか再生の推進

- 基本施策5-1 エリアの価値を高める土地利用の促進
- 基本施策5-2 まちなかににぎわいと心地よい空間の創出
- 基本施策5-3 宮崎らしさをいかした都市魅力向上への取組促進

重要施策6 都市インフラの整備・維持

- 基本施策6-1 道路等の整備・維持
- 基本施策6-2 上下水道の整備・維持
- 基本施策6-3 公園・緑地の維持・充実

政策3

市民の健康を守り、医療・福祉が充実したまちづくり

【健康・医療・福祉分野】

重要施策7 健康づくりの推進

- 基本施策7-1 こころからだの健康づくりの推進
- 基本施策7-2 病気の予防・早期発見・早期治療の推進
- 基本施策7-3 介護予防の推進

重要施策8 地域医療体制の確保・充実

- 基本施策8-1 地域医療サービスの確保・在宅医療の推進
- 基本施策8-2 感染症をはじめとした健康危機への対策強化

重要施策9 福祉の充実

- 基本施策9-1 障がい者の自立と社会参加の促進
- 基本施策9-2 高齢者福祉の充実
- 基本施策9-3 福祉を支える人材の確保・育成
- 基本施策9-4 社会保障制度の適切な運営

政策4

支え合い、ともに生きるまちづくり

【共生社会・市民活動分野】

重要施策10 多様性を認め合う社会づくりの推進

- 基本施策10-1 多文化共生の推進
- 基本施策10-2 性の多様性を認め合う暮らしやすい環境づくり
- 基本施策10-3 人権尊重・男女共同参画の推進

重要施策11 みんなで支え合う地域づくりの推進

- 基本施策11-1 誰もが参加しやすい地域コミュニティづくりの推進
- 基本施策11-2 ともに支え合う地域福祉の推進

重要施策12 市民が生涯学び、活躍できるまちづくりの推進

- 基本施策12-1 市民活動の促進
- 基本施策12-2 文化芸術の振興
- 基本施策12-3 市民スポーツの推進
- 基本施策12-4 社会教育の充実

政策5

次世代を育むまちづくり

【子ども・子育て・教育分野】

重要施策13 「こどもまんなか社会」の推進

- 基本施策13-1 子どもの意見表明・社会参画の推進
- 基本施策13-2 子どもの権利擁護・子どもからのSOSへの対策強化
- 基本施策13-3 子どもの居場所づくりの推進

重要施策14 結婚・子育て支援の推進

- 基本施策14-1 出会い・結婚・妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援
- 基本施策14-2 子どもの健康と発達支援
- 基本施策14-3 質の高い幼児教育・保育の推進
- 基本施策14-4 ひとり親家庭への支援
- 基本施策14-5 子育てしやすい環境づくり

重要施策15 質の高い教育の推進

- 基本施策15-1 主体的に考え行動する力を育む教育の推進
- 基本施策15-2 多様な学習機会の確保
- 基本施策15-3 教育環境の充実
- 基本施策15-4 地域と学校との協働の推進

政策6

持続可能なまちづくり

【環境・防災分野】

重要施策16 ゼロカーボンシティの実現・環境保全

- 基本施策16-1 再生可能エネルギーの活用促進
- 基本施策16-2 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換の推進
- 基本施策16-3 自然環境・生活環境の保全

重要施策17 災害に強く、安全・安心なまちづくりの推進

- 基本施策17-1 防災・減災機能の充実と復興支援体制づくりの推進
- 基本施策17-2 暮らしの安全・安心の確保
- 基本施策17-3 消防・救急体制の充実

第1章 計画体系と横断的な視点

2 横断的な視点

基本計画は、基本構想に掲げる「将来の都市像」の実現、さらには「経済」「ひと」「未来」の切り口から設定している3つの「めざす姿」を実現するための具体的な方策をまとめたものです。

基本計画の推進に当たっては、行政だけではなく市民一人一人をはじめ多様な主体とともに、「将来の都市像」や「めざす姿」を共有し、それぞれの立場で各種取組を進めていく必要があります。

そこで、政策・施策を推進していく上で、分野にかかわらず共通して必要な視点を「横断的な視点」として5つ示します。

■ 視点1 公民連携の推進

本市は、経済・産業、医療・福祉、教育など中核市として様々な都市機能が集約されており、多岐にわたる分野において、行政機関だけではなく、市民一人一人をはじめ、民間事業者や関係団体など様々な主体が活躍しています。

複雑化、多様化する地域課題を積極的に提示して解決策の提案を受け付け、多様な主体が持つアイデアやノウハウを相互に活用し連携した取組を進めることで、質の高い市民サービスの提供や本市の魅力向上につなげていきます。



■ 視点2 デジタル技術の活用・DXの推進

「宮崎市DX推進方針」に基づき、あらゆる分野においてデジタル技術を活用し地域課題の解決や市民の生活利便性向上を図ります。

また、オープンデータ化の推進、データの活用により、市内外に開かれた魅力あるまちづくりを推進します。

デジタルの力で
市民に便利で喜んでもらえるサービスを提供します



デジタルの力で
地域に元気と潤いをもたらします

デジタルの力で
市役所の業務の生産性を高めます

第1章 計画体系と横断的な視点

■ 視点3 財政基盤の堅持

人口減少・少子高齢化に伴い、税収の減や社会保障費の増嵩など厳しい財政状況が予測される中、複雑化する行政課題に的確に対応し、行政サービスを維持しつつ、本市として攻めの姿勢で各施策を展開していくため、限りある予算と人材を効果的・効率的に活用しながら、将来にわたって持続可能な財政基盤を堅持します。

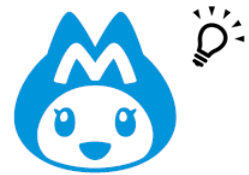
また、税収減を補完するため、「稼ぐ市役所」として、多角的な観点から自主財源の確保に努めます。

■ 視点4 効果的な情報発信

受け手の目線に立ち、より分かりやすい情報提供に努めます。

また、市民一人一人が市政に共感し、それぞれの立場で参画できるよう、様々なツールを活用しながら、目的や内容に応じた積極的かつ効果的な情報発信を推進します。

さらに、分野にかかわらず、必要に応じて市外・県外・海外に向けた積極的なプロモーションを展開します。



■ 視点5 SDG s の理念と17のゴールを踏まえた各施策の展開

グローバル化が進展する中で、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することをめざすSDG s（持続可能な開発目標）への取組が国際社会全体で進められています。

このような中で、本市が世界共通の目標であるSDG s の視点を踏まえて取組を進めていくことは、本市が国内外から選ばれる地域となる上で重要です。

SDG s の「誰一人取り残さない」という基本理念は、これまで本市が重要な政策課題として掲げ、推進してきた取組と軌を一にするものであり、本計画においても、「経済・産業」「子ども・子育て」「教育」「環境」など各政策分野に関わるものとなっていることから、SDG s の基本理念と17のゴールを踏まえながら、計画の推進を図ります。



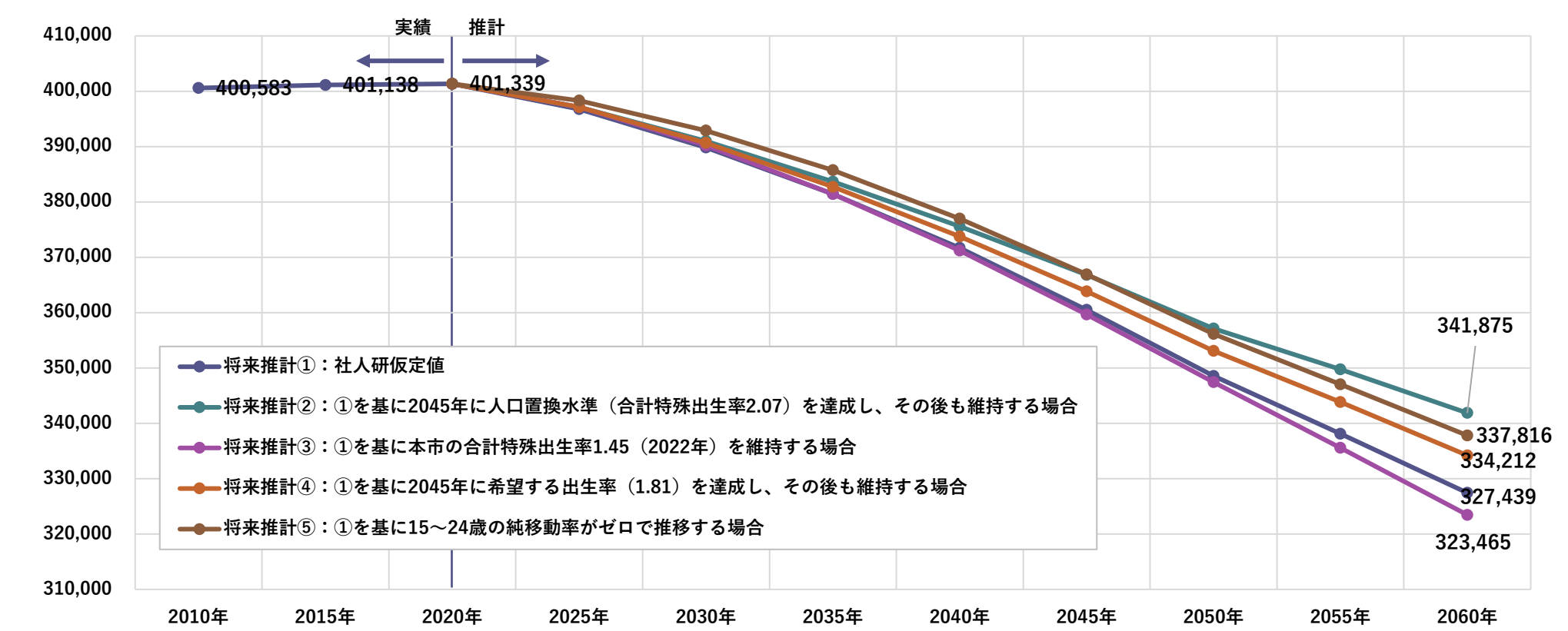
第1章 計画体系と横断的な視点

■ 視点5 SDG s の理念と17のゴールを踏まえた各施策の展開：SDGs達成に向けた本市の取組方針

1 貧困をなくそう 	1 貧困をなくそう 貧困状態にあるなど、支援が必要な人を地域全体で支え、自立した生活を営むことができるよう支援します。	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 温室効果ガスの排出削減に向けた省エネ活動を進めるとともに、再生可能エネルギーなど地球環境にやさしいエネルギーの普及啓発を進めます。	13 気候変動に具体的な対策を 	13 気候変動に具体的な対策を 脱炭素化に向けた環境啓発を推進するとともに、気候変動の影響で増加する災害への対策を強化します。
2 飢餓をゼロに 	2 飢餓をゼロに 国内有数の食料供給産地として、食料の安定供給を図るとともに、持続可能な農林水産業を推進します。	8 働きがいも経済成長も 	8 働きがいも経済成長も 起業に意欲のある人や事業者に対する支援の充実により、宮崎市らしい産業の創出に取り組むとともに、誰もが働きやすい環境づくりを進め、地域経済の活性化を図ります。	14 海の豊かさを守ろう 	14 海の豊かさを守ろう 下水道事業の普及やごみの減量、公害の防止などを通じ、市内の水環境を保全することで、海の資源の保全に貢献します。
3 すべての人に健康と福祉を 	3 すべての人に健康と福祉を 健康増進に向けた取組や感染症対策、医療体制の充実により、安心して健康的に暮らすことができる環境を整えます。	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 市内に立地する大学や地元企業などとの連携を深めながら、新たな産業の創出や育成を進めます。	15 陸の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさを守ろう 緑地や農地などを保全することで、生物多様性の損失を防止するとともに、緑の豊かさや生態系を守ることの普及啓発を進めます。
4 質の高い教育をみんなに 	4 質の高い教育をみんなに 学校教育と社会教育の充実を図り、全ての人が生涯にわたって学べる環境を整えます。	10 人や国の不平等をなくそう 	10 人や国の不平等をなくそう 誰もが個性と能力を十分に発揮することができ、価値観や生活習慣などの多様性を認め合いながら、支え合って暮らすことができる地域をつくります。	16 平和と公正をすべての人に 	16 平和と公正をすべての人に 差別や偏見、虐待をなくすとともに、全ての市民の人権が尊重される平和で公正な社会づくりに取り組みます。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5 ジェンダー平等を実現しよう 家庭から地域社会、職場に至るまで、あらゆる場面においてジェンダー平等が実現できるよう取り組みます。	11 住み続けられるまちづくりを 	11 住み続けられるまちづくりを 災害対策の推進や地域公共交通、生活サービス施設等の利便性の向上などにより、安全・安心、快適に暮らすことができる持続可能なまちづくりを進めます。	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	17 パートナリシップで目標を達成しよう 市民協働のまちづくりを基本姿勢として、パートナーシップによる取組を通じて、総合計画で定めるめざす姿の実現を図ります。
6 安全な水とトイレを世界中に 	6 安全な水とトイレを世界中に 上下水道の適切な管理などを通じて、安全で豊かな水環境を確保します。	12 つくる責任 つかう責任 	12 つくる責任 つかう責任 ごみの減量化のための取組など環境負荷軽減に向けた普及啓発に取り組むとともに、地産地消など環境負荷の小さい消費活動を促進します。		

1 本市の将来推計人口

本市において、人口減少の抑制策として、子育て支援や移住促進など人口の自然増や社会増につながる取組を行うことで、合計特殊出生率等の数値が下記のパターンで実現すると仮定し推計します。



（注 1）「社人研仮定値」とは国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」をいう。

（注 2）人口置換水準とは人口の増減が均衡した状態となる合計特殊出生率をいう。

（注 3）「希望する出生率」は宮崎県「令和元年度結婚・子育て意識調査」における宮崎東諸圏域（宮崎市、国富町、綾町）の「理想とする子どもの人数」や「44歳以下女性の既婚率（有配偶、死別、離別）」を基に算出したもの。

（注 4）純移動率とは、転入超過数を人口で割った比率。

第2章 人口の推移と将来推計

2 年代別の将来推計人口

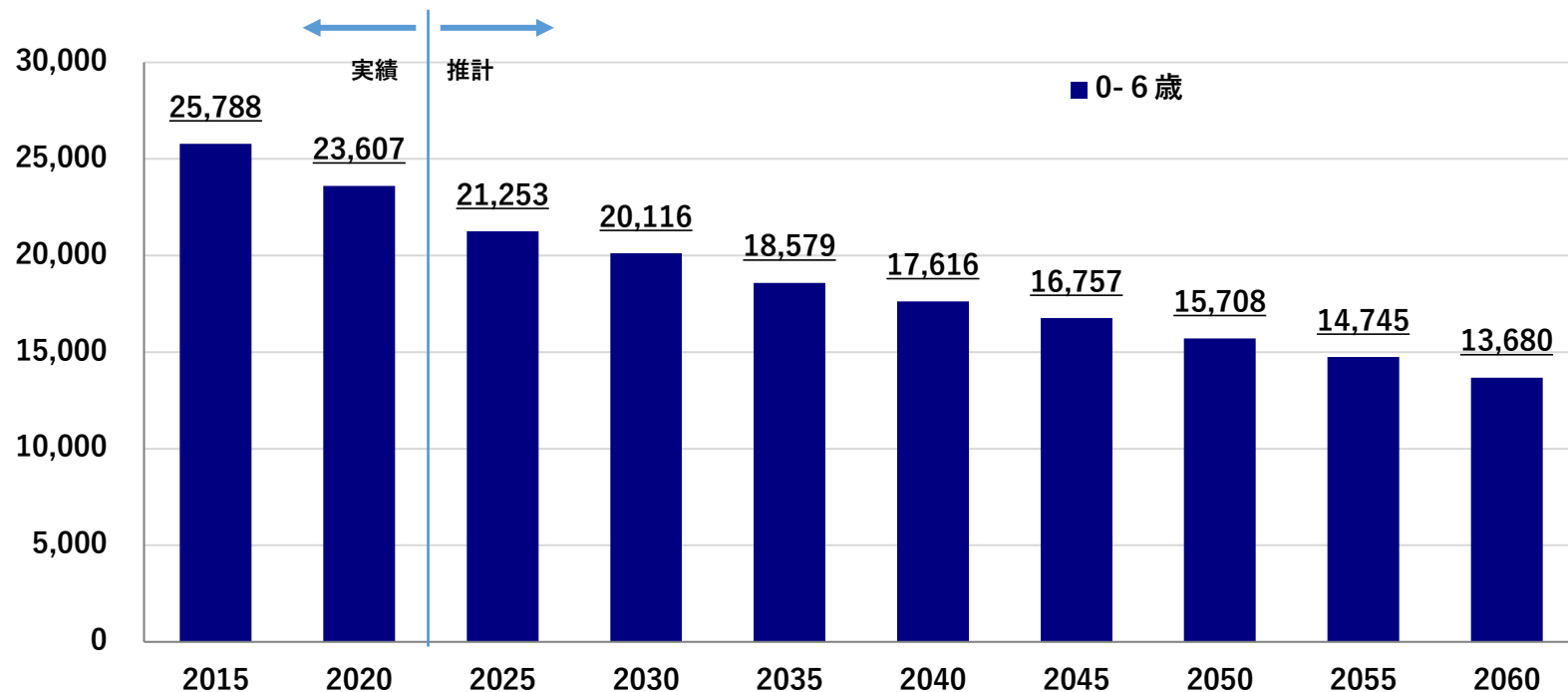
住民基本台帳をもとに、本市の過去10年間（2013年10月1日から2023年9月30日まで）の人口動態（自然増減・社会増減）の傾向を踏まえ、今後予測される人口構造の変化について、年代別に推計します。

■ 乳幼児～未就学児（0～6歳）

0～6歳の人口は、今後も減少傾向が続き、35年には約19千人を下回ることが見込まれます。

また、対20年比で、40年に25.4％減、60年に42.1％減となる見込みです。

図・表 0～6歳の推移と将来推計



【対2020年比】

0-6歳

2030年
14.8%減

2040年
25.4%減

2050年
33.5%減

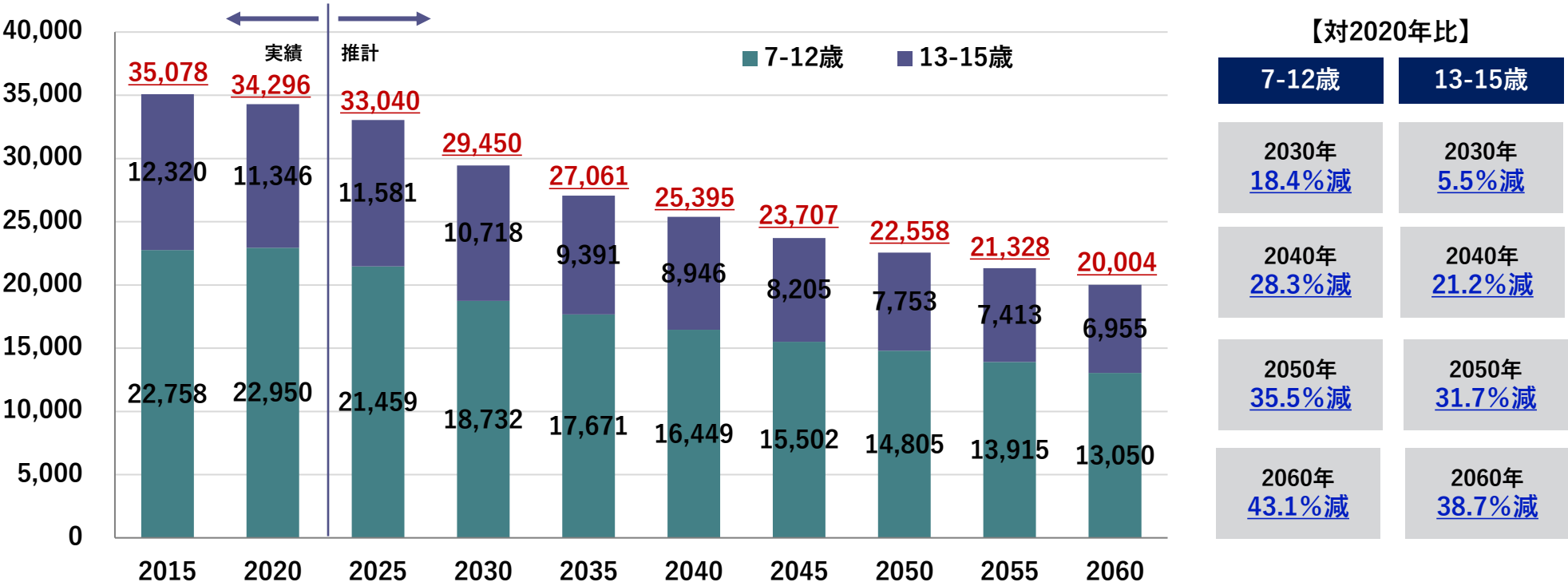
2060年
42.1%減

■ 小中学生（7～12歳・13～15歳）

7～12歳の人口は、今後も減少傾向が続き、40年に約17千人を下回ることが見込まれます。
また、対20年比で、40年に28.3％減、60年に43.1％減となる見込みです。

13～15歳の人口は、今後も減少傾向が続き、40年に約9千人を下回ることが見込まれます。
また、対20年比で、40年に21.2％減、60年に38.7％減となる見込みです。

図・表 小学生（7～12歳） 中学生（13～15歳）の推移と将来推計

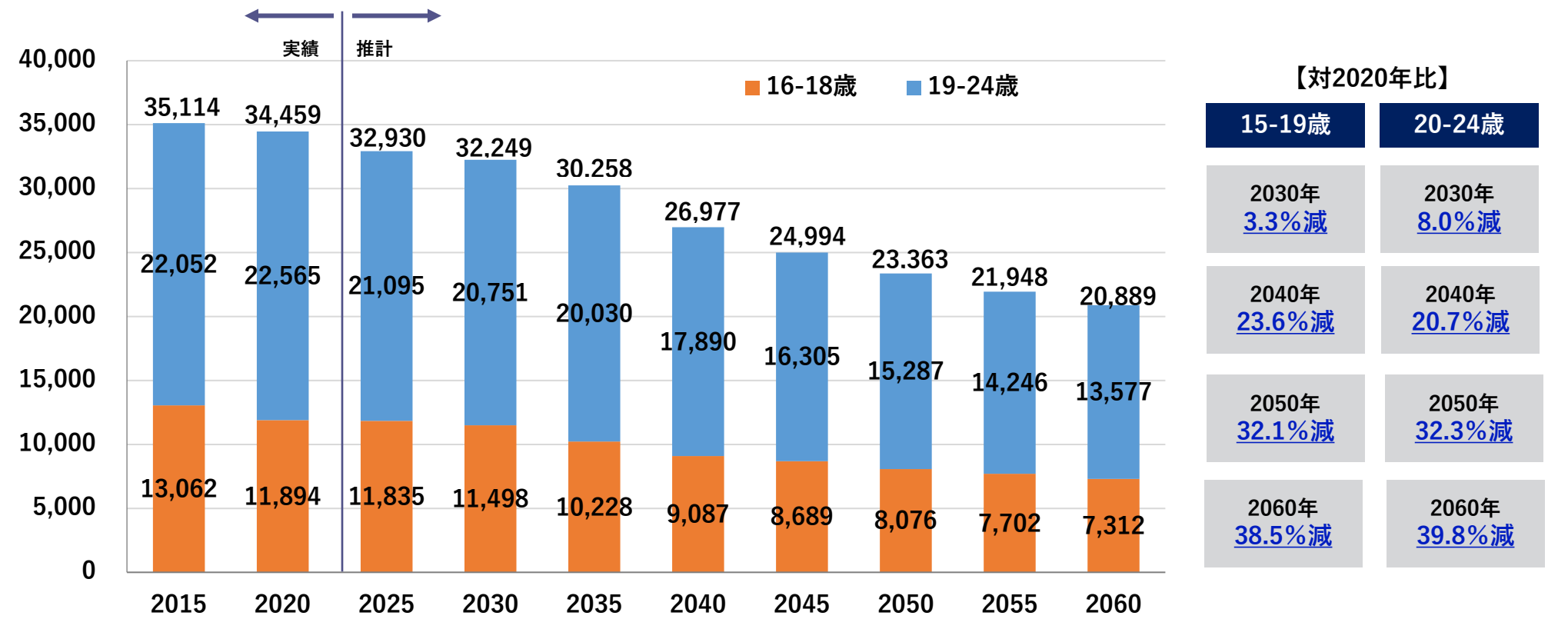


■ 高校生・大学生等（16～18歳・19～24歳）

16～18歳の人口は、今後も減少傾向が続き、40年に約10千人を下回ることが見込まれます。
また、対20年比で、40年に23.6％減、60年に38.5％減となる見込みです。

19～24歳の人口は、今後も減少傾向が続き、50年に約16千人を下回ることが見込まれます。
また、対20年比で、40年に20.7％減、60年に39.8減％となる見込みです。

図・表 16～18歳、19～24歳の推移と将来推計

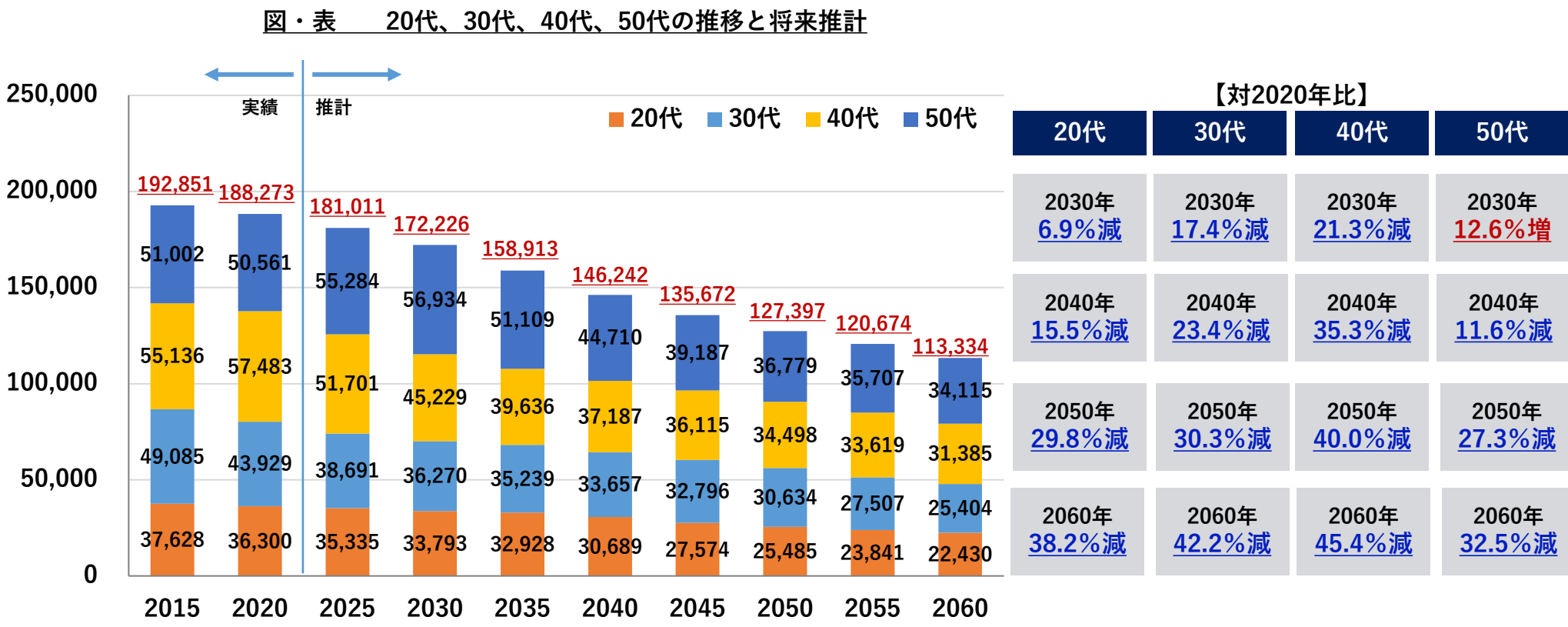


■各年代別①（20代・30代・40代・50代）

20代、30代、40代の人口は、今後も減少傾向が続き、20代は45年に約28千人、30代は45年に約37千人、40代は35年に約40千人を下回ることが見込まれます。

また、対20年比で、20代は40年に15.5％減、60年に38.2％減、30代は40年に23.4％減、60年に42.2％減、40代は40年に35.3％減、60年に45.4％減となる見込みです。

50代の人口は、30年まで増加傾向ですが、以降は減少傾向が続き、50年に約37千人を下回ることが見込まれます。また、40年に11.6％減、60年に32.5％減となる見込みです。

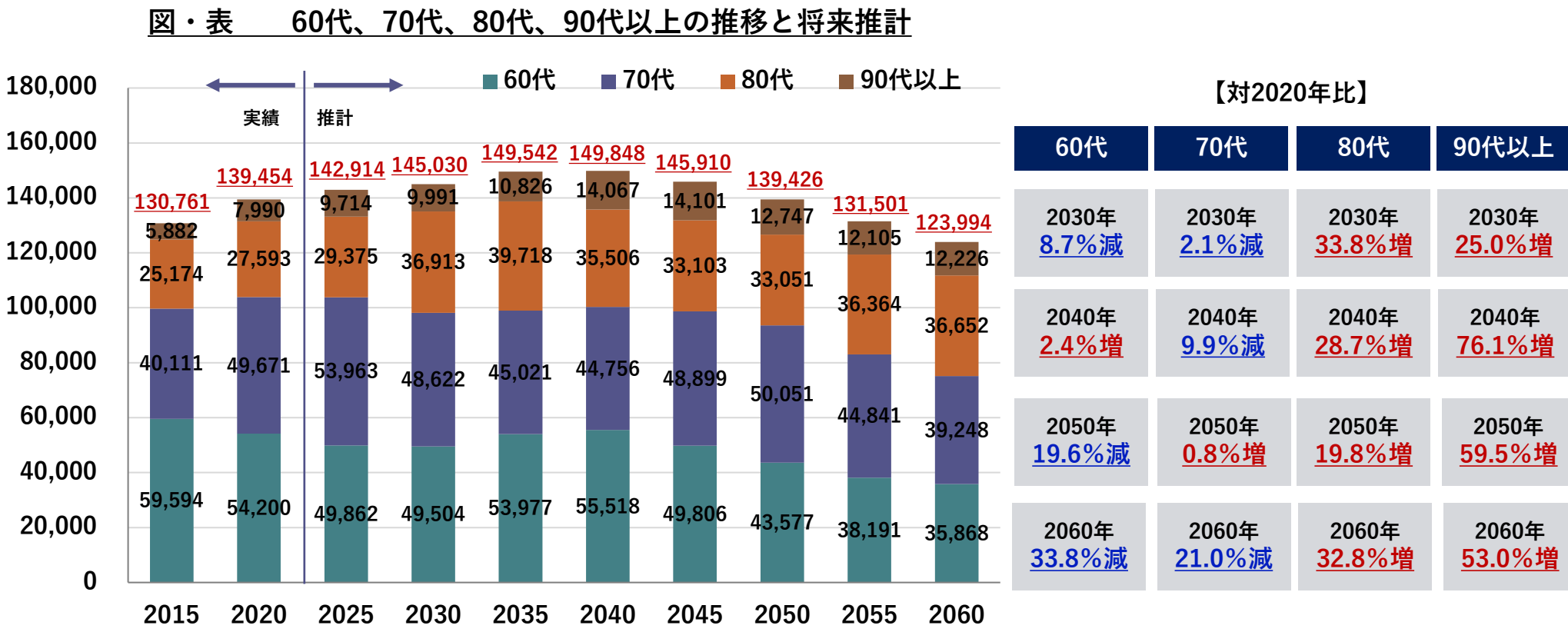


■各年代別②（60代・70代・80代・90代以上）

60代の人口は2040年以降は減少傾向、70代の人口は60年に約4万人を下回ることが見込まれます。

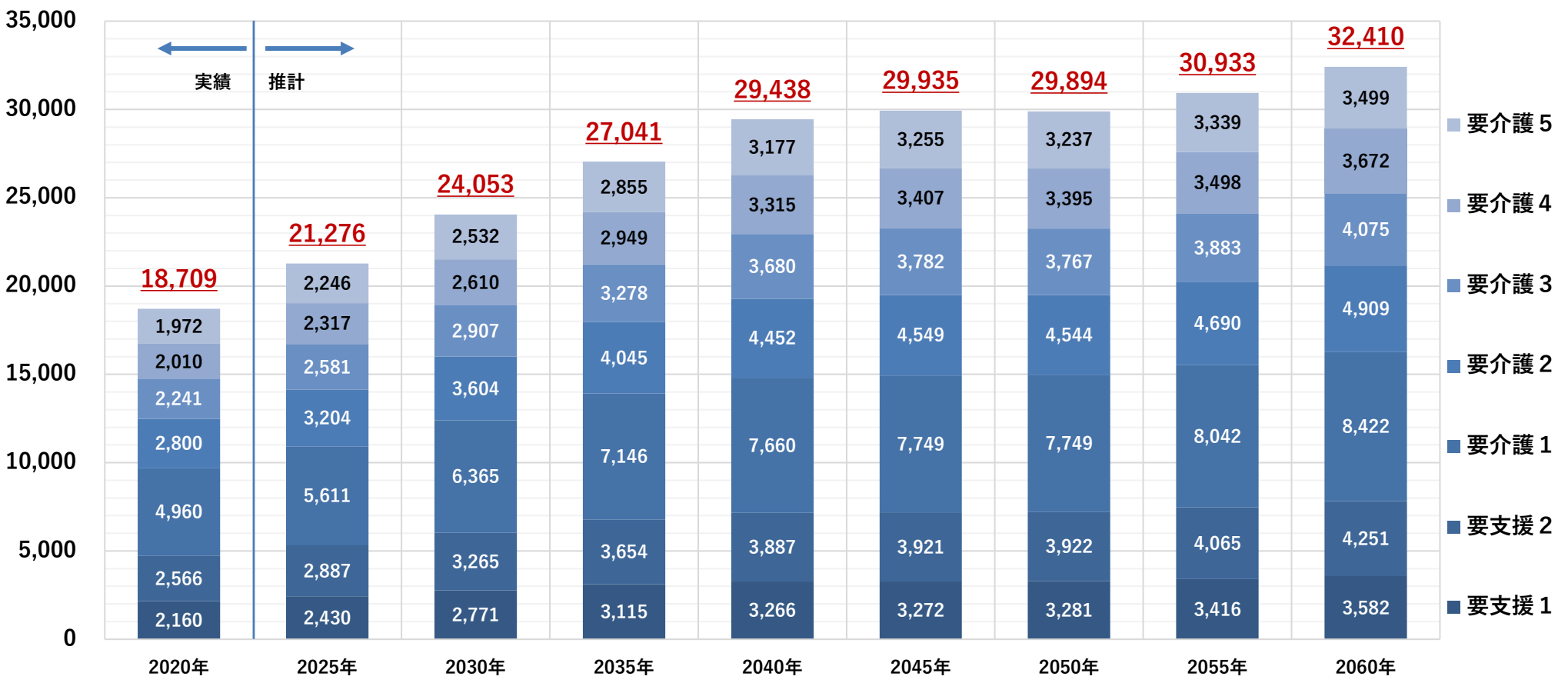
80代、90代以上の人口は、増加傾向が続き、80代は55年に約36千人、90代以上は40年に約14千人を上回ることが見込まれます。

対20年比で、60代は40年に2.4％増、60年に33.8％減、70代は40年に9.9％減、60年に21.0％減、80代は40年に28.7％増、60年に32.8％増、90代以上は40年に76.1％増、60年に53.0％増となる見込みです。



■ 要介護認定者数

本市の要支援・要介護認定率（男女別・年齢別人口に対する認定者数の割合）が今後も現在と同水準で推移した場合、高齢者数の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は増加する見込みです。



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」をもとに国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」を踏まえ本市推計
（注1）第1号被保険者、第2号被保険者の合計値 （注2）各年10月時点

政策1

経済成長をめざすまちづくり

政策2

経済を支えるまちづくり

政策3

市民の健康を守り、
医療・福祉が充実したまちづくり

政策4

支え合い、ともに生きるまちづくり

政策5

次世代を育むまちづくり

政策6

持続可能なまちづくり

成果指標

全体 市民の幸せ実感 現在、宮崎市で幸せに暮らしている市民の割合	現況値	目標値
	84.9%	100%
政策1 経済的な成長実感 自分のしたいことをする、またはほしい物が買える経済的なゆとりがあると感じている市民の割合	現況値	目標値
	53.1%	75%
政策2 都市基盤の安定と魅力実感 本市は生活や仕事、趣味や娯楽を楽しむ上で暮らしやすいと感じている市民の割合	現況値	目標値
	60.5%	80%
政策3 心身の健康実感 心身の状態は健康であり、必要な医療や福祉を受けられると感じている市民の割合	現況値	目標値
	77.4%	95%
政策4 自分らしさ・生きやすさ実感 自分らしくいられる、安らげる場所があると感じている市民の割合	現況値	目標値
	82.3%	100%
政策5 子どもたちの幸せ実感 本市で暮らす子どもたちが健やかに成長していると感じている市民の割合	現況値	目標値
	75%	95%
政策6 安心と持続性実感 本市は安全・安心で、将来にわたり暮らし続けられると感じている市民の割合	現況値	目標値
	71.5%	90%

政策 1

経済成長をめざすまちづくり

基本的な考え方

地域経済は、市民の生活を支え都市の成長発展を促す基盤であり、地域の活力を更に高めていくためには、企業活動や労働で生み出された経済的な価値やサービスを停滞させることなく分配・消費につなげるサイクルを促進し、経済活動を活発化させることが重要です。

これまで、本市は県都として、多様な産業が一つのまちに集積する地域特性をいかし、地域で事業活動を行う商工業、農林水産業などにおける産業の基盤強化や、観光関連分野などにおける外貨獲得に取り組んできました。

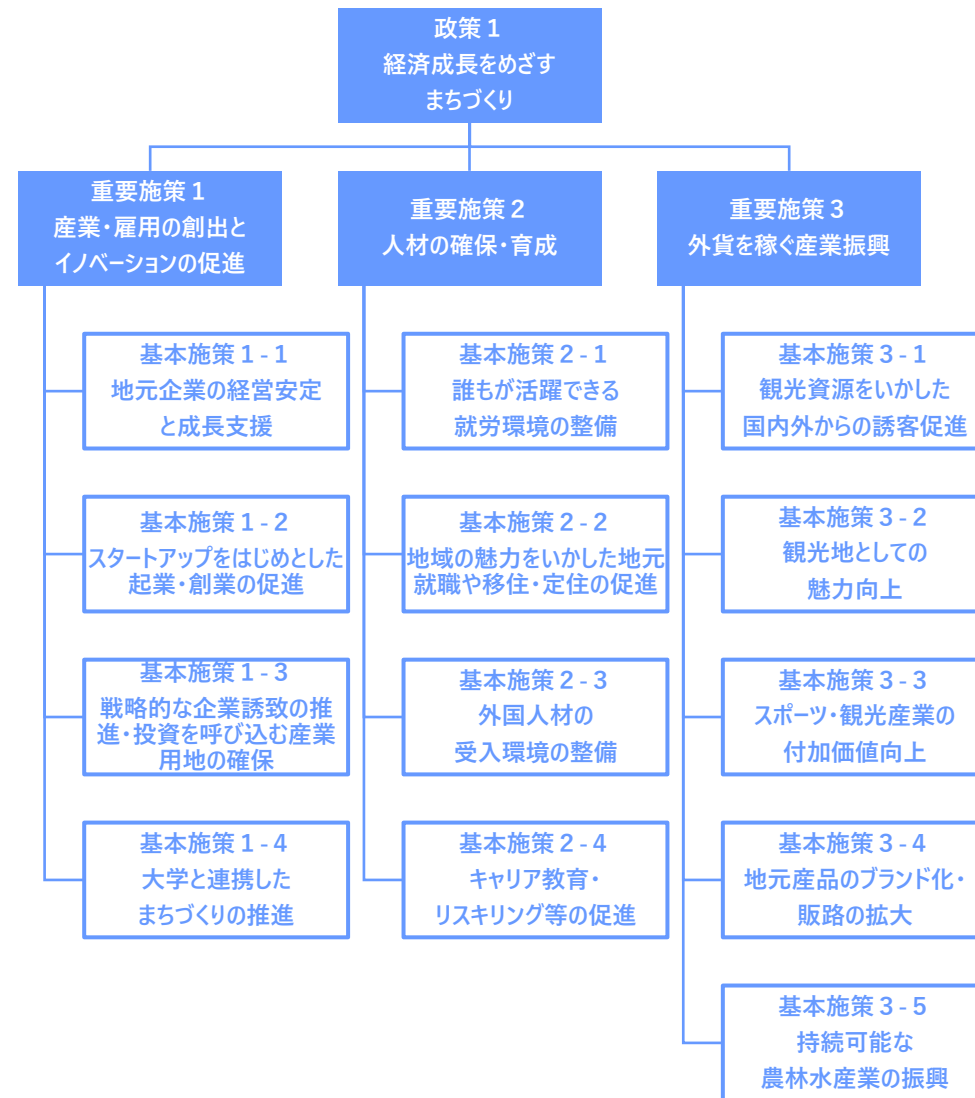
こうした中、世界各国におけるデジタル技術の進化に伴い、日本においても企業のデジタル投資が加速するとともに、ICTを活用した働き方改革が普及するなど地域経済を取り巻く環境が大きく変化しています。今後、グローバル化の進展によりヒト・モノ・カネ・情報の行き来が加速化することが予想されることから、地域の経済活動を更に活発化させるためにも、これらの変化に適切に対応しながら、地域経済の好循環を促進し、市民所得を向上させる取組を進める必要があります。

このようなことから、本市では、地元企業の経営安定と成長支援、スタートアップをはじめとした起業・創業の促進、戦略的な企業誘致の推進・投資を呼び込む産業用地の確保、大学と連携したまちづくりの推進により、産業・雇用の創出とイノベーションを促進します。

また、誰もが活躍できる就労環境の整備、地域の魅力をいかした地元就職や移住・定住の促進、外国人材の受入環境の整備、キャリア教育・リスキリング等の促進により、人材の確保・育成を図ります。

さらに、観光資源をいかした国内外からの誘客促進、観光地としての魅力向上、スポーツ・観光産業の付加価値向上、地元製品のブランド化・ファン獲得へ向けた取組の推進・地産外商の促進などを目的とした販路拡大により、外貨を稼ぐ産業振興に取り組めます。

施策の体系



【スタートアップ】先進的なアイデア・技術を強みに、新しいビジネスを創り出し、短期間で急成長を遂げる企業のこと。

概要

地元企業の経営安定と成長支援、スタートアップをはじめとした起業・創業の促進、戦略的な企業誘致の推進・産業用地の確保、大学と連携したまちづくりの推進を図り、産業振興や雇用創出のほか、経済成長の原動力となるイノベーションを促進します。

現状と課題

地元企業の経営安定と成長支援

地元企業は、地域経済を支え市民の雇用を生み出すほか、まちづくりの観点からも地域貢献の主体として重要な役割を果たしています。

今後、経済のグローバル化や後継者不足等の社会経済状況の変化に対応しながら、経営基盤の安定化や事業拡大、新たな分野への事業展開など、成長段階に応じたきめ細やかな支援により中小企業をはじめとする地元企業の振興を図る必要があります。

また、人口減少や高齢化による後継者不足を背景とした、廃業増加が懸念されることから、新規創業や事業承継の促進を図る必要があります。

スタートアップをはじめとした起業・創業の促進

本市では、平成28年に「みやざき創業サポート室（愛称：みやざきSTARTUP HUB）」を開設し、創業者の増加による雇用の拡大を図ってきました。また、令和6（2024）年4月には、公民連携、産学連携、民間企業同士の連携による共創を促し、ローカルスタートアップの創出や地域企業のイノベーション創造などを実現することを目的として、民間主導による（一社）宮崎オープンシティ推進協議会（通称MOC）が創設され、新たな共創によるまちづくりの第一歩を踏み出しました。

今後も、持続的かつ安定的な地域経済の発展のため、多様な人が交わり、挑戦できる環境づくりを進めるとともに、クリエイティブ産業を創出するためのまちづくりを進める必要があります。

企業誘致・産業用地の確保

本市は、郊外の工業団地に製造業や物流関連業、中心市街地には情報サービス関連業の企業誘致を推進してきました。

今後、安定した質の高い雇用の確保、外貨獲得など、本市に利益をもたらす企業誘致について、戦略的に推進する必要があります。

また、企業がその地に投資し、事業を展開・発展させたいと望む魅力ある産業用地の確保を推進する必要があります。

大学と連携したまちづくり

県都である本市には多くの大学が立地し、これまで幅広い分野で様々な研究がなされるとともに多様な人材が育成され、本市はもとより、広く全国に有能な人材が輩出されています。

近年の社会課題の多様化・複雑化等により、本市においても様々な課題が生じている中、地域の課題解決や活性化、産業経済の発展に向け、大学が持つ強みをいかした特色ある取組をはじめ、大学と地域、民間事業者、行政等の多様な主体による連携や大学間の連携を図っていく必要があります。

成果指標

■ 市内総生産（産業政策課）

現況値	目標値
13,252.8億円	15,996.9億円

■ 立地企業における新規雇用者数（企業立地推進課）

現況値	目標値
231人	460人

参考指標

- 市民所得（1人当たり）（産業政策課）
- 1人当たりの付加価値額（産業政策課）
- 企業所得（産業政策課）
- 製造品出荷額（産業政策課）
- 事業所数（製造業）（産業政策課）
- 1人当たりの付加価値額（製造業）（産業政策課）
- 立地企業における新規雇用予定者数（企業立地推進課）

めざす姿

- 地元企業が経営課題の解決や経営基盤の強化に取り組み、本市経済に持続的な成長をもたらしている。
- 円滑な事業承継が図られている。
- 地元企業の事業拡大や市外（海外）進出が進んでいる。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 地元企業の事業継続・発展のための経営基盤の強化	中小企業の経営基盤の基礎となる金融対策の充実を図るとともに、関係団体等と連携し、経営指導・経営相談機能の強化や、事業継続計画の策定を促進します。	産業政策課
02 事業承継への支援	事業承継に取り組む事業者への支援を通じて、円滑な事業承継を促進することで、雇用を確保・創出するとともに、M & Aによる新事業への展開につなげます。	産業政策課
03 事業拡大、新商品開発やイノベーションをめざす地元企業への支援	関係団体が実施する技術研修や国内外への販路拡大に資する取組を支援するとともに、中小企業等が高等教育機関や研究機関、スタートアップ等と連携して、経営改善や技術・製品開発等を行う取組を促進します。	産業政策課
	国、県、関係機関と連携し、デジタルやDXに取り組む事業者を支援します。また、市内で生産性を向上させ、成長をめざす企業が導入する設備等の先端設備等導入計画の認定に対し、ヒアリングや相談等によりスムーズな申請を行えるよう支援し、速やかな認定作業に取り組みます。	産業政策課
	立地指定を受けた企業に対し、企業立地奨励制度により助成を行います。	企業立地推進課

関連するSDGsの取組



成果指標

■ 法人市民税の調定状況（産業政策課）

現況値	目標値
34.9億円	42.1億円

■ デジタル化、生産性向上等に資する訪問企業数（産業政策課）

現況値	目標値
-	100事業所

参考指標

- 市が支援した事業承継等の件数（産業政策課）
- 制度融資の実施実績（産業政策課）
- 中小企業が策定する先端設備等導計画の本市認定数（産業政策課）

【M&A】企業における合併（Mergers）買収（Acquisitions）の略。【高等教育機関】初等、中等教育に続く上位の教育機関。大学、短期大学、高等専門学校などがある。
【DX】デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル技術によって生活が変わり、より良くなること。【先端設備等導入計画】中小企業が、新しい設備投資を通じて労働生産性を向上させるための計画のこと。この計画が、国や自治体の定める基準を満たしていると認められると、税制優遇などの支援を受けることができる。申請窓口は自治体になる。【プロフェッショナル人材】都市部の大手企業等で本業に従事しながら副業・兼業の形で、または大手企業等から独立してフリーランスとして、地域の中小企業等の経営課題解決に貢献する人材のこと。

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
04 外部人材を活用した企業課題解決の支援	地元企業に対して、課題解決のノウハウやスキルを持つプロフェッショナル人材の活用を促し、企業成長を支援します。	企業立地推進課

市の
個別計画

- 宮崎市DX推進方針
- 宮崎市産業振興計画
- 宮崎市先端設備等導入促進基本計画

国や県
の取組

国	■ デジタル社会の実現に向けた重点計画
県	■ 宮崎県デジタル化推進計画 ■ みやざき産業振興戦略

各主体ができること

市民	■ 地元企業の活動に関心を持ち、企業の成長を応援する。 ■ 災害等の緊急事態への備えを行う。 ■ デジタル技術を活用できるスキルを身につける。
事業者・関係団体等	■ 事業継続計画策定等により経営基盤を強化するとともに、経済情勢を踏まえ、行政をはじめ関係機関と連携しながら加速的に市外（海外）進出に挑戦する。 ■ 金融機関を中心に融資や新たな資金調達に関する相談体制を充実させる。 ■ デジタル化を推進する。
行政（宮崎市）	■ 地元企業の積極的な市外（海外）進出を支援する。 ■ 地元企業の付加価値を高める取組を行う。 ■ 関係機関、関係団体による経営指導・相談体制の機能強化を支援し、事業継続計画の策定を促進する。 ■ 事業者のデジタル化を支援する。

【DX】デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル技術によって生活が変わり、より良くなること。【先端設備等導入計画】中小企業が、新しい設備投資を通じて労働生産性を向上させるための計画のこと。この計画が、国や自治体の定める基準を満たしていると認められると、税制優遇などの支援を受けることができる。申請窓口は自治体になる。

めざす姿

- 本市で多くのスタートアップをはじめとした起業家が増えている。
- 新たな事業活動に意欲的に取り組む創業者、企業が増えている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 スタートアップの創出・成長支援	スタートアップ輩出に向け事業化や資金獲得に向けた機会の創出、企業とのマッチングに向けた取り組みを支援します。	産業政策課
02 起業・創業支援	地域経済を活性化するため、新たな事業に取り組む起業家等に対し、起業等に関する相談対応など、問題解決に向けた支援を行います。	産業政策課
03 （一社）宮崎オープンシティ推進協議会の取組支援	新たな産業の創出や地域経済全体の活性化を図るため、ローカルスタートアップの創出や地域企業のイノベーション創造、食産業・農業の革新と発展に取り組む宮崎オープンシティ推進協議会の取組を支援します。	都市戦略課

市の個別計画

■ 宮崎市産業振興計画

国や県の取組	国	-
	県	-

関連するSDGsの取組



成果指標

- 創業支援事業計画に基づく創業者数（産業政策課）

現況値	目標値
297件	521件

参考指標

- スタートアップの創出件数（産業政策課）

各主体ができること

市民	■ 本市や関係機関が展開する支援施策を活用しながら、経験やスキルをいかして、起業等に挑戦する。 ■ クラウドファンディング等の仕組みを活用して、挑戦しようとする人を応援する。
事業者・関係団体等	■ 起業家等に対し、相談、支援を行う。 ■ ワンストップで相談できる体制を推進する。 ■ 経験やスキルをいかして、起業等に挑戦する。
行政（宮崎市）	■ 関係機関と連携し、起業家が生まれやすい環境を整備し、人、モノ、情報が集まる場をつくる。

めざす姿

- 経済波及効果が高く、質の高い雇用が創出される企業の立地が進むとともに、立地企業の事業拡大や地元企業との取引拡大が積極的に図られている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 持続的な経済発展に資する企業誘致の推進	本市の豊富な農林水産資源を加工する工場の立地や、既に一定の集積が認められる半導体関連企業の更なる立地など、製造業等の企業を誘致し、地域経済の活性化を図ります。	企業立地推進課
	国内外の企業に対し、本市のビジネス環境としての優位性などを、様々な機会を通じ積極的に発信します。	企業立地推進課
	充実した企業立地奨励制度や細やかな誘致活動により本市経済の持続的な発展や質の高い雇用の創出に寄与する企業の立地を促進します。	企業立地推進課
02 立地企業の定着に向けた取組の推進	立地企業に対してきめ細かなフォローアップを行い、その定着を図ります。	企業立地推進課
03 立地企業と地元企業との取引促進	立地企業と地元企業の新たな取引が生まれ、更なる経済波及効果が得られることをめざし、企業同士の連携を促進します。	企業立地推進課
04 魅力ある産業用地の確保に向けた取組の推進	公民連携等により、企業にとって魅力ある産業用地を確保し、地理的優位性や交通の利便性等を備えた適地に、企業の立地や集積を促します。	企業立地推進課

関連するSDGsの取組



成果指標

■ 立地企業における投資額（累計）（企業立地推進課）	
現況値	目標値
4億3,200万円 （2023年度）	600億円 （2025-2034年度累計）

参考指標

- 立地企業数（企業立地推進課）

各主体ができること

市民	■ 誘致に向けた施策への理解や協力を行う。
事業者・関係団体等	■ 行政をはじめとした関係団体との連携により、誘致企業を支援する。
行政（宮崎市）	■ 本市経済の発展に寄与する戦略的な企業誘致を推進する。 ■ 産業用地の確保や環境整備を進める。

市の個別計画

- 宮崎市産業振興計画
- 宮崎市企業誘致戦略

国や県の取組

国	-
県	■ みやざき産業振興戦略

めざす姿

- 大学が有する資源をいかした取組により、地域における新たな価値の創造や課題解決等につながっている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 大学との連携による新たな価値の創造	一般社団法人高等教育コンソーシアム宮崎との連携を深め、大学と地域、民間事業者、行政等の多様な主体による連携や大学間の連携を促進します。また、学生のまちづくりへの参画や主体的な学びとチャレンジによるイノベーション創出を促進します。さらに、大学の教員や大学院生等による地域課題解決や産業経済の発展に資する研究を促進し、本市の新たな価値の創造につなげます。	企画政策課
02 宮崎公立大学の知的資源・研究成果をいかした地域貢献や産業発展等への寄与	宮崎公立大学の「強み」をいかしたりリカレント教育・リスキリング支援はじめ、在住外国人に対する日本語教育支援や地域との交流機会の創出等による多文化共生・共創の推進など、地域貢献活動の充実を図ります。また、新学科によるデジタル技術を活用した教育・研究活動や地域の情報化の支援などを通し人材育成を図り、産業発展につなげます。	企画政策課

成果指標

- 大学と市が連携した取組事例数（企画政策課）

現況値	目標値
70件	100件

参考指標

- 地域学術研究補助事業採択件数（企画政策課）

各主体ができること

市民	■ 大学が提供する学び直しの機会を利用しキャリアアップに取り組む。 ■ 大学へ地域貢献活動の場を提供する。
事業者・関係団体等	■ 大学の調査研究を活用する。 ■ 大学が提供する学び直しの機会を通して、従業員等のリスキリングを促進する。 ■ 課題解決型のインターンシップを活用する。
行政（宮崎市）	■ 大学と積極的に連携し、各大学が持つ知見や研究を本市の地域課題解決等に活用する。



- 宮崎公立大学第4期中期目標



国	-
県	-

【大学】学校教育法上の区分による「大学」(大学院、短大を含む)や「高等専門学校」。

【リカレント教育】「リカレント (recurrent)」とは、「繰り返す」「循環する」という意味で、リカレント教育とは、学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと。

【課題解決型のインターンシップ】企業や地域が抱える課題に対して、学生自らが調査や提案を行い、課題を解決することを目指すインターンシップ。

概要

誰もが活躍できる就労環境の整備、地域の魅力をいかした地元就職や移住・定住の促進、外国人材の受入環境の整備、キャリア教育・リスキリング等の促進を通して、地域経済を担う多様な人材の確保や育成を図ります。

現状と課題

就労環境の整備

人口減少社会において、更なる労働力不足が見込まれる中、人材の確保は喫緊の課題となっており、現に本市においても、多くの企業で従業員の確保が困難となっています。

一方で、子育てや介護、障がいの有無などによって、労働に制限がある人がいるため、誰もが活躍できる就労環境の整備を促進する必要があります。

地域の魅力をいかした地元就職や移住・定住の促進

若年層を中心に首都圏等への人口の流出が続いている一方で、市内には多くの魅力的な企業が立地しています。

このため、市内企業の情報を広く発信し、市内での就職を促進させる取組を継続するとともに、本市を進学や就職によって離れた若者が、また地元に戻って能力をいかし、希望する職業に就くことができるよう、雇用や就業機会の拡大を図る必要があります。

また、テレワークの導入などによる働き方の変化や、二地域居住といったライフスタイルの多様化により、働く場所や住む場所にとらわれず、様々な地域とつながり、関わり合いを持つことができるようになっています。本市としても、従来の人口規模に目を向けるだけでなく、そのような多様な人々の力を、本市の経済的な活力に変えて持続的に発展していく必要があります。

このため、宮崎ならではのライフスタイルなど、移住者に選ばれるまちとして効果的な情報の発信や、移住者の交流を深めるイベント開催などにより、移住・定住を促進する必要があります。

国内外から人材が集まるまちに向けた環境づくり

国では、国際的な人材獲得競争の激化や、地域経済を支える人材不足の深刻化を背景として、成長戦略に外国人材の活躍推進を掲げています。

本市でも、持続的成長を図るために、外国人材の受入環境の整備などを通し、外国人材にとっても活躍できる環境づくりを進め、国外からも選ばれる都市であることが重要です。

キャリア教育やスキルの習得

変動が激しく予測困難な時代において、子どもが主体的に進路を選択し、社会的・職業的な自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むことが重要です。

また、年齢を問わず、デジタル化やグローバル化の進展など、社会や環境の変化に合わせて、新たな知識やスキルを習得することが求められます。

今後、子どもの発達段階に応じたキャリア教育を推進するほか、社会人のリスキリングの促進を図る必要があります。

成果指標

■ 誰もが活躍できる就労環境が整っていると感じる市民の割合（企業立地推進課）

現況値	目標値
25.5%	40.0%

■ 新規学卒者の県内就職率（高校・大学等）（企業立地推進課）

現況値		目標値	
高校	64.5%	高校	70.0%
大学等	43.3%	大学等	48.8%

参考指標

■ 18歳人口に対する10年後の28歳人口の割合（企業立地推進課）

めざす姿

- 若者、女性、高齢者、障がい者など誰もが多様で柔軟な働き方を選択することができ、安心して快適に、かつ意欲的に働くことができている。
- 各事業所等において、就労環境の改善や福利厚生の実が図られている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 誰もが働きやすい環境づくりへの支援	国や県、関係機関と連携しながら、誰もが活躍できる働きやすい職場環境づくりを支援します。	企業立地推進課
	シルバー人材センターの活動を支援し、ニーズに合った就業先の開拓を推進するなど、高齢者の多様な就業機会を確保します。	企業立地推進課
	女性がライフステージごとに抱える様々な健康課題への理解や配慮が社会全体に広まるよう、知識の普及・啓発を図ります。	健康支援課
	事業所において障がい特性に応じた支援や配慮が行われるよう障がい理解の啓発を図り障がい者の一般就労を促進します。	障がい福祉課 企業立地推進課
02 ワーク・ライフ・バランスの推進やハラスメント防止対策	関係機関と連携し、育児休業や年次有給休暇の取得を促進し、長時間労働を是正するなど、ワーク・ライフ・バランスの普及を推進します。また、各種ハラスメントの防止対策にも取り組みます。	企業立地推進課

関連するSDGsの取組



成果指標

- 県内企業における男性社員の育児休業取得率（企業立地推進課）

現況値	目標値
36.4%	85.0%

参考指標

- 県内企業における年次有給休暇取得率（企業立地推進課）
- くるみん認定企業数（累計）（企業立地推進課）
- えるぼし認定企業数（累計）（企業立地推進課）

市の
個別計画

- 宮崎市産業振興計画
- 第7期宮崎市障がい福祉計画（第3期宮崎市障がい児福祉計画）

国や県
の取組

国	■ -
県	■ みやざき産業振興戦略 ■ 第7期宮崎県障がい福祉計画（第3期宮崎県障がい児福祉計画）

各主体ができること

市民	■ 働きやすい職場づくりを推進する。 ■ ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方をする。 ■ 合理的配慮を意識する。
事業者・関係団体等	■ 働きやすい職場づくりを推進する。 ■ 男女の機会均等を推進する。 ■ ワーク・ライフ・バランスなどの働き方改革やハラスメント防止に取り組む。 ■ 職場における合理的配慮の提供を遵守する。
行政（宮崎市）	■ 働きやすい職場づくりを推進する。 ■ シルバー人材センターの活動を支援する。 ■ 働き方改革やハラスメント防止対策の普及啓発に取り組む。

めざす姿

- 若者の地元就職や県外からのUIターン就職者が増えている。
- 二地域居住などを可能とする多様な働き方が普及し、本市経済の発展につながっている。
- 本市での暮らしや働き方の魅力が発信され、移住・定住者が増えている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 若者の地元就職やUIターン就職の支援	地元企業の魅力や情報の積極的な発信、国や県などの関係機関と連携した企業就職説明会等の開催、就職活動等にかかる経済的負担の軽減を図り、地元定着や県外からのUIターン就職を促進します。	企業立地推進課
02 企業のインターンシップの受入促進	地元企業が行うインターンシップ受入れの取組を支援するとともに、地元企業や学校などと連携して、情報交換会やプロモーションイベントを開催するなど、学生や保護者等の就職への関心を高め、地元企業への就職を促進します。	企業立地推進課
03 大学等と連携した人材育成・確保	市内の産業や企業への興味関心を高めて、若者の定着につながるように、大学や専門学校と連携した取組を行います。	企業立地推進課
04 民間事業者と連携した人手不足の解消	民間事業者と連携することにより、民間のアイデアやノウハウを活用し、市内企業の人手不足を解消します。	企業立地推進課

関連するSDGsの取組



成果指標

■ 移住世帯数（移住センター関与分）（都市戦略課）

現況値	目標値
239世帯	300世帯

参考指標

- 移住センターが関与した移住世帯の3年後の定着率（都市戦略課）
- 人材育成・確保に関して連携した大学等の数（企業立地推進課）

各主体ができること

市民	■ 本市の魅力を県外に発信する。 ■ 地元企業等のインターンシップ制度を積極的に活用する。
事業者・関係団体等	■ 二地域居住などを可能とする、多様な働き方を推進する。 ■ 外部の副業・兼業人材等を受け入れる。 ■ インターンシップ受入を推進する。
行政（宮崎市）	■ 本市の魅力のPRや、移住後の暮らしに関する情報発信を行う。 ■ 地元企業の魅力・情報を積極的に発信する。

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
05 移住・定住の促進	本市ならではの暮らしや働き方をイメージできるよう、自然、医療、福祉、教育などの生活環境の魅力を発信します。	都市戦略課
	国・県の支援制度を活用して、移住にかかる経済的負担を軽減します。	都市戦略課
	移住者を対象にしたイベントを開催し、移住後のコミュニティ形成により孤立を防ぐことで、定住率の向上を図ります。	都市戦略課
06 二地域居住の促進による地方への人の流れの創出・拡大	二地域居住の促進に必要な「住まい」「なりわい（仕事）」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む民間事業者等との連携を図るとともに、地域の実情を踏まえた居住環境の整備に取り組み、本市への人の流れの創出・拡大を図ります。	都市戦略課

市の
個別計画

国や県
の取組

国	■ デジタル田園都市国家構想総合戦略
県	-

めざす姿

- 市内企業での外国人材の受入が進み、外国人材がそれぞれの技能をいかして就労している。
- 外国人材が日本人とともに活躍できる、働きやすい職場環境が整備されている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 様々な分野における外国人材の受入推進	市内事業者へ外国人材に対する理解を深めてもらうとともに、国や県などの関係機関と連携しながら、雇用のメリットや雇用手続に関する啓発を行うことにより、外国人材の受入れを推進します。	企業立地推進課
	外国人留学生在が高度な専門性や日本語能力を身につけている貴重な人材であることを踏まえ、市内の専門学校等と連携し、外国人留学生の市内企業への就職を促進します。	企業立地推進課
02 外国人材が活躍できる環境づくりの推進	外国人材が活躍できるよう、関係機関と連携しながら、就労環境の整備を推進します。	企業立地推進課

市の個別計画

■ 宮崎市産業振興計画

国や県の取組

国	■ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策
県	■ みやざきグローバルプラン（第2期）

関連するSDGsの取組



成果指標

- 外国人労働者数（宮崎安定所管区）（企業立地推進課）

現況値	目標値
2,049人	6,010人

参考指標

- 外国人雇用事業所数（宮崎公共職業安定所管区）（企業立地推進課）

各主体ができること

市民	■ 異文化交流の機会等に積極的に参加し、異文化への理解を深める。 ■ 外国人材が働きやすい職場づくりに協力する。
事業者・関係団体等	■ 外国人材に関する理解を深め、外国人材の雇用を促進する。 ■ 日本人と外国人材がともに活躍できるよう、働きやすい職場づくりを行う。
行政（宮崎市）	■ 異文化交流を促進する。 ■ 関係機関と連携しながら、留学生を含め外国人材を受け入れる取組を充実させる。 ■ 関係機関と連携しながら、外国人材が働きやすい環境づくりを行う。 ■ 外国人材が社会参加できるよう、情報発信や相談窓口の設置など、生活面での支援を行う。

めざす姿

- 児童生徒が地元企業を知る機会が確保されている。
- 児童生徒への段階に応じたキャリア教育と、社会人のリスキリングが充実している。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 地元の教育機関や企業と連携したキャリア教育の推進	児童生徒がふるさとに対する愛着や誇りをもち、将来の夢や自分の生き方について考えることができるよう、地元の教育機関や企業と連携・協働し、地域資源やメディア等を有効に活用するとともに、働くことの意義を理解する機会や場を確保しながら、小中 9 年間を見通したキャリア教育の充実を図ります。	企業立地推進課 学校教育課
02 人材育成や技能習得の支援	専門機関が実施する研修や訓練等への地元企業の参加を支援し、経営者や従業員の経営・業務能力向上やスキルアップ、技能等の向上を図ります。	企業立地推進課

市の個別計画

- 宮崎市産業振興計画
- 第三次宮崎市教育ビジョン

国や県の取組

国	■ 第11次職業能力開発基本計画 ■ 職場における学び・学び直し促進ガイドライン
県	■ みやざき産業振興戦略 ■ 第11次宮崎県職業能力開発計画

関連するSDGsの取組



成果指標

- 地域貢献をしたいと思う児童生徒の割合（学校教育課）

現況値	目標値
（小学生） 83.7% （中学生） 78.2%	（小学生） 100% （中学生） 98.2%

参考指標

- 学校版ゆめパークに出展する企業・大学等の数（企業立地推進課）

各主体ができること

市民	■ 地元企業や地元産品を知る。 ■ 新たな知識やスキルを学ぶ機会を活用する。
事業者・関係団体等	■ 地元企業や地元産品の魅力を発信する取組に協力する。 ■ 従業員のリスキリングを推進する。 ■ リスキリングの重要性を周知するほか、リスキリングの機会を提供する。
行政（宮崎市）	■ 小中学校など早い段階における地元企業や地元産品を知る機会の確保を行う。 ■ 人材育成や技能習得の支援推進により誰もが更に活躍できる社会をめざす。

概要

観光資源をいかした国内外からの誘客促進、観光地としての魅力向上、観光産業の付加価値向上、地元産品のブランド化・ファン獲得に向けた取組の推進・地産外商の促進などを含めた販路の拡大、稼ぐ農業への転換などによる持続可能な農林水産業の振興を図り、外貨獲得をめざします。

現状と課題

観光資源をいかした国内外からの誘客促進

人口減少時代において、地域経済の規模を維持するには、定住人口の減少分の外貨を稼ぐか、域内消費額を上げる必要があります。そのような中、観光分野は本市経済の活性化を図るための外貨を稼ぐ重要な分野の一つとなっています。

近年、日本人の国内宿泊旅行者は徐々に減少していることから、増加傾向が続く訪日外国人観光客の誘客を進め官民一体で戦略的かつ持続可能な観光地経営を進める必要があります。

今後は、宮崎市の観光資源を生かしたブランディングや国内外へのプロモーション、観光資源やイベントの開発・誘致により、国内外からの誘客による観光消費の拡大を図る必要があります。

観光地としての魅力向上

本市は、さまざまな観光資源を保有している一方で、観光客の満足度が低くリピート率が低いことや来訪者宿泊日数が少ないことが課題となっており、さらに急速に進展する個人向け旅行等新たな旅行形態への対応や、スポーツ客を回遊させ、観光消費額を増加させる取組みが急務となっています。

今後は、観光インフラ（ソフト・ハード）の整備や、観光人材の育成を図る必要があります。

スポーツ・観光産業の付加価値向上

本市には、宿泊・飲食やサービス業が多く立地していますが、他の業種に比べて、労働生産性が低く、また域内取引が少ないため、地域外に所得が流出しています。

今後は、新たな製品やサービスを創出し、域内取引による経済循環を図るとともに、プロスポーツのキャンプ地としての受入環境整備、アマチュアスポーツの合宿地としての更なる受入推進、MICE等の誘致・受入環境の充実を図る必要があります。

地元産品のブランド化と販路の拡大

本市の経済構造として、第3次産業の割合が高く、第1次産業における付加価値の創出や製造業をはじめとする第2次産業の強化が課題となっています。

今後、農林水産物をはじめとする本市特産品のブランド化の推進のほか、外貨獲得を促進する産業振興を図る必要があります。

持続可能な農林水産業の振興

本市は、豊かな自然環境のもとで良質な農林水産物を豊富に生産しています。
今後、安定的かつ競争力の高い、稼ぐ農業への転換のほか、強い生産基盤の確立による持続可能な農林水産業の振興を図る必要があります。

成果指標

■ 観光消費額（観光戦略課）

現況値（2019年）	目標値
891.5億円	1,338.3億円

■ 農業産出額（農政企画課・農業振興課）

現況値	目標値
389.7億円	454.7億円

■ 生産農業所得（農政企画課・農業振興課）

現況値	目標値
97.5億円	117.9億円

参考指標

■ 水揚高（森林水産課）

■ 市場取扱高（市場課）

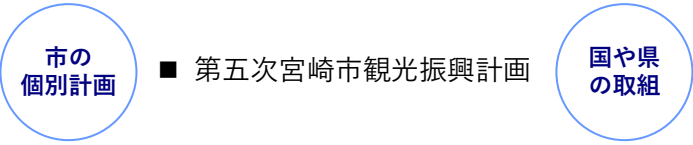
【観光消費額の現況値について】
2022-2023年は国や県による経済対策に加え、調査地点の変更により観光消費額の伸びが大きいため、2019年を現況値とする。

めざす姿

- 本市のブランドイメージが確立し、マーケティングに基づいたプロモーションやコンテンツが充実している。
- 国内外ともに、本市の観光客が増加している。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 宮崎市の観光資源をいかしたブランディング	本市の持つ豊富な観光資源をいかしたブランディングを行い、観光地としての魅力の向上を図ります。	観光戦略課
02 国内外へのプロモーション	インバウンドや個人旅行等の新たな旅行形態・志向に対応した誘客を図るため、旅行前や旅行中、旅行後など時系列に即した効果的なプロモーションを行います。	観光戦略課
03 観光資源開発・イベント開発	観光客のリピート率の向上につながる、持続可能な観光資源開発やイベント開発を進めます。	観光戦略課
04 観光消費拡大	回遊性の向上や滞在時間の延長に努め、スポーツイベントやMICE等のイベントで本市を訪れた人の観光消費額を増加させる取組を促進します。	観光戦略課 スポーツランド推進課



国	■ 観光立国推進基本計画（観光庁）
県	■ 宮崎県観光振興計画

【マーケティング】政策企画立案にあたり、来訪者の来訪場所、移動手段、消費嗜好、消費額など市場を調査により客観的なデータを把握すること。【プロモーション】本市を広く認知させ、来訪につなげるための活動のこと。【インバウンド】外国人が訪れてくる旅行のこと。【MICE】企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

関連するSDGsの取組



成果指標

■ 観光入込客数（観光戦略課）

現況値	目標値
618万2千人	751万人

参考指標

各主体ができること

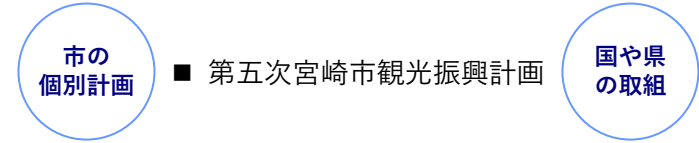
市民	■ 食や自然など地元の魅力を楽しむ。 ■ 食や自然など地元の魅力をSNS等で発信する。
事業者・関係団体等	■ 行政や関係団体と連携した新たな観光資源の開発や磨き上げを行う。
行政（宮崎市）	■ 新たな観光資源の開発・整備・磨き上げを行う。 ■ 地元の魅力を発信し、関係団体と連携した観光客や観光消費額増加に向けた取組を推進する。 ■ 地元の魅力を国外へ積極的に発信する。

めざす姿

- 観光インフラが整うとともに、観光ガイドなどの人材が充実し、本市の観光地としての魅力が高まっている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 二次交通の整備	観光地における環境負荷をかけない移動手段の確保や、ガイド人材が車で案内する取組など、新たなビジネスモデルにつながる持続可能な地域モデルの仕組みを検討します。	企画政策課 観光戦略課 産業政策課
02 外国人旅行者の受入環境の充実	本市を訪れる外国人旅行者が、安心して滞在し、快適に観光を満喫できるよう、民間事業者とも連携し、受入環境整備や利便性の向上に取り組めます。	観光戦略課 産業政策課
03 観光人材育成	観光業界の人手不足に対応するため、民間企業との共創による人材誘致等に取り組むほか、観光に関する知識やスキル向上を図るため、各種セミナーや研修会開催を関係団体と連携して取り組みます。	観光戦略課



国	■ 観光立国推進基本計画（観光庁）
県	■ 宮崎県観光振興計画

【二次交通】拠点となる空港や鉄道の駅から観光地までの交通のこと。

関連するSDGsの取組



成果指標

- 延べ宿泊者数（観光戦略課）

現況値	目標値
221万6千人	353万人

参考指標

- 外国人延べ宿泊者数（観光戦略課）

各主体ができること

市民	■ 国内外からの観光客の受入について理解し協力する。
事業者・関係団体等	■ 行政や関係団体と連携し、日本人観光客や外国人旅行者が不自由なく本市を観光できるよう、ソフト・ハード面から受入環境の整備・充実を図る。
行政（宮崎市）	■ 事業者・関係団体等と連携し、日本人観光客や外国人旅行者が不自由なく本市を観光できるよう、ソフト・ハード面から新たなビジネスモデルにつながる持続可能な地域モデルの仕組みを検討する。

めざす姿

- 地域の資源をいかした付加価値の高いサービスが充実している。
- 観光産業の売上と利益が向上するとともに、観光関連産業が本市経済の波及効果を広げている。
- 本市でスポーツやMICE等の多くのイベントが開催されている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 域内取引促進・付加価値の高いサービスの創出	公民連携により、地元の農林水産物や伝統工芸品のブランド化、高級志向の商品開発、希少価値のある素材を用いた商品の造成など、付加価値の高いサービスを創出します。 また、地場生産や域内循環の向上につながる商品の開発・販売に係る取組を促進します。	農政企画課 観光戦略課 産業政策課
02 域内や広域の連携促進	市民・地域と観光客が交流できる機会を創出します。 また、地域資源である自然や文化を守る取組や地元食材を使った食を広げる取組を推進するとともに、佐土原・田野・高岡・清武エリアの魅力を引き出す地域コンテンツを検討します。	観光戦略課
	他地域や市町村を巻き込んだ広域連携によりコンテンツの充実を図ります。	観光戦略課
03 プロスポーツのキャンプ地としての受入環境整備	プロ野球やリーグ等のプロスポーツキャンプ受入体制の充実を図るとともに、プロゴルフトーナメントや国際プロサーフィン等のプロスポーツイベントの開催を支援します。	スポーツランド推進課
04 アマチュアスポーツの合宿地としての更なる受入推進	本市の温暖な気候や充実したスポーツ施設などの良好な環境を国内外に発信し、アマチュアスポーツの大会や合宿の誘致に取り組みます。	スポーツランド推進課

関連するSDGsの取組



成果指標

■ 観光消費単価（宿泊者）（観光戦略課）

現況値（2019年）	目標値
25,600円	33,800円

参考指標

- プロ野球キャンプ・プロゴルフトーナメント来場者数（スポーツランド推進課）
- スポーツ合宿宿泊者数（スポーツランド推進課）
- MICE等延べ参加者数（観光戦略課）

各主体ができること

市民	■ 本市の観光サービスや土産品をSNS等で発信する。
事業者・関係団体等	■ 公民連携により、付加価値の高い観光サービスを創出するほか、積極的な誘致活動に努める。 ■ 地場生産や域内循環につながる土産品を開発・販売する。
行政（宮崎市）	■ 公民連携により、付加価値の高い観光サービスを創出するほか、積極的な誘致活動に努める。 ■ 地場生産や域内循環につながる土産品の開発・販売を促進する。

【観光消費単価の現況値について】2022-2023年は国や県による経済対策に加え、調査地点の変更により観光消費額の伸びが大きいため、2019年を現況値とする。

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
05 MICE等の誘致、受入環境の充実	県や大学、関係団体と連携しMICE誘致の強化を図り、多様な形態の宿泊施設など本市への新たな観光資源開発のための誘致推進にも取り組みます。	観光戦略課

市の個別計画

■ 第五次宮崎市観光振興計画

■ 第二次宮崎市スポーツ推進計画

国や県の取組

国	■ 観光立国推進基本計画（観光庁）
県	■ 宮崎県観光振興計画

めざす姿

- 地元産品の付加価値の向上と魅力の発信により、本市のファンが増え、新たな販路の開拓と消費の拡大につながっている。

関連するSDGsの取組



主な取組

項目名	内容	所管課
01 地元産品のブランド化とファン獲得に向けた取組の推進	安全・安心で高品質な商品づくりと、消費者に選ばれる産地づくりを推進し、安定的な取引とファン獲得に向けた新たな取組が行われるよう、県、農林漁業者、農業協同組合、漁業協同組合などの関係機関と連携して、ブランド戦略を推進します。	農政企画課 森林水産課
	「宮崎市産農林水産物活用商品認定制度」により、認定した商品の商品特性を踏まえた販路拡大を支援するとともに、ふるさと納税返礼品としての活用も推進しながら、農林水産物の高付加価値化を推進します。	農政企画課
	消費者動向の分析に基づき、生産から販売、PRまでを一体とした品目ごとの戦略を構築し、差別化できる特徴ある商品づくりを展開します。	農政企画課
02 農林水産物の販路開拓による地産外商の促進	消費者や実需者のニーズを的確に把握するとともに、海外輸出を含む品目別戦略を充実させます。	農政企画課
	生産者をはじめとする関係機関と一体となった販売促進活動を展開するとともに、従来のメディアに加え、動画投稿サービスやSNSなどの新たなツールを活用した効果的なPR活動を積極的に行い、オンラインとリアルを連携させたプロモーション活動と販売機能の強化を図ります。	農政企画課

成果指標

- 農林水産物のブランド認証品販売額（農業振興課・森林水産課）

現況値	目標値
70億円	163億円

参考指標

- 宮崎市産農林水産物活用商品認定制度で認定した商品数（累計）（農政企画課）
- 支援した商談会・展示会で成約に結び付いた件数（産業政策課）

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
03 市内で製造・加工された商品の市場開拓や販路拡大	製造事業者が市内で製造・加工した商品（工業製品を含む。）を周知する取組を支援し、特産品等の国内外での市場開拓や販路拡大を図ります。	産業政策課

市の個別計画

■ 第13次宮崎市農林水産業振興基本計画
■ 宮崎市産業振興計画

国や県の取組

国	■ 食料・農業・農村基本計画 ■ 森林・林業基本計画 ■ 水産基本計画
県	■ 宮崎県農業・農村振興長期計画 ■ 宮崎県森林・林業長期計画 ■ 宮崎県水産業・漁村振興長期計画 ■ みやざき産業振興戦略

各主体ができること

市民	■ 地元産品の魅力を発信する。 ■ 地元産品を積極的に購入する。
事業者・関係団体等	■ 本市の素材（一次産品）を二次産品につなげ、付加価値をつける取組を推進する。 ■ 行政や関係団体と連携し、ファン獲得、地産外商、販路・消費拡大に向けた取組を推進する。
行政（宮崎市）	■ 地元産品のブランド化のための継続的な取組を推進する。 ■ 関係団体と連携し、ファン獲得、地産外商、販路・消費拡大に向けた取組を推進する。

めざす姿

- 農林水産分野におけるデジタル技術の活用等により生産性が向上し、生産者の所得が増加している。
- 多様な人材や主体による担い手が確保・育成され、経営基盤が安定することで、本市の第 1 次産業が持続可能な形で発展している。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 生産性向上に向けた取組の推進、スマート化の加速	技術革新を積極的に推進し、農林水産業の成長産業化を実現するため、生産者と消費者のニーズを的確に把握した研究開発を行い、個々の経営体に最適なスマート化と、地域における課題解決のためのスマート化を積極的に進めます。	農政企画課
	先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、大型機械の導入や農地の区画拡大・用水路のパイプライン化など、生産コストの削減を図ります。	農村整備課
	海面漁業における操業の効率化や漁労環境の省力化を図るため、漁業のスマート化の取組を支援し、漁業経営の安定を図ります。	森林水産課
02 担い手の確保・育成に向けた取組の推進	農業経営改善計画の作成と目標達成に向けた支援を強化し、経営感覚に優れ、意欲に満ちた認定農業者の確保・育成・定着に積極的に努めます。	農政企画課
	多様な就農ルートの整備を進め、第三者承継を含めた新規参入者の支援を積極的に行うとともに、農家の後継者が円滑に就農できる環境を整備することで、新規就農者の確保・育成を図ります。	農政企画課

関連するSDGsの取組



成果指標

■ 認定新規就農者数（農政企画課）

現況値	目標値
99人	100人

■ 認定農業者数（農政企画課）

現況値	目標値
1,386 人	1,400 人

参考指標

- 有機農業の取組面積（農政企画課）
- 新規林業就業者数（森林水産課）
- 新規漁業就業者数（森林水産課）

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
02 担い手の確保・育成に向けた取組の推進	効率的な経営を行う農業法人の確保・育成を積極的に推進し、雇用就農者の確保・育成に努めます。	農政企画課
	農業者と地域住民による農地の草刈りや水路の浚渫などの共同活動を支援することにより、担い手農家への農地集積を推進します。	農村整備課
	経営意欲の低い森林所有者にかわり森林経営管理制度の委託先となる「ひなたのチカラ林業経営者」が新規林業就業者を確保する取組に対し支援を行います。	森林水産課
	新規漁業就業者を確保するため、関係機関・団体と連携し、海技免許取得など、スキルアップにむけての取組を支援します。	森林水産課
03 経営基盤の安定化	農地中間管理事業の活用や「地域計画」による担い手への農地の集積・集約化を加速化するとともに、農業経営の法人化を推進します。また、水田の汎用化や畑地化を進め、高収益作物への転換を図ります。	農政企画課 農業委員会
	施設園芸の基盤となるハウスの維持・更新・長寿命化に取り組み、既存設備の有効活用と新たな生産資機材の効率的な導入を組み合わせることで、気象の影響を受けにくい、個別の営農計画や作物に最適化された 高効率な生産基盤の構築を推進します。	農業振興課

各主体ができること

市民	■ 地元産品を積極的に購入する。 ■ 地元の農業や農産物について関心を持つ。
事業者・関係団体等	■ 行政や関係団体と連携し、生産性向上に向けた取組を推進する。
行政（宮崎市）	■ 関係団体と連携し、生産性向上に向けた取組を推進する。

【森林経営管理制度】適切な管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から委託を受け経営管理を行い、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進する制度のこと。

【ひなたのチカラ林業経営者】宮崎県が、雇用管理の改善や労働安全対策など、一定の基準を満たす林業経営者（造林、伐採その他の森林施業を行う者）を登録・公表する制度において、登録された林業経営者のこと。

【農地中間管理事業】農地中間管理機構が、農地を貸したい農家から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図りたい農家へ貸し出すことにより、農地の有効利用を促進する事業のこと。

【地域計画】農業経営基盤強化促進法に基づき、地域における農地の効率的な利用を図るため、農業者をはじめとする地域住民が話し合い、将来の農地利用の目標や具体的な取組を定めた計画のこと。

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
04 市場の活性化	本市で生産される農水産物を全国に発信するとともに、市民への生鮮食料品等の安定供給を図るため、市場機能の近代化に向けた取組を進めます。	市場課
	地元農水産物への関心を高めることを目的として、市場の魅力の周知向上を図るとともに関連商品売場棟のにぎわい創出を支援し、一般来場者数の増加を図ります。	市場課
05 地元産品の購入、地産地消・地産外商の推進	農業協同組合、漁業協同組合をはじめとする関係団体に加え、保育所、幼稚園、学校などの教育機関、福祉や子育て支援に取り組むNPO法人などとも連携し、地域住民の「食」と「農」に関する理解促進と関係づくりを積極的に推進します。	農政企画課
	環境への負荷低減による持続可能な農業生産の発展と、信頼ある宮崎産農産物を消費者に届けるため、環境保全型農業を積極的に推進します。	農政企画課
	「おさかな普及協議会」実施による各種イベントや「夏休み親子市場見学会」等を通じて、地元農水産物への理解と関心を高め、消費量増加を推進します。	市場課

市の
個別計画

- 第13次宮崎市農林水産業振興基本計画
- 宮崎市農業振興地域整備計画
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 宮崎市酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画
- 第4次宮崎市食育・地産地消推進計画
- 宮崎市卸売市場特別会計経営戦略

国や県
の取組

国	■ 食料・農業・農村基本計画 ■ 森林・林業基本計画 ■ 水産基本計画
県	■ 宮崎県農業・農村振興長期計画 ■ 宮崎県森林・林業長期計画 ■ 宮崎県水産業・漁村振興長期計画

政策 2

経済を支えるまちづくり



基本的な考え方

路線バス、鉄道、飛行機、長距離フェリーなどの交通や、道路、上下水道、公園などの都市基盤は、本市の円滑な事業活動や市民生活を支えており、これらの基盤を整備・維持することは、本市の更なる経済的な成長のほか、市民の暮らしやすさの向上につながります。

これまで、本市では、持続可能な都市構造である多拠点ネットワーク型コンパクトシティをめざし、地域の実情に応じた土地利用の誘導を図ることで、都市機能の維持・充実を図ってきました。

また、地域交通ネットワークや広域交通の維持・充実、道路や橋梁、上下水道などの整備・維持のほか、中心市街地再生や公園などの魅力向上にも取り組んできました。

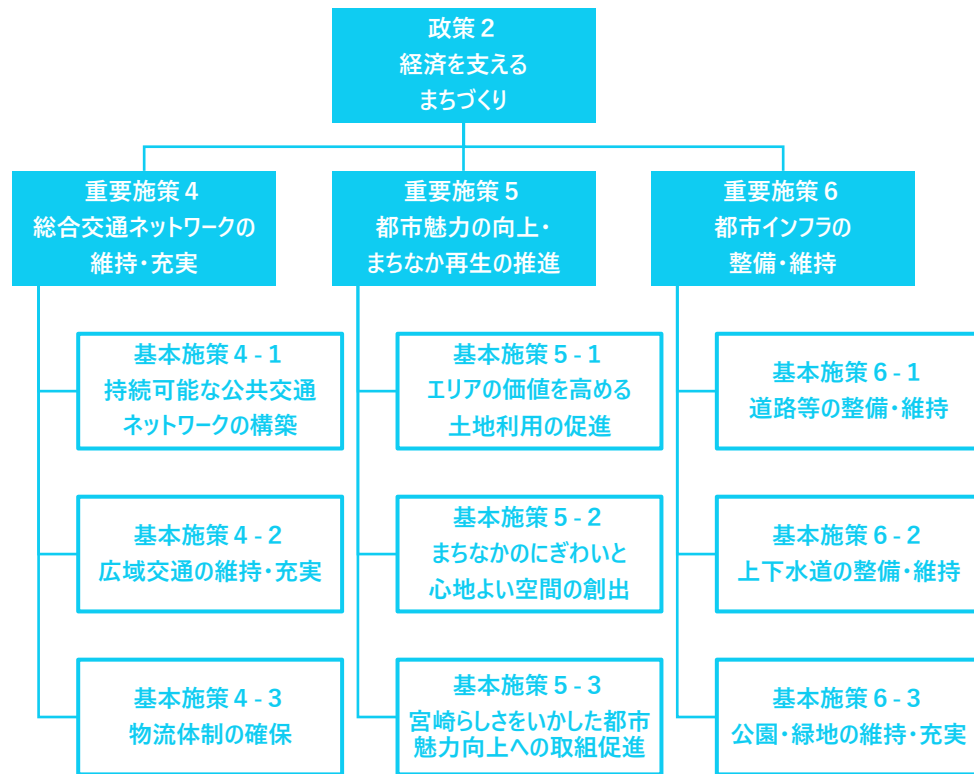
こうした中、人口が減少し、少子・高齢化が進行することに伴い、都市基盤に求められるニーズは時代の変遷とともに変化してくることから、都市機能の適切な配置や、将来を見据えた総合交通の体制整備、都市インフラの適切な維持管理が重要となり、これらを踏まえた更なる取組を推進する必要があります。

このようなことから、本市では、持続可能な公共交通ネットワークの構築、広域交通の維持・充実、物流体制の確保に取り組むことで、総合交通ネットワークの維持・充実を図ります。

また、空き家等の利活用促進を含むエリアの価値を高める土地利用の促進、まちなかのぎわいと心地よい空間の創出、宮崎らしさをいかした魅力向上に向けた取組等を通じて、都市の魅力の向上・まちなかの再生を図ります。

さらに、道路や橋梁、上下水道などの整備・維持、公園・緑地の維持・充実により、都市インフラの基盤を整えます。

施策の体系



【都市基盤】都市活動を円滑に機能させるための基礎となるもので、ライフラインや交通網、公共施設などを指す。

【都市機能】商業や医療、行政機能などの都市における生活・経済活動を支えるための多様な機能を指す。

【都市インフラ】道路や電気・ガス、上下水道、公園などの都市における生活・経済活動を支えるための基本的な施設や設備などの総称。

【多拠点ネットワーク型コンパクトシティ】多様で特色ある都市機能を拠点地域に集約させながら、これら拠点地域間を連携させる道路や公共交通を含めた交通ネットワークを強化し、人口減少・超高齢社会に適応したまちづくりを進める考え方。

【総合交通】様々な交通（陸上、水上、航空など）を活用した人や物の移動手段。

概要

持続可能な公共交通ネットワークの構築、広域交通の維持・充実、物流体制の確保に取り組むことで、市民生活や地域経済を支える総合交通ネットワークの維持・充実をめざします。

現状と課題

持続可能な公共交通ネットワークの構築

本市は、路線バスや鉄道の幹線によって市内各拠点をつなぎ、各拠点から周辺部へはコミュニティ交通などの移動手段を確保することで公共交通ネットワークを構築しており、市民や来訪者の利便性の確保と円滑な移動を支えています。

そのような中、少子高齢化やライフスタイルの変化により移動に対するニーズは多様化し、新たな移動手段の確保が課題となっている一方で、公共交通利用者の減少や運転士の担い手不足による路線バスの減便や路線の廃止など、公共交通を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

今後も、地域の実情やまちづくりと連動した移動手段の確保、市民が積極的に公共交通を利用することができる環境の構築などにより持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る必要があります。

広域交通の維持・充実

本市では、鉄道や長距離フェリー、飛行機など、広域的な移動手段が確保されており、宮崎駅や宮崎港、宮崎空港などの広域交通の拠点が、市街地近郊の利便性の高い場所に位置しています。

今後も、国・県・事業者などの関係機関と連携して、広域的な移動手段の利便性確保や、市民や利用者に親しまれる拠点づくりなどに取り組み、広域交通の維持・充実を図る必要があります。

物流体制の確保

本市は、国・県・事業者などの関係機関と一体となって長距離フェリーの利用促進や物流の効率化、航空路線の維持・充実などに取り組み、広域交通の拠点の機能強化や地域経済の活性化を図っています。

今後も、安定した貨物輸送を実現するための物流体制の維持や輸送力の確保、物流の効率化を図るために、関係機関や関係団体等と連携した取組を推進する必要があります。

成果指標

■ 本市の公共交通に対する市民の満足度（企画政策課）

現況値	目標値
17.4％	25.4％

参考指標

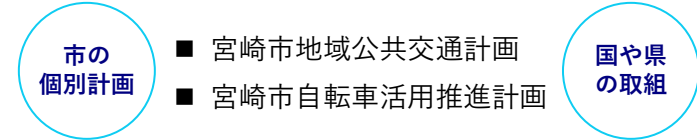
■ -

めざす姿

- 誰もが利用しやすい持続可能な公共交通ネットワークが構築され、市民や来訪者の移動を支えている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 持続可能な公共交通ネットワークの整備	利用実態に応じた効率的なバス路線の再編や公共交通を支える運転士の確保等を推進し、基幹的公共交通を強化することで、持続可能な公共交通ネットワークの整備を図ります。	企画政策課
02 地域の実情やまちづくりと連動した移動手段の確保	コミュニティ交通などの地域主体の移動手段の確保や、まちづくりを支える新たなモビリティの推進・導入に向けた取組等を踏まえ、地域の実情やまちづくりと連動した移動手段の確保を図ります。	企画政策課
03 市民が積極的に公共交通を利用することができる環境の構築	バス停・駅の付帯施設整備を促進し、利用者の利便性向上を図るとともに、公共交通機関の利用促進企画の実施、情報発信・PR、モビリティマネジメントなどの取組の充実を通し、市民が積極的に公共交通を利用することができる環境の構築を図ります。	企画政策課 都市計画課



関連するSDGsの取組



成果指標

- 公共交通利用者数（企画政策課）

現況値	目標値
21,009人/日	22,000人/日

参考指標

- 市内の鉄道駅主要3駅（宮崎駅・南宮崎駅・宮崎空港駅）における一日当たり乗車人員（企画政策課）
- 市内路線バス一日当たり輸送人員（企画政策課）
- 公共交通力バー率（企画政策課）
- シェアサイクルの利用回数（都市計画課）

各主体ができること

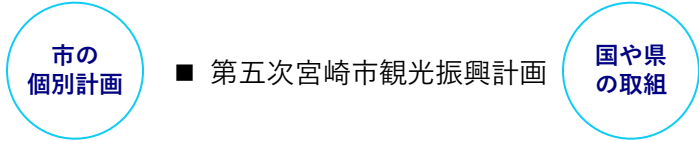
市民	■ 公共交通を積極的に利用する。
事業者・関係団体等	■ 利用者の視点に立った、利便性向上の取組を推進する。
行政（宮崎市）	■ 地域にとって最適な公共交通のあり方について、主体的に検討する。 ■ 国・県・事業者などの関係機関と連携し、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進する。

めざす姿

- 各方面から宮崎市にアクセスする利便性が確保され、交流人口の拡大や地域経済の活性化につながっている。
- 広域交通の拠点が市民や旅行者など利用者に親しまれ活気にあふれている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 広域的な移動手段の維持・充実	国・県・事業者などの関係機関と連携して、長距離フェリー航路や航空路線などのプロモーション・利用促進に取り組み、ネットワークの維持・充実を図ります。	企画政策課
02 広域交通拠点のにぎわい創出	国・県・事業者などの関係機関と連携し、市街地近郊の立地条件をいかして、地域交通と広域交通の結節点である宮崎港や宮崎空港などのにぎわい創出を図ります。	企画政策課



国	■ 宮崎港の中長期ビジョン
県	■ 宮崎県交通・物流ネットワーク戦略 ■ 宮崎港港湾計画

関連するSDGsの取組



成果指標

■ 宮崎空港路線の利用者数（企画政策課）

現況値	目標値
299万7千人	350万人

■ 長距離フェリーの利用者数（企画政策課）

現況値	目標値
12万4千人	13万6千人

参考指標

■ 宮崎空港の定期便数（企画政策課）

各主体ができること

市民	■ 宮崎港や宮崎ブーゲンビリア空港を利用する。
事業者・関係団体等	■ 安全・安心な輸送体制を確保する。 ■ ニーズに応じた輸送体制と路線を維持する。 ■ 十分な輸送力が確保できるハード・ソフト両面の維持・整備を行う。
行政（宮崎市）	■ 航路の維持・充実、港のにぎわい創出を図るための取組を推進する。 ■ 国・県・事業者などの関係機関と連携したプロモーションを実施する。 ■ 空港や港湾を管理する国や県などとの連携強化を図り、環境整備を促進する。

めざす姿

- 陸・海・空における広域交通の拠点が整備され、持続可能な物流体制が確保されており、本市経済が活性化している。

関連するSDGsの取組



主な取組

項目名	内容	所管課
01 港の整備促進	国・県・事業者などの関係機関と連携し、ハード・ソフト両面で広域交通の拠点を活用した物流体制の維持・強化を図ります。	企画政策課
	国・県への要望活動や連携強化に取り組み、宮崎港の港湾改修事業の整備促進を図ります。	企画政策課 土木課
02 安定した物流体制の構築	利用促進による陸・海・空路の維持・充実に資する取組を推進し、輸送力の確保を図ります。	企画政策課
	鉄道や海上輸送へのモーダルシフトなど、物流の効率化に資する取組を推進し、物流業界の人手不足等に対応した、安定した輸送手段の確保を図ります。	企画政策課

成果指標

■ 宮崎港の取扱貨物量（企画政策課）

現況値	目標値
723万6千t	771万5千t

■ 長距離フェリーのトラック輸送台数（企画政策課）

現況値	目標値
69,076台	73,000台

参考指標

- -

各主体ができること

市民	■ 物流体制の維持・確保に向けた取組に理解・協力する。
事業者・関係団体等	■ 物流体制の維持・確保に向けた取組を実施する。 ■ 事業者間や関係団体で連携し、物流機能の強化に向けた活動を行う。
行政（宮崎市）	■ 国・県・事業者などの関係機関と連携し、整備促進に向け国や県への要望を実施する。 ■ 港の整備促進や安定した物流体制の構築を図るための取組を推進する。



国	■ 宮崎港の中長期ビジョン
県	■ 宮崎県社会資本総合整備計画 ■ 宮崎県交通・物流ネットワーク戦略 ■ 宮崎港港湾計画

概要

エリアの価値を高める土地利用の促進、まちなかのにぎわいと心地よい空間の創出、宮崎らしさをいかした取組を推進し、都市の魅力向上やまちなかの再生をめざします。

現状と課題

エリアの価値を高める土地利用の促進

近年の人口減少・少子高齢化や低未利用地の増加に伴い、都市環境の悪化によるエリア価値の低下や各都市拠点における都市機能の脆弱化等の恐れがあることから、本市固有の地域・観光資源をいかした戦略的な土地利用や適正な都市機能の立地誘導により、魅力と活力あるまちづくりに取り組む必要があります。

特に、本市の中心市街地は、宮崎駅周辺エリアを中心とした民間による商業施設の開業や情報サービス関連事業を中心とした企業集積が進んでいますが、依然として平面駐車場等の低未利用地が多く、老朽建築物の建替えも進んでいないことから、新たな都市計画制度の導入やリノベーションの推進等に取り組む、エリアの特色に応じた良質な民間投資を喚起し、再生を図っていく必要があります。

このため、本市では、土地利用の可能性を最大限に高める「宮崎オープンシティまちづくり計画」を推進し、「駐車場・駐輪場の附置義務廃止」や「ほこみち制度」等の導入に加えて、まちづくりに資する民間投資に対してインセンティブを付与する「投資を促進する3本の矢」による容積率の緩和等に取り組んでいます。

空き家・空き店舗の状況

全国や県と同様、本市の空き家は増加傾向であり、人口減少に伴い更なる空き家の増加が見込まれます。その中でも適正な維持管理ができていない空き家は、防災・防犯・公衆衛生・地域の活性化・景観保全等の観点から市民生活に悪影響を及ぼし、倒壊等の危険性も懸念されます。

このような、今後深刻化していくであろう空き家問題に対し、本市においても総合的かつ計画的な対策を推進していく必要があります。

加えて、中心市街地の空き店舗数は改善傾向にあるものの、活用の進まない老朽化したビルや店舗も存在することから、引き続き、まちづくりに資する利活用に取り組んでいく必要があります。

まちなかのにぎわいと心地よい空間の創出

近年の宮崎駅周辺における民間商業施設の開業等により宮崎駅周辺のにぎわいは増えたものの、中心市街地内に十分に波及しているとは言えません。

今後、高千穂通りや錦本町・宮崎駅東エリア、市役所新庁舎建設など、官や民による開発が計画されていることから、これらの開発と連携し、歩きたくなるまちなかの創出や安全で快適な移動に寄与する都市環境の確保などに取り組む必要があります。

宮崎らしさをいかした取組

本市は、固有の豊かな自然環境や開放的で南国的な景観、花と緑の環境など、本市ならではの魅力を有しています。これらの魅力をいかし、市民の誇りとなるまちづくりを進めるため、市民、事業者、関係団体と連携した景観の保全・創出や施設整備に取り組む必要があります。

成果指標

■ <u>中心市街地における日中の滞在者数</u> （まちづくり課）	現況値	目標値
	20,184人	23,656人
■ <u>中心市街地における夜間人口</u> （まちづくり課）	現況値	目標値
	12,758人	13,000人

参考指標

- まちなかの公示地価（まちづくり課）

【まちなか】宮崎市都市計画マスタープランにて定義する「中核拠点」（橘通周辺、宮崎駅周辺、中村町周辺、南宮崎周辺）【中心市街地】宮崎市まちなか将来ビジョンにて定義するエリア（橘通周辺、宮崎駅周辺）【リノベーション】空きビルや空き家等の既存の建築物を改修し、新しい機能や価値を加えた再生を行うこと。【ほこみち(歩行者利便増進道路)制度】道路管理者が歩行者利便増進道路を指定し、利便増進誘導区域を設けることにより、オープンカフェやベンチなどの設置にかかる道路占用許可基準(無余地性)を緩和する制度。【投資を促進する3本の矢】「宮崎オープンシティまちづくり計画」における民間投資を促進する施策の一つ。新たに建物を更新する際に、オープンスペース(公開空地)の創出等、まちづくりに資する一定の条件を満たすことにより、容積率の緩和、斜線制限の緩和、固定資産税等の軽減措置が可能となる。

めざす姿

- まちづくりに資する民間投資が促進され、エリアの価値を高める土地利用が図られている。
- 空き家や空き店舗の適正管理、利活用が図られている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 エリアの特性をいかした土地利用の促進	交流人口の拡大や本市経済の発展、雇用の創出等を促進するため、地域資源をいかした戦略的な土地利用や適正なエリアへの都市機能の誘導に努めます。	都市計画課
02 新たな都市計画制度の導入、リノベーションの推進	まちづくりに資する民間投資を促進するために、インセンティブ施策としての容積率の緩和や税の軽減等を行います。あわせて、まちづくり団体や民間事業者と連携し、老朽化したビルや店舗の利活用策に取り組みます。	まちづくり課
03 空き家等の総合的な対策	市民の生活環境の保全を図るとともに、地域活力の維持に資するよう、空き家等の利活用の促進を図るため、民間のノウハウをいかしながら実効的な対策を実施します。	住宅課



- 宮崎市都市計画マスタープラン
- 宮崎市まちなか将来ビジョン
- 宮崎オープンシティまちづくり計画
- 宮崎市駐車場整備計画
- 宮崎市住生活基本計画
- 宮崎市空き家等対策計画



国	-
県	-

関連するSDGsの取組



成果指標

- 中心市街地の滞在時間（まちづくり課）

現況値	目標値
144分	180分

参考指標

- 空き家バンクを活用して成約した件数（累計）（住宅課）

各主体ができること

市民	■ 所有するビルや店舗、空き家の適切な管理を行う。
事業者・関係団体等	■ 空きビルや店舗、空き家を活用する。
行政（宮崎市）	■ 空きビルや店舗、空き家の利活用を推進する。 ■ 地域資源や地区の特色に応じた土地利用を推進する。 ■ 新たな視点に立った都市計画制度等の導入による規制緩和やインセンティブ施策を推進する。

【リノベーション】空きビルや空き家等の既存の建築物を改修し、新しい機能や価値を加えた再生を行うこと。

【空き家バンク】中古住宅の流通促進と空き家の有効活用を図るため、空き家に関する物件情報を収集し、インターネット等を通じて、空き家を求めている方に発信する仕組み。

めざす姿

- 民間開発が進み、多様な人々が集い・交流する空間が形成され、都市としての魅力が高まっている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 ウォーカブルなまちづくりの推進	民間活力をいかしたオープンスペースの創出や自動車・自転車等と歩行者の通行空間の分離、「ほこみち制度」の導入など、人中心の道路空間を再構築し、安全・快適で居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちづくりに取り組みます。	まちづくり課
02 まちなかの活性化	にぎわい創出に向けた各種イベント開催などに対する支援を行います。	産業政策課
03 まちなかの駐車場の確保	まちなかの活性化を支える交通機能の強化を図ることを目的とした官民複合ビル「Y・Y PARK」について、供用開始から18年目を迎え施設の劣化が進んでいることから、計画的な修繕工事を行いつつ、まちなかの公共駐車場のあり方を検討します。	公園緑地課

市の個別計画

- 宮崎オープンシティまちづくり計画
- 宮崎市まちなか将来ビジョン
- 宮崎市産業振興計画

国や県の取組

国	-
県	-

関連するSDGsの取組



成果指標

■ 中心市街地の歩行者通行量（まちづくり課）

現況値	目標値
1,666人	1,953人

参考指標

- -

各主体ができること

市民	■ まちなかならではの魅力を楽しみ、市外に発信する。
事業者・関係団体等	■ まちなかを取り巻く様々な団体や事業者、行政等と連携し、にぎわいの創出や魅力向上に取り組む。
行政（宮崎市）	■ まちなかを取り巻く様々な団体、事業者等と連携し、民間活力をいかしたまちづくりによる、にぎわいの創出や魅力向上に取り組む。 ■ 道路等の公共空間について、民間による弾力的な利活用を推進するなど、人中心の都市環境の整備を推進する。

【ウォーカブル】街路空間を車中心から人中心の空間（居心地が良く歩きたくなる空間）へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組。

【ほこみち(歩行者利便増進道路)制度】道路管理者が歩行者利便増進道路を指定し、利便増進誘導区域を設けることにより、オープンカフェやベンチなどの設置にかかる道路占用許可基準(無余地性)を緩和する制度。

めざす姿

- 市民や本市への来訪者がイメージする宮崎らしさをいかした景観やまちなみを形成するとともに、魅力あふれるイベントや施設整備を実施することで、都市としての魅力が向上している。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 都市の魅力向上につながる景観づくり	市民や事業者、関係団体等と連携し、本市固有の自然環境や花と緑をいかした魅力ある景観づくりに取り組むとともに、景観形成に関する市民への啓発や支援に取り組みます。	都市計画課
02 宮崎市フェニックス自然動物園の魅力向上	動物園は開園50年以上が経過し、施設全体の老朽化が著しいことから、リニューアル事業により、利用者が安全・安心で魅力的なサービスを受けられる空間形成や施設運営に取り組むとともに職員の労働環境を確保します。	公園緑地課

市の個別計画

- 宮崎市景観計画
- 宮崎市緑の基本計画
- フェニックス自然動物園リニューアル基本計画

国や県の取組

国	美しい国づくり政策大綱（国土交通省）
県	宮崎県美しい宮崎づくり推進計画

関連するSDGsの取組



成果指標

■ 良好なまちなみ景観に関する満足度（都市計画課）	
現況値	目標値
65.8%	70.0%
■ フェニックス自然動物園の入場者数（公園緑地課）	
現況値	目標値
351,157人	400,000人

参考指標

- 屋外広告物の許可申請率（都市計画課）

各主体ができること

市民	■ 本市の魅力である固有の自然環境や良好な景観について学び、楽しみ、市内外に向けて発信する。
事業者・関係団体等	■ 行政等と連携し、本市固有の自然環境や良好な景観について、市内外への発信や体験プログラムの提供を行う。
行政（宮崎市）	■ 民間事業者のアイデアをいかしながら、本市ならではの魅力の向上や発信に取り組む。 ■ 関係機関・事業者等と連携した景観の効果的な規制・誘導、市民啓発や景観形成の支援に取り組む。

概要

道路や橋梁、上下水道の整備・維持、公園・緑地の維持・充実等により、快適な市民生活と地域経済を支える都市の基盤を整えます。

現状と課題

道路や上下水道をはじめとするインフラの整備・維持

道路、橋梁、上下水道をはじめとするインフラは、市民の生活や地域の経済活動を支えています。
今後、老朽化や耐震化に伴う費用が増大する一方で、生産年齢人口の減少に伴う税や料金の減収が予測される中、計画的な整備・維持を図る必要があります。

公園・緑地の維持・充実

本市の都市公園は、都市公園法による標準面積を上回る面積が確保され、市全体としての公園整備は概成している状況です。一方で、公園施設の老朽化や利用者のニーズの多様化が課題となっており、膨大な量のストックに対する財政的な制約がある中、魅力の向上や多様なニーズへの対応が必要となっています。
今後は、民間事業者のアイデアを取り入れるなど、引き続き、公民連携の手法により、公園・緑地の維持・充実を図る必要があります。

成果指標

- 「道路や公園などの都市インフラが充実している」と思う市民の割合
（都市計画課）

現況値	目標値
61.8%	73.3%

参考指標

- -

めざす姿

- 道路や橋梁などの道路施設が整備・維持され、日常生活の利便性が確保されている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 都市内道路のネットワーク形成	広域的な物流・観光等の活性化を支える広域幹線道路や、中心部への交通を分散させる環状道路、各拠点等へ円滑に移動できる総合的な都市内道路のネットワークの形成に取り組みます。	都市計画課
02 道路や橋梁などの整備・維持	幹線道路や生活道路を整備・修繕するとともに、歩行者・自転車に必要な安全対策を実施し、道路交通環境の向上を図ります。	土木課 道路維持課 市街地整備課
	橋梁などの道路施設について定期点検を実施し、計画的な修繕、更新に取り組みます。	道路維持課
03 地籍調査の推進	土地の境界、面積、所有者等を明確にする地籍調査を計画的に実施します。	農村整備課

市の個別計画

- 宮崎市都市計画マスタープラン
- 宮崎市自転車活用推進計画
- 各種長寿命化修繕計画

国や県の取組

国	自転車活用推進計画（国土交通省）
県	宮崎県自転車活用推進計画

【道路施設】橋梁やトンネル、横断歩道橋、大型カルバート、門型標識のように5年に1度の法定点検が義務付けられている施設。
【地籍調査】一筆ごとの土地の所有者、地番、地目等を調査し、境界の位置や面積について測量を行い、調査成果を法務局に送付し、登記情報に反映させること。

関連するSDGsの取組



成果指標

■ 都市計画道路の整備状況（改良率）（都市計画課）

現況値	目標値
86.8%	87.9%

■ 老朽化等により早期に対策が必要と判断された橋梁の修繕割合（道路維持課）

現況値	目標値
71.6%	100%

各主体ができること

市民	- 道路等の維持管理・更新・強靱化への理解・協力を行う。 - 道路等に関する危険箇所等の行政への情報提供を行う。
事業者・関係団体等	- 道路等の維持管理・更新・強靱化への理解・協力を行う。 - 道路等に関する危険箇所等の行政への情報提供を行う。
行政（宮崎市）	道路の危険箇所の補修や生活に必要な不可欠な道路等の維持管理・更新・強靱化を通して、安全・安心な市民生活を守る。

めざす姿

- 上下水道が整備・維持され、安全で良質な水の安定的な供給と、衛生的な生活環境が維持されている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 安全で良質な水の供給と生活排水の確実な処理	安全で良質な水の供給や生活排水の確実な処理による公衆衛生の更なる向上を図るため、老朽化している浄水場や水道管、終末処理場、下水管きよをはじめとした施設の計画的な更新や水質監視の強化に取り組めます。	上下水道局
02 持続可能な上下水道事業運営に向けた取組の推進	公民連携による事業の効率化や施設のダウンサイジング、GX分野に積極的に取り組むとともに、投資・財政計画を厳格に運用し、経営基盤の強化を図ります。	上下水道局

市の個別計画

- みやざき水ビジョン
- 宮崎市水安全計画
- 宮崎市公共下水道事業計画
- 宮崎市下水道ストックマネジメント計画

国や県の取組

国	■ 新水道ビジョン（国土交通省） ■ 新下水道ビジョン加速戦略（国土交通省）
県	■ 宮崎県水道ビジョン ■ 第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画

関連するSDGsの取組



成果指標

■ 管路経年化率（水道）（上下水道局）

現況値	目標値
32.6%	53.4 %

■ 要改善老朽下水道管きよ改善率（上下水道局）

現況値	目標値
72.6%	86.9%

参考指標

- -

各主体ができること

市民	■ 上下水道の維持管理・更新・強靱化への理解・協力をを行う。
事業者・関係団体等	■ 上下水道の維持管理・更新・強靱化への理解・協力をを行う。
行政（宮崎市）	■ 生活に必要な不可欠な上下水道の維持管理・更新・強靱化を通して、安全・安心な市民生活を守る。

【管きよ】下水を流すために地下に埋設された施設でマンホールを含まない管の部分。【GX（Green Transformation（グリーントランスフォーメーション））】化石エネルギー中心の産業・社会構造を、クリーンエネルギー中心の構造に転換していく、経済社会システム全体の改革への取り組みのこと。

めざす姿

- 公園や緑地が維持・整備され、その魅力が向上し、市民が積極的に利用するとともに安らぎなどを得ている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 公園・緑地の持続可能な維持管理	宮崎市公園施設長寿命化計画に基づいた施設の更新や撤去を図ることで、持続可能な維持管理体制に取り組みます。	公園緑地課
02 民間活力の導入による公園の魅力向上	Park-PFIなどの公民連携の手法を活用し、民間ならではの柔軟な発想と企画力を取り入れ、更なる公園の魅力向上に取り組みます。	公園緑地課
03 宮崎自然休養林や椿山森林公園等の魅力向上	宮崎自然休養林や椿山森林公園などにおける教育、レクリエーション活動への理解を図るため、SNS等を活用してPRを行い、併せて遊歩道等の整備を実施し、利用者の利便性向上や利用者数の増加を図ります。	森林水産課

- 市の個別計画
- 宮崎市都市計画マスタープラン
 - 第13次宮崎市農林水産業振興基本計画
 - 宮崎市緑の基本計画
 - 宮崎市公園施設長寿命化計画

- 国や県の取組

国	-
県	-

関連するSDGsの取組



成果指標

- 「宮崎市公園施設長寿命化更新計画（防災・安全）（重点）」（5カ年更新）の進捗率（公園緑地課）

現況値	目標値
0%	100%（2029年度）

参考指標

-

各主体ができること

市民	公園・緑地を積極的に利用する。
事業者・関係団体等	行政と連携し、魅力ある公園・緑地づくりに向けた協力を行う。
行政（宮崎市）	- 公園・緑地の施設について、計画的な維持管理を実施する。 - 民間事業者や関係団体と連携し、魅力ある公園・緑地づくりを推進する。

【Park-PFI】都市公園において飲食店、売店等の収益施設設置・管理を行う事業者を公募により選定すること。収益を公園整備に還元することを条件に、都市公園法の特例措置がインセンティブとして提供される。

政策 3

市民の健康を守り、
医療・福祉が充実したまちづくり

基本的な考え方

市民の健康を守り、医療・福祉が充実したまちづくりの実現には、誰もが心身ともに健康な生活を送ることが重要です。

また、予期せぬ感染症の流行といった脅威に直面する可能性があり、不測の事態に適切に対処し、市民の健康を守ることも重要です。

これまで、本市では、市民の健康づくりについて、市民の主体的な取組を促進しながら、地域の関係機関と連携し、医療・福祉の充実に取り組んできました。

こうした中、超高齢社会の進行により、健康寿命の延伸を図る必要があるほか、地域や社会経済状況の違いによる健康格差の縮小を図る必要があります。また、今後も起こり得る新たな感染症の流行などから、市民の健康を守る必要があります。

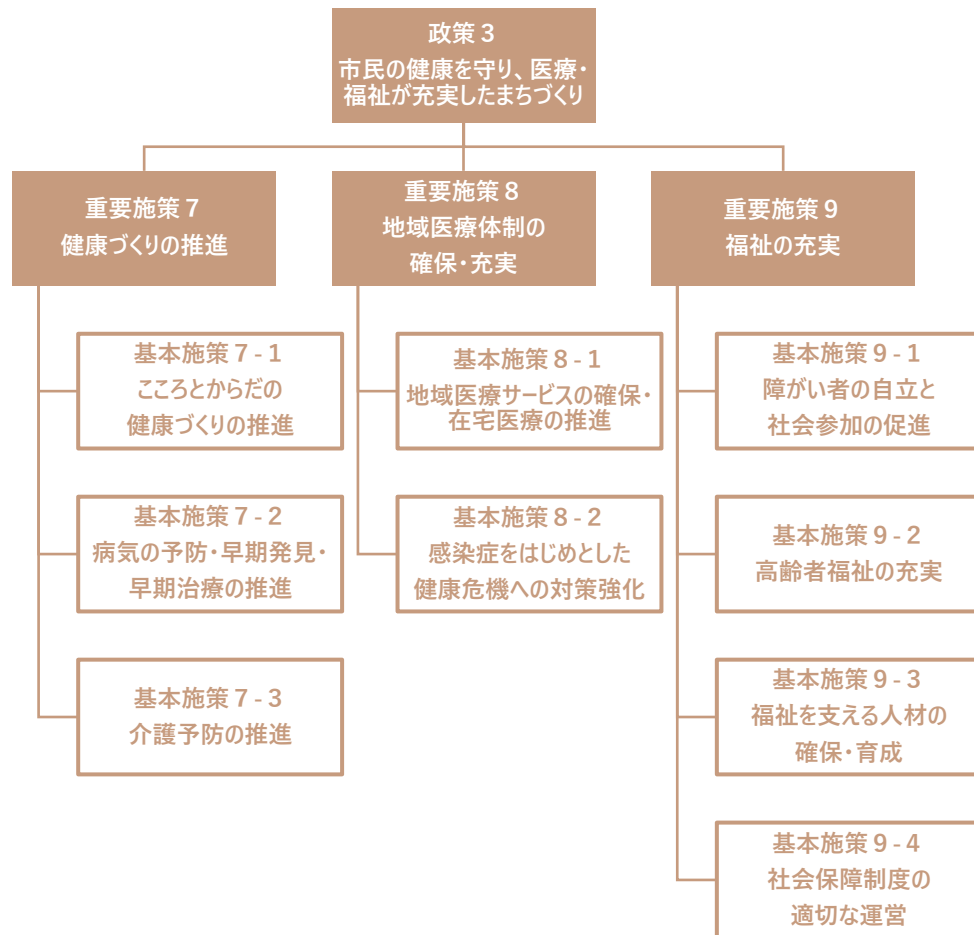
加えて、誰もがその人らしい生活を送れる環境を実現するためには、多様化する福祉ニーズに対応していく必要があります。

このようなことから、本市では、こころとからだの健康づくりや病気の予防・早期発見・早期治療、介護予防の推進を図ることで、健康づくりを推進します。

また、地域医療サービスの確保・在宅医療の推進、感染症をはじめとした健康危機への対策強化に取り組むことで、地域医療体制の確保・充実を図ります。

さらに、障がい者の自立と社会参加の促進、高齢者福祉の充実、福祉を支える人材の確保・育成、社会保障制度の適切な運営を通じて、福祉の充実を図ります。

施策の体系



概要

こころとからだの健康づくりの推進、病気の予防・早期発見・早期治療の推進、介護予防の推進を図り、市民が将来にわたって健やかに暮らせるよう健康づくりを推進します。

現状と課題

こころとからだの健康づくりの推進

本市の平均寿命は、男女ともに延伸しており、健康寿命との差をいかに縮めるかが課題となっています。
社会保障費の増加が見込まれる中、医療費等を抑制しながら、将来にわたって市民が心身ともに健やかな暮らしを送るためには、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに応じ、市民一人一人が、健康に対する理解を深め、継続して健康づくりに取り組むことが重要です。

また、本市の自殺者数は、2007年（平成19年）から減少傾向にありましたが、2020年（令和2年）に増加に転じ、その後も高止まりの傾向にあります。

今後は、科学的根拠を踏まえながら、市民の主体的な健康づくりにつながる仕掛けや環境づくりに取り組むとともに、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、自殺対策をより一層強化する必要があります。

病気の予防・早期発見・早期治療の推進

本市は、科学的根拠に基づく疾病予防を推進しています。

今後、病気の予防や早期発見のほか早期治療につながる取組を推進する必要があります。

介護予防の推進

超高齢社会の進行に伴い、要介護認定者数や認知症高齢者の数は、今後も増加することが見込まれますが、本市の状況を見ると、75歳を超える辺りから要介護認定者数や認定率が大きく伸びており、85歳を超えてから認知症高齢者の割合も年齢とともに大きくなる傾向にあります。

今後も、住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるよう、科学的根拠に基づく介護予防の取組やフレイル予防の取組を充実し、自立した生活を継続するための適切なケアマネジメントによる高齢者の生活の質の向上を図る必要があります。

成果指標

■ 自分の健康状態に満足している市民の割合（健康支援課）

現況値	目標値
65.3%	75.0%

■ 自殺死亡率（対人口10万人）（健康支援課）

現況値	目標値
20.4	11.5以下

■ 三大疾病による死亡率（対人口10万人）（健康支援課）

疾病	現況値 （男・女）		目標値 （男・女）	
がん	364.6	191.6	339.4	172.3
脳血管疾患	102.1	63.6	89.7	59.5
心疾患	215.9	111.4	164.3	96.2

参考指標

■ -

めざす姿

- 市民の健康意識が向上し、自らライフステージに応じた健康づくりに取り組むことで、健康寿命の延伸が図られている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 健康や運動に関する正しい知識の普及・啓発	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣の重要性について、科学的根拠に基づいた情報発信を行い、市民への知識の普及・啓発に取り組みます。	健康支援課
	生活習慣病や低出生体重児の要因となる喫煙について、科学的根拠に基づき、若年層へのたばこのリスクに関する教育・啓発、妊娠中の喫煙をなくす取組、喫煙をやめたい人への支援、受動喫煙防止の取組など、総合的な喫煙対策に取り組みます。	子ども家庭支援課 健康支援課 地域保健課 保健給食課
02 食生活改善や食育の推進	がんや高血圧などの生活習慣病を予防するため、科学的根拠に基づき、減塩や野菜摂取量増加に向けた取組を関係機関や市民団体等と連携して推進します。	健康支援課
	食育を推進するため、食育・地産地消推進会議の開催やイベント等での啓発、食育活動を行う団体への支援等を行うほか、地域で食生活の改善を推進できる人材の育成や支援に取り組みます。	健康支援課

関連するSDGsの取組



成果指標

- 日頃から健康づくりに取り組んでいる市民の割合（健康支援課）

現況値	目標値
62.4%	72.0%

- 成人の喫煙率（健康支援課）

	現況値	目標値
男性	21.5%	12.0%
女性	5.2%	2.0%

- 妊婦の喫煙率（健康支援課）

現況値	目標値
1.9%	0.0%

【健康寿命】日常生活に制限のない期間の平均のこと。

【生活習慣病】食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のこと。

【食育】食べ物への感謝の気持ちを育み、食材の選び方、調理方法、栄養バランスなど、食に関する知識と判断力を身につけ、健全な食生活を送る力を育むこと。

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
03 市民自ら健康づくりに取り組むための仕掛けづくり	市民の健康に関するデータを活用し、ライフステージや個人の健康状態に応じた適切な運動を促進するとともに、関係機関や市民団体等と連携し、運動の習慣化につながる事業やイベントを開催するなど、市民の自発的な健康づくりを後押しする取組を推進し、市民の運動実施率の向上に努めます。 また、市民が無理なく自然に健康になれる環境づくりを推進します。	国保年金課 地域包括ケア推進課 健康支援課 スポーツランド推進課 都市計画課
04 事業所等における健康経営の促進	企業や関係団体等と連携・協力し、健康づくり活動や生活習慣病予防など事業所等における健康経営を促します。	健康支援課
05 自殺対策の強化	自殺のリスクのある人や深刻な悩みを抱えている人が適切な支援を受けられるよう、相談窓口の周知や相談体制の充実を図ります。	健康支援課
	自殺に対する正しい理解の促進を図るとともに、ゲートキーパー養成講座や児童・生徒のSOS出し方教育など自殺予防教育に取り組めます。	健康支援課

市の個別計画

- 第3次健康みやざき市民プラン
- 第3期宮崎市保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 第4次宮崎市食育・地産地消推進計画
- 第3期宮崎市自殺対策行動計画

国や県の取組

国	■ 健康日本21（第3次） ■ 自殺総合対策大綱（厚生労働省）
県	■ 健康みやざき行動計画21（第3次） ■ 第5期宮崎県自殺対策行動計画

参考指標

- ゲートキーパー養成講座受講者数（健康支援課）
- 減塩に気を付けた食生活を実践している市民の割合（健康支援課）
- 1日当たりの推定野菜摂取量（健康支援課）
- 毎日2合以上飲酒する男性の割合・毎日1合以上飲酒する女性の割合（健康支援課）
- 運動習慣者の割合（健康支援課）

各主体ができること

市民	■ 生活習慣病をはじめとした健康への理解を深め、からだの健康づくりを実践する。 ■ こころの病気の予防について理解を深め、必要に応じて、相談窓口等を利用する。
事業者・関係団体等	■ 従業員の心身の健康を保持するため、雇用環境の改善やワーク・ライフ・バランスの推進に努める。 ■ 健康経営に取り組む。
行政（宮崎市）	■ 市民が自らの健康状態を把握し、こころとからだの健康づくりに取り組めるよう、健康に関する周知啓発や教育を推進し、相談体制を充実させる。

【ゲートキーパー】自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

【1合以上飲酒】純アルコール摂取量が20g以上（2合以上飲酒の場合は純アルコール摂取量が40g以上）

【運動習慣者】1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している人

めざす姿

- 検診（健診）や予防接種により、がんや生活習慣病などの予防、早期発見・治療、重症化予防が図られている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 科学的根拠に基づくがん検診と早期発見・治療の促進	科学的根拠に基づくがん検診を実施するとともに、受診しやすい環境を整備し、受診率の向上を図ります。	健康支援課
	検診で要精密となった方への受診勧奨により、早期発見・治療を促します。	健康支援課
02 がんに関する正しい情報の発信	若いうちからがんの正しい知識や、がん検診の重要性を知ってもらうため、関係機関と連携を図りながら、情報発信に取り組みます。	健康支援課
03 予防接種の実施	疾病の発症や重症化予防、蔓延防止を図るため、各年代に応じた各種予防接種を実施します。	健康支援課 親子保健課
04 健康診査と生活習慣病重症化予防の推進	健康診査受診後の要指導者に対し、生活習慣病の重症化予防、早期治療を目的に保健指導・受診勧奨を行います。	国保年金課 地域保健課
	科学的根拠や本市における課題等を踏まえ、生活習慣病の発症・重症化予防のために効果的な訪問指導、健康教育に取り組みます。	地域保健課

関連するSDGsの取組



成果指標

- 各種がん検診（胃・肺・大腸・子宮頸・乳）の受診率（健康支援課）

検診	現況値 (男・女)		目標値 (男・女)	
胃	9.0%	8.2%	14.3%	13.7%
肺	11.3%	13.7%	16.7%	20.2%
大腸	22.9%	37.2%	27.7%	42.8%
子宮頸	-	20.0%	-	26.8%
乳	-	15.3%	-	21.5%

参考指標

- 特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率（国保年金課）
- HbA1c6.5%以上のうち糖尿病のレセプトがない者の割合（国保年金課）
- 血圧が保健指導判定値以上の割合（国保年金課）
- 歯周疾患検診受診率（健康支援課）

【検診】特定の病気を早期に発見し治療することを目的としている。 【健診】健康状態を確認し、病気を予防することを目的としている。

【予防接種】疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種すること。

【特定保健指導】特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる人を対象に行っている専門職によるサポートのこと。

【科学的根拠】一定のテーマに関して、調査や実験などの結果により導かれた根拠・裏付けのこと。※厚生労働省e-健康づくりネット

市の個別計画

- 第3次健康みやざき市民プラン
- 第3期宮崎市保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 第4期宮崎市特定健康診査等実施計画

国や県の取組

国	■ 健康日本21（第3次）
県	■ 健康みやざき行動計画21（第3次）

各主体ができること

市民	■ 自身の健康状態を知るために健康診査、がん検診等を受診する。 ■ 疾病予防について知識を身につけ、自身の健康を適切に管理する。
事業者・関係団体等	■ 医療機関は、市と連携し、健診（検診）等を適切に実施する。 ■ 事業者は、市や医療機関と連携し、従業員の健康診査やがん検診等の受診を促進する。
行政（宮崎市）	■ 疾病予防や早期発見、早期治療を推進する。 ■ 科学的根拠に基づいたがん検診の受診を促進し、健康に関する取組を発信する。

めざす姿

- 市民一人一人が早期に介護予防に取り組み、健康寿命の延伸につながっている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 生活習慣病の予防や重症化防止の推進	前期高齢者の要介護の原因となる生活習慣病の予防や重症化防止のため、塩分を控え、エネルギーやたんぱく質など栄養バランスの取れた食事を促します。	地域包括ケア推進課
02 フレイル予防の更なる推進	後期高齢者の要介護の原因となるフレイルのリスクに高齢者自身が早期に気づき、運動、口腔・栄養、社会参加に関する継続した取組ができるよう、フレイル予防に関する情報発信に努めます。	地域包括ケア推進課
	社会参加の機会となる「通いの場」づくりに取り組みます。	地域包括ケア推進課
03 認知症のリスク低減や正しい理解の促進	認知症のリスクを低減するために推奨される運動・栄養（食事バランス）・禁煙の重要性や生活習慣病の重症化予防に関する情報発信を行い、社会参加の機会の提供に取り組みます。	地域包括ケア推進課
	認知症に関する正しい知識を深めるとともに、認知症の人に対する適切な対応の普及啓発に努めます。	地域包括ケア推進課

関連するSDGsの取組



成果指標

- 後期高齢者のうち、要介護認定（要介護１～５）を受けていない人の割合（地域包括ケア推進課・介護保険課）

現況値	目標値
78.79%	75.0%

参考指標

- 要支援認定更新時の維持・軽度化の割合（地域包括ケア推進課・介護保険課）
- みんなで体操みんなで健幸事業実参加者数（地域包括ケア推進課）

各主体ができること

市民	- 地域の通いの場などに参加し、フレイルの予防に努める。 - 市や地域の介護予防に関する取組に参加・協力する。 - セルフチェックを行うなど、自己管理の意識を高める。
事業者・関係団体等	- 介護予防サービスを提供する。 - 専門的な知識や技術をいかして、地域における介護予防の取組に協力する。
行政（宮崎市）	多職種との連携や地域との連携を図りながら、一体となって介護予防に取り組む。

市の
個別計画

- 第四次地域福祉計画
- 第9期宮崎市民長寿支援プラン
（第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）

国や県
の取組

国

- 第9期介護保険事業（支援）計画（厚生労働省）

県

- 宮崎県高齢者保健福祉計画

概要

地域医療サービスの確保・在宅医療の推進、感染症をはじめとした健康危機への対策強化を図り、市民が必要な医療を受けられ、本人や家族が安心して生活できるまちをめざします。

現状と課題

地域医療サービスの確保・在宅医療の推進

本市では、市民が安心して医療サービスが受けられるよう、医療を支える人材の育成や確保をはじめ安定した医療提供体制の構築に努めてきました。

今後も、関係機関との連携による地域医療サービスの確保に努めるとともに、高齢化の進行に伴い需要が増加する在宅医療の推進を図る必要があります。

感染症をはじめとした健康危機への対策強化

本市では、健康危機への危機管理体制を構築するとともに、正しい知識の普及啓発に取り組んできました。

今後は、新型コロナウイルス感染症の経験をいかし、感染症等の健康危機が発生・拡大した際、関係機関と協力しながら、迅速に対応できる体制の強化を図る必要があります。

成果指標

■ 医療サービスに満足している市民の割合（保健医療課）

現況値	目標値
53.3%	64.0%

参考指標

■ -

めざす姿

- 市民が必要な時に必要な医療を受けられる体制が確保されている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 医療提供体制の確保・適正受診の促進	市民が、安全で質の高い医療を切れ目なく受けられるよう、休日・夜間における救急医療をはじめとした持続可能な医療提供体制の確保を図るとともに、適正受診に係る普及啓発に取り組みます。	保健医療課
02 県や関係団体と連携した医師・看護師等の育成・確保	地域医療の安定的な提供体制を維持するために、県や宮崎大学等の関係団体と連携して、医師や看護師等の育成と確保を図ります。	保健医療課
03 医療の安全と信頼性の確保	医療提供施設への適切な指導や助言を行うとともに、医療相談窓口（医療安全支援センター）において市民への相談対応や支援を行い、医療の安全と信頼性の確保を図ります。	保健医療課
04 多職種連携の推進	適切かつ多様な医療サービスを提供するため、医師や歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員等、地域の実情に応じた多職種連携を推進します。	保健医療課 地域保健課
05 難病支援	難病患者やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、良質かつ適切な相談・支援体制を確保するなど環境整備に取り組めます。	健康支援課

関連するSDGsの取組



成果指標

■ かかりつけ医がいる市民の割合（保健医療課）

現況値	目標値
67.3%	75.0%

■ 人生会議（ACP）の認知度（健康支援課）

現況値	目標値
9.4%	30.0%

参考指標

- 医療機関が実施した在宅看取り件数（地域包括ケア推進課）
- 病院・診療所の管理運営基準適合率（保健医療課）
- 在宅療養支援病院・診療所数（保健医療課）

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
06 在宅医療の充実や医療と介護の連携推進	医療機関への通院が困難な患者が在宅に必要な医療が受けられるよう、かかりつけ医や歯科医をはじめ、薬局、在宅療養支援病院等と連携し、在宅医療の充実に取り組みます。	保健医療課
	在宅療養患者の生活の場における「日常の療養支援」、「入退院支援」、「急変時の対応」、「看取り」の4つの場面に切れ目なく対応できるよう在宅医療と介護サービスの連携を推進します。	保健医療課 地域包括ケア推進課
07 ACPの理解促進	市民一人一人が、人生の最後の時間をどこで過ごし、どのような医療を受けたいかを元気なときから意識して考えられるよう、ACPの周知に取り組みます。	健康支援課

各主体ができること

市民	■ 健康管理を実践する。 ■ 医療機関を適切に利用する。 ■ かかりつけ医を持つ。 ■ 自身の医療情報を適切に管理する。
事業者・関係団体等	■ 地域医療サービスの確保について理解し協力する。 ■ 行政と連携し、医療技術職の確保に向けた取組を推進する。 ■ 医療と福祉の連携について理解し協力する。
行政（宮崎市）	■ 市民が必要な医療を受けられる環境づくりを推進する。 ■ 事業者や関連団体と連携し、医療技術職の確保に向けた取組を推進する。 ■ 事業者や関係団体と連携し、医療と福祉の連携を推進する。

市の個別計画

■ 第4次宮崎市病院事業経営計画

国や県の取組

国	-
県	■ 第8次宮崎県医療計画

めざす姿

- 新興感染症の拡大や災害の発生など、重大かつ緊急性のある健康危機発生時においても、市民の健康を守る地域保健対策の拠点として保健所機能が発揮できる体制が整っている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 健康危機対応人材の育成	災害時健康危機管理支援チーム養成研修（DHEAT研修）に職員を派遣し、健康危機管理対応に必要な知識の習得を図ります。	保健医療課
	新興感染症のまん延時等の健康危機発生時に、保健所業務が逼迫する中においても円滑に機能するよう、IHEAT要員の確保を図ります。	保健医療課 地域保健課
	感染症の予防に関する研修会への派遣や講習会の開催等により、保健所職員等の資質の向上を図ります。	健康支援課
02 健康危機管理体制の整備・強化	保健所職員や他部局の保健師等の専門職を対象とした健康危機管理研修（訓練）や、高齢者福祉施設等の職員を対象とした研修を実施し、健康危機発生時においても、迅速に対応できる体制の強化を図ります。	保健医療課 健康支援課
03 国・県や関係機関との連携推進	新興感染症・災害発生時に迅速に状況を把握し、速やかに健康危機管理体制が始動できるよう、国や県が実施する訓練に参加するなど、連携の強化を図ります。	保健医療課

市の個別計画

- 宮崎市感染症予防計画
- 宮崎市健康危機対処計画
- 宮崎市新型インフルエンザ等対策行動計画

国や県の取組

国

- 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（厚生労働省）

県

- 宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画
- 宮崎県感染症予防計画

関連するSDGsの取組



成果指標

- 健康危機管理（災害・感染症）に関する研修・訓練に参加した保健所職員の割合（平時）（保健医療課・健康支援課）

現況値	目標値
80%	100%

参考指標

- IHEAT 要員を対象とした研修への参加率（保健医療課）

各主体ができること

市民	■ 予防接種を受ける。 ■ 市や信頼できる発信元からの情報を把握する。 ■ 手洗いやうがいなどの感染症拡大を防止する取組を実践する。
事業者・関係団体等	■ 行政や医療機関、地域と連携し、感染症拡大防止に努める。 ■ 業務継続体制を強化する。
行政（宮崎市）	■ 関係機関と連携・協力し、健康に関する危機管理体制を構築する。 ■ 業務継続体制を強化する。 ■ 情報発信を強化する。

【DHEAT】Disaster Health Emergency Assistance Team（災害時健康危機管理支援チーム）都道府県や保健所設置市区の職員によって組織され、被災した地方公共団体の災害対策本部保健医療部門等の指揮調整機能（マネジメント）の応援を行う。【IHEAT】Infectious disease Health Emergency Assistance Team 地域の保健師等の専門職をIHEAT要員として人材バンクに登録し、感染症のまん延時等に、保健所等の業務を支援する仕組み。

概要

障がい者の自立と社会参加の促進、高齢者福祉の充実、福祉を支える人材の確保・育成、社会保障制度の適切な運営を通して、福祉の充実したまちをつくります。

現状と課題

障がい者の自立と社会参加の促進

本市の障がい者手帳所持者数は、全体では横ばいで推移していますが、療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。

今後も、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう福祉サービスの充実を図るとともに、障がい者の自立と社会参加を促進する必要があります。

高齢者福祉の充実

本市の高齢者数は引き続き増加傾向にあり、高齢者を支える地域包括ケアシステムの推進が重要です。

今後も、多様化するニーズや地域課題への対応し、市民が高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活していけるように、「住まい」、「生活支援」、「介護予防」、「介護」、「医療」、「医療介護連携」、「認知症」の7つの分野を一体的に提供していけるよう、地域住民、市民団体や企業、医療や介護・福祉の関係者と連携しながら取組を進めていく必要があります。

福祉を支える人材の発掘・確保・育成・定着

本市の要介護・要支援者数や障がい者数は増加傾向である一方、生産年齢人口の減少に伴い福祉を支える人材の不足は深刻化しています。

今後は、元気な高齢者や外国人材の活用も念頭に、福祉を支える人材の確保に向けた取組が必要です。

社会保障制度の適切な運営

生活に困窮している人やひきこもり状態にある人など、困難を抱える世帯への早期支援の必要性は高まっています。

今後は、複雑かつ多様化する支援ニーズに早期に対応できるよう、関係機関と連携した地域の支援体制の構築を図るとともに、社会保障制度を持続可能なものとするため、各制度の適切な運営に向けた取組を推進する必要があります。

成果指標

- 福祉の困りごとの解決のための取組や仕組みが充実していると思う市民の割合（福祉総務課）

現況値	目標値
37.3%	43.0%

参考指標

- -

めざす姿

- 障がいの有無にかかわらず、共に支え合い、安心して暮らし、社会参加できるまちづくりが実現されている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 障がい理解の促進と権利擁護の推進	障がい特性の理解促進や心のバリアフリー・相互交流、福祉教育を推進します。	障がい福祉課
	障がい者の権利を守るため、障がい者に対する差別の解消や虐待の防止を図るとともに、成年後見制度の活用等による権利擁護を推進します。	障がい福祉課
02 障がい福祉サービスの充実をはじめとした安全で安心して暮らすまちづくりの推進	障がい者やその家庭の状況等に応じたニーズを把握するとともに、自己選択と自己決定の尊重のもと、個々の状況に対応したサービスの提供体制の確保に努めるとともに、障がい者とその家族の生活を支える各種生活支援サービスを実施します。	障がい福祉課
03 社会生活を営むための体制整備と支援の充実	障がい者等の地域での生活を支援する地域生活支援拠点等の機能の充実や、グループホーム等の居住環境の整備を推進していくとともに、障がい者の地域生活の維持や積極的な社会参加を促進するために、外出支援や情報コミュニケーションの促進を図ります。	障がい福祉課
	障がい者の就労支援や教育・療育支援の充実、スポーツ・文化芸術活動等の促進等を図ります。	障がい福祉課



第 4 期宮崎市障がい者計画



国	■ 障害者基本計画（第 5 次計画）（内閣府）
県	■ 第 5 次宮崎県障がい者計画

関連するSDGsの取組



成果指標

■ 障害者差別解消法の認知度（障がい福祉課）

現況値	目標値
20.6%	40.0%

■ 地域生活支援拠点等の登録事業所数（障がい福祉課）

現況値	目標値
69事業所	186事業所

参考指標

■ グループホームの指定事業所の定員数（障がい福祉課）

各主体ができること

市民	- 障がいの特性に関する理解を深める。 - 障がい者が安心して暮らせる地域づくりに協力する。
事業者・関係団体等	行政と連携し、障がい者が働きやすい環境づくりを推進する。
行政（宮崎市）	関係団体と連携し、障がい者が社会参加できる環境・体制づくりを行う。

めざす姿

- 高齢者やその家族が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 介護サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスが受けられるように、中長期的視点に立ち、地域密着型サービス等の充実を図ります。	地域包括ケア推進課 介護保険課
02 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援	地域における既存の取組や組織を活用しながら関係者間のネットワークを構築し、地域課題の抽出、地域資源の開発、地域ニーズとサービス提供のマッチング等に取り組みます。	地域包括ケア推進課
03 宮崎市版地域包括ケアシステムの深化・推進	「住まい」、「生活支援」、「介護予防」、「介護」、「医療」、「医療介護連携」、「認知症」の7つの分野を一体的に提供していけるよう、多様化する住民ニーズや地域課題に対応していきます	地域包括ケア推進課

【宮崎市版地域包括ケアシステム】国が示す「住まい」「生活支援」「介護予防」「介護」「医療」に加え、「医療介護連携」「認知症」の含めた7つの分野による支え合いの社会を構築すること。
【認知症初期集中支援チーム】複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

関連するSDGsの取組



成果指標

- 認知症初期集中支援チーム支援者数（地域包括ケア推進課）

現況値	目標値
99人	140人

参考指標

- 生きがい支援施設延べ利用者数（福祉総務課）
- 敬老バスカ年間延べ利用回数（福祉総務課）
- 要介護認定者の認知症高齢者率（地域包括ケア推進課）
- 医療と介護関係者の連携状況充実度（地域包括ケア推進課）
- 地域密着型サービス事業所の整備状況（介護保険課）

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
04 総合的な認知症施策の推進	高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度などに関する相談・支援体制の充実を図ります。	福祉総務課
	できる限り住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、認知症の早期診断・早期対応に向けた専門職による支援体制を構築し、認知症の人に対する正しい認識や理解を深め、認知症の人とその家族が気軽に集うことができ、相談し合える環境づくりに取り組みます。さらに、すべての市民が、認知症の人に寄り添い、ケアに参加できるようにユマニチュード等のケア技法の普及に努めます。	地域包括ケア推進課 介護保険課
05 高齢者の生きがいづくりの推進	高齢者の趣向やニーズを踏まえた、社会参加や健康づくりを促進するため、外出支援や介護予防、生きがいづくりを支援するとともに、老人福祉センターなどの生きがい支援施設の利用促進を図ります。	福祉総務課 地域包括ケア推進課

市の個別計画

- 第4次地域福祉計画
- 第9期宮崎市民長寿支援プラン（第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）

国や県の取組

国	- 第9期介護保険事業（支援）計画（厚生労働省） - 認知症施策推進大綱（厚生労働省）
県	宮崎県高齢者保健福祉計画

各主体ができること

市民	- 認知症に対する理解を深めて地域社会で見守り支え合う。 - 生活支援体制整備事業における第2層協議体の構成メンバーとなり、課題の共有と検討を図る。
事業者・関係団体等	- 福祉分野におけるサービスを提供する。 - 生活支援体制整備事業における第2層協議体の構成メンバーとなり、課題の共有と検討を図る。
行政（宮崎市）	- 高齢者福祉を充実させる。 - 生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの役割を果たす。

【ユマニチュード】フランス語で「人間らしさ」を意味する言葉。認知症のある方の尊厳を重視するケア手法のこと。

【第2層協議体】市が主体となり、日常生活圏域における各地域の定期的な情報共有や連携強化の場として中核となるネットワークのこと。宮崎市全体を第1層とし、22の地域に分けた日常生活圏域を第2層とする。

【生活支援コーディネーター】高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域においてそれらの体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

めざす姿

- 福祉を支える人材が中長期にわたって安定的に確保され、福祉に係る各サービスが持続可能な形で提供されている。
- 福祉を支える人材の育成が図られ、サービスの質が向上している。
- 継続的に働ける環境が整備され、人材の定着が図られている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 超高齢社会の介護現場を支える人材確保	介護職に関する資格の取得や更新を支援し、人材の確保を図ります。	地域包括ケア推進課
02 元気な高齢者や外国人などの様々な人材を活用した福祉を支える人材の確保	介護助手の普及啓発に努めるとともに、外国人材の活用に向けた課題の整理や関係者との連携を強化します。	地域包括ケア推進課
03 多職種による連携などを踏まえた福祉人材の育成と福祉サービスの質の向上	医療・介護の専門職助言者が参画する自立支援型地域ケア会議などを通じた多職種連携を強化するとともに、自立支援・重度化防止の観点からケアマネジメント力向上につながる様々な研修に取り組みます。	地域包括ケア推進課
	障がい福祉サービス等の提供を担う人材を育成するため、専門性を高める研修を行い、サービス提供事業所等の職員の資質向上に努めます。	障がい福祉課
04 多様な人材が活躍でき、働きやすく、働き続けられる環境づくり	福祉サービスにおける生産性向上につながる取組を推進するとともに、役割分担や機能分化を促進し、多様化するニーズに対応できる環境づくりに取り組みます。	障がい福祉課 地域包括ケア推進課 介護保険課

関連するSDGsの取組



成果指標

- 市内介護サービス事業所の介護支援専門員の登録者数（地域包括ケア推進課・介護保険課）

現況値	目標値
574人	666人

- 障がい福祉サービスの相談支援専門員の人数（障がい福祉課）

現況値	目標値
119人	160人

参考指標

- 地域包括支援センター職員数（地域包括ケア推進課）
- 介護職・ケアマネジャー資格取得補助事業による補助金交付者数（地域包括ケア推進課）
- 県内介護職員の離職率（地域包括ケア推進課）

市の
個別計画

- 第四次地域福祉計画
- 第4期宮崎市障がい者計画
- 第9期宮崎市民長寿支援プラン
(第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

国や県
の取組

国	■ 第9期介護保険事業（支援）計画（厚生労働省）
県	■ 宮崎県高齢者保健福祉計画 ■ 第5次宮崎県障がい者計画

各主体ができること

市民	■ 福祉の現場での人材不足について、理解・協力する。 ■ 介護現場におけるボランティアや介護助手の担い手となる。
事業者・関係団体等	■ 行政と連携し、福祉を支える人材を育成する。 ■ 元気な高齢者や外国人材の雇用を推進する。
行政（宮崎市）	■ 事業者や関係団体と連携し、福祉を支える人材の発掘・育成・確保を推進する。 ■ 元気な高齢者や外国人材の雇用促進に向けた研究・検討を図る。

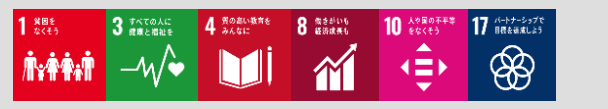
めざす姿

- 社会保障制度が持続可能な形で適正かつ円滑に運営されている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 国民健康保険事業の安定的な運営	国・県と連携し、ジェネリック医薬品使用の促進やレセプトの点検、重複・頻回受診者への訪問指導等により、医療費の適正化を進めるとともに、医療費や被保険者数などの動向や県内の保険税水準統一を見据えた適切な保険税率の設定により国保財政の安定化を図ります。	国保年金課
	国保財政の健全化を図るため、保険税の収納率向上をはじめとする収納対策に取り組みます。	国保収納課
02 国民年金制度の周知・加入促進	無年金・低年金の発生を防止し社会経済インフラとしての役割を果たすため、マイナポータルを利用した国民年金保険料免除・納付猶予申請手続について周知を行い、生活の安心と安定の確保を図ります。また、マイナポータルを利用した加入手続についても周知を行い、適正な届出を促進します。	国保年金課
03 生活保護制度の適正実施と生活困窮者の自立に向けた支援	生活保護受給者に対し、個々の状況に応じた必要な保護を行うとともに、自立に向けた支援や健康管理支援等による医療扶助等の適正化を図り、生活保護の適正な実施に努めます。	社会福祉第一課 ・第二課
	様々な理由で生活に困窮している人が、経済的自立のみならず、日常生活・社会生活においても自立できるよう支援するとともに、地域の支援体制の構築を図ります。	社会福祉第一課 ・第二課
	ひきこもり状態にある人やその家族が相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる「居場所」づくりや本人が自らの役割を感じられる機会を提供するなど、社会とのつながりを回復するための支援を行います。	社会福祉第一課

関連するSDGsの取組



成果指標

- 生活保護世帯から自立した世帯の割合（社会福祉第一課）

現況値	目標値
4.22%	5.00%

- 1人当たりの医療費（国民健康保険）（国保年金課）

現況値	目標値
422,439円	471,500円

参考指標

- 生活保護受給者で就労可能な者のうち就労支援事業に参加した者の割合（社会福祉第一課・第二課）
- ジェネリック医薬品の使用率（国保年金課、社会福祉第一課）

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
04 持続可能な介護保険制度の運営	介護給付の適正化や介護保険料の安定的な確保に向けた取組等により、介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な制度運営をめざします。	介護保険課

市の個別計画

- 第3期宮崎市保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 第4期宮崎市特定健康診査等実施計画
- 宮崎市民長寿支援プラン（2024-2026）

国や県の取組

国	■ 第9期介護保険事業（支援）計画（厚生労働省）
県	■ 第3期宮崎県国民健康保険運営方針 ■ 宮崎県高齢者保健福祉計画

各主体ができること

市民	■ 国民健康保険制度、国民年金制度、介護保険制度、生活保護制度を理解する。 ■ 個人の能力に応じた就労に取り組む。
事業者・関係団体等	■ 国民健康保険制度、国民年金制度、介護保険制度、生活保護制度を理解、協力する。
行政（宮崎市）	■ 国民健康保険制度、国民年金制度、介護保険制度、生活保護制度の適切な運営を行う。 ■ 関係団体と連携し、社会保障制度の周知や認知度向上に向けた取組を推進する。 ■ 生活困窮者の自立支援を充実させる。

政策 4

支え合い、ともに生きるまちづくり

基本的な考え方

年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが自分らしく暮らししていくためには、多様な人々の集まりで地域社会が構成され、ともに支え合いながら暮らしていることに対する理解が必要です。

また、市民がより豊かな人生を送ることができるよう、主体的に学ぶ機会があり、文化芸術やスポーツに親しむ機会があることが重要です。

これまで、本市では、誰もが性別にかかわらず、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができるよう、性的少数者が暮らしやすい環境づくりや男女共同参画を推進するとともに、外国人住民が地域社会で快適に暮らしていけるための支援に取り組んできました。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域福祉の充実を図るとともに、市民自らが主体となって地域の特色をいかした魅力ある地域づくりを進めることができるよう、住民主体の地域まちづくりに取り組んできました。

さらに、市民が文化芸術に親しむことやスポーツを通じた体力づくりを推進するため、それらの機会の創出や環境の充実に取り組んできました。

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行により、高齢者のみの世帯の増加、社会的孤立、生活困窮者の問題など地域における生活・福祉課題が多様化・複雑化しています。

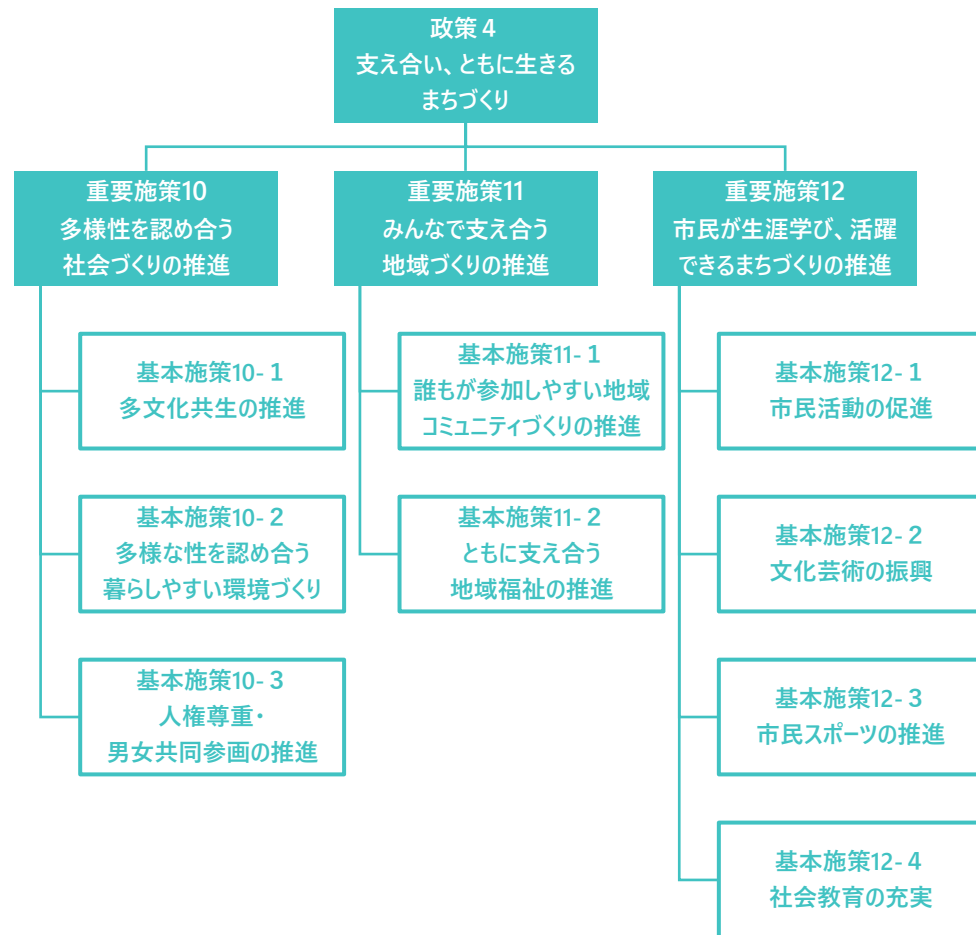
こうした中、国では、あらゆる人々が生きがいを持って自分らしくともに暮らし続けることができるよう、人と人、人と社会がつながり支え合う社会の実現を目指しています。本市においても、地域で暮らす人々は誰もが支え・支えられるものという考えのもと、全ての市民が互いに理解し合いながら自分らしく活躍できる地域社会をつくる必要があります。

このようなことから、本市では、多文化共生の推進、多様な性を認め合う暮らしやすい環境づくり、人権尊重・男女共同参画の取組を通じて、多様性を認め合う社会づくりを推進します。

また、誰もが参加しやすい地域コミュニティづくりや、ともに支え合う地域福祉の取組を通じて、みんなで支え合う地域づくりを推進します。

さらに、市民活動の促進や、文化芸術の振興、市民スポーツの推進、社会教育の充実により、市民が生涯学び、自分らしく活躍できるまちづくりの推進を図ります。

施策の体系



概要

多文化共生の推進のほか多様な性を認め合う暮らしやすい環境づくり、人権尊重・男女共同参画の推進を図り、年齢、性別、国籍の違いなどに関係なく誰もが生きやすいまちをめざします。

現状と課題

多文化共生

本市の外国人人口は近年増加傾向にあり、過去10年間（2014年-2023年）で約1.9倍に増加しています。

国においても、外国人材の受入を積極的に進めており、本市の外国人人口は今後更に増加することが考えられます。

今後は、外国人住民が地域社会に溶け込みいきいきと暮らせる環境づくりを進めるとともに、外国の文化や習慣に対する理解促進を図るなど、多文化共生に向けた取組を一層推進する必要があります。

多様な性

近年、多様な性について社会の関心は高まりつつありますが、当事者の中には差別や偏見による悩みや生きづらさを抱えている人がいます。

今後は、性について悩みや生きづらさを抱える人々への相談支援の充実や、多様な性についての社会的理解を促進することで、多様な性を認め合う暮らしやすい社会づくりを推進することが必要です。

人権尊重・男女共同参画

価値観の多様化や、SNSによる手軽な情報発信、社会の複雑化に伴い、人権問題や社会問題も多様化していることから、多くの市民が人権尊重の意識を身につけ、人権問題に対する正しい理解を深めることが必要です。このような中、本市では、性別にかかわらず誰もが尊重され、自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現に向け、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）の解消等、男女がともに活躍する社会づくりを推進しています。

今後も、性別によって職種や役割等を決めつけることなく、互いを認め合うことで、よりよい未来を作っていくよう、男女共同参画の一層の推進が必要です。

成果指標

■ 「社会全体において男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合（文化・市民活動課）

現況値	目標値
25.4%	56.0%

参考指標

- 在住外国人数（国際政策課）

めざす姿

- 国籍にかかわらず、全ての住民が互いの文化・習慣等を尊重し対等な関係を築きながら、共に地域社会の一員として暮らしている。
- 外国人住民も等しく必要な情報や住民サービスを受けることができている。
- 姉妹都市や友好都市、その他海外都市との相互理解や相互交流が深まっている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 コミュニケーションと生活の支援	多言語での情報発信や窓口対応を拡充するとともに、社会参加のための日本語学習の機会を提供します。また、外国人住民の相談窓口を運営し、住まい、子育て、教育、医療、福祉などの情報提供や支援の充実を図ります。	国際政策課
02 多文化共生の推進	出前講座やイベントの実施などを通して、全ての市民の国際理解や多文化共生に関する意識の醸成を図ります。また、関係機関と連携し、外国人住民の地域社会への参画を促します。	国際政策課
03 国際交流の推進	宮崎市国際交流協会と連携し、姉妹都市や友好都市との交流を通じて、市民の異文化理解や国際感覚豊かな青少年の育成を推進します。	国際政策課



国	■ 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）
県	■ みやざきグローバルプラン（第2期）

関連するSDGsの取組



成果指標

- 外国人にとって住みやすいまちだと思える市民の割合（国際政策課）

現況値	目標値
47.5%	60.0%

- 外国人住民の生活満足度（国際政策課）

現況値	目標値
92.6%	100%

参考指標

- 出前講座等における参加者数・実施回数（国際政策課）
- 海外の姉妹（友好）都市交流事業等における交流者数（国際政策課）
- 宮崎市外国人ワンストップインフォメーションセンター相談件数（国際政策課）

各主体ができること

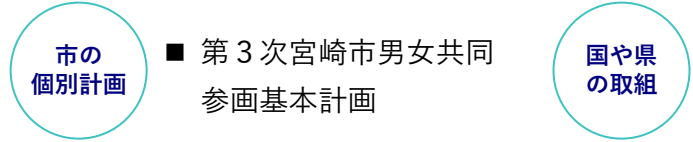
市民	■ 日本人住民と外国人住民が共に多文化共生社会への理解を深め、地域社会の一員として共生する。
事業者・関係団体等	■ 行政と連携し、ネットワークをいかした活動を行う。
行政（宮崎市）	■ 関係団体と連携し、外国人が本市で暮らしたいと思えるまちづくりを行う。 ■ 多文化共生社会の理解促進に向けた取組を行う。

めざす姿

- 個人の性的指向や性自認を理由とする差別や偏見の解消が図られ、多様な性が尊重される社会が形成されている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 多様な性に関する理解促進のための広報・啓発、教育の充実	多様な性に関する差別や偏見のない社会を目指し、中学校向けの講演会やパネル展示、その他の啓発に取り組みます。	文化・市民活動課
02 性的少数者が安心して生活を送るための環境の整備	パートナーシップ宣誓制度の運用や、相談窓口の設置、申請書類等の性別欄削除等、性的少数者が抱える生きづらさの解消に取り組みます。	文化・市民活動課



関連するSDGsの取組



成果指標

- 性的少数者にとって住みやすいまちだと思える市民の割合（文化・市民活動課）

現況値	目標値
19.8%	30.0%

参考指標

- パートナーシップ宣誓制度の利用組数（文化・市民活動課）

各主体ができること

市民	■ 多様な性に関する理解を深める。
事業者・関係団体等	■ 多様な性に関する理解を深める。 ■ 性的少数者がどのような暮らしにくさを抱えているのか理解し、働きやすい環境づくりを推進する。
行政（宮崎市）	■ 多様な性を尊重し、市民が個性や能力を発揮できる環境づくり・意識啓発を行う。 ■ 性的少数者がどのような暮らしにくさを抱えているのか理解し、暮らしやすい環境づくりを推進する。

【パートナーシップ宣誓制度】人生のかけがえのないパートナーであることを市職員の前で宣誓した、一方又は双方が性的少数者である二人に対し、宣誓書受領証を交付することで生きづらさの解消につなげる本市の制度。

めざす姿

- 市民一人一人の人権が尊重され、性別にかかわらず、自らの意思と選択に基づいて、家庭や学校、地域、職場など社会のあらゆる分野において個性と能力を十分に発揮できている。

関連するSDGsの取組



主な取組

項目名	内容	所管課
01 人権教育・啓発の推進	多くの市民が人権尊重の意識を身につけ、人権問題に対する正しい理解を深めることができるよう、啓発活動に取り組みます。	総務法制課 生涯学習課
02 平和を尊重する意識の醸成	核兵器廃絶と世界の恒久平和のため、市民が非核・平和について考える機会となる啓発活動に取り組みます。	総務法制課
03 ジェンダー平等の実現・女性活躍の推進、男女共同参画理念のさらなる浸透	男女共同参画センターでの自主講座や講師派遣事業、啓発情報紙の発行等を通じて、家庭や学校、地域、職場などの幅広い場面において男女共同参画に関する知識を得る機会提供を図ります。	文化・市民活動課
	「ジェンダー（社会的・文化的に作られた男らしさ女らしさ）」にとらわれずその人らしく能力を発揮できる働き方の推進を図るため、ワークライフバランスや職場環境づくりに取り組む事業者向けの勉強会や表彰等に、事業者と一緒に取り組みます。	文化・市民活動課

成果指標

- 「一人一人の人権が尊重されている」と感じる市民の割合（総務法制課）

現況値	目標値
46.9%	52.0%

- 「性別による制約を受けることなく、自分らしく生活できている」と回答した人の割合（文化・市民活動課）

現況値	目標値
80.6%	85.5%

参考指標

- 市が設置する審議会、委員会等における女性委員の割合（人事課）

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
04 配偶者等からの暴力の根絶に向けた対策の推進	男女共同参画センターでの自主講座のほか、中学生や高校生、大学生を対象としたデートDV講座を開催し、若年期からの啓発を図るとともに、相談窓口の周知に取り組みます。	文化・市民活動課
	DV連絡調整会議を開催し、支援対応に当たる庁内各課の連携強化を図ります。	文化・市民活動課
	女性相談支援員による相談、指導・助言のほか、関係機関と連携しDV被害者支援に取り組みます。	子育て支援課



- 第三次宮崎市教育ビジョン
- 第3次宮崎市男女共同参画基本計画



国	■ 第5次男女共同参画基本計画（内閣府）
県	■ 第4次みやざき男女共同参画プラン

各主体ができること

市民	■ 自分の希望する働き方（ワークライフバランス）を大切にする。 ■ 男女共同参画を理解し、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性や能力を尊重する。 ■ 誰もが自分らしく生きることができるよう、相互理解に努める。
事業者・関係団体等	■ 性別にかかわらず、誰もが安心して働くことができる環境の整備に取り組む。 ■ 男女共同参画を理解し、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性や能力を尊重する。
行政（宮崎市）	■ 家庭や学校、地域、職場など、様々な場面におけるジェンダー平等、固定的性別役割分担意識等の内容を含めた意識啓発を行う。 ■ 誰もが相談しやすい環境を整備する。

概要

誰もが参加しやすい地域コミュニティづくりや、ともに支え合う地域福祉の推進を通じ、地域全体で支え合う地域づくりを推進します。

現状と課題

地域コミュニティ

本市は、住民主体のまちづくりの中核をなす自治会の活動に対する支援をはじめ、地域コミュニティと行政との協働により、多様化する地域課題の解決に向けた取組や、地域の特色をいかした魅力ある地域づくりを推進しています。

そのような中、人口減少が進み、生活様式や価値観が多様化するにつれて、自治会加入率は年々減少しているほか、地域活動の担い手の高齢化や新たな人材の不足といった課題があります。

今後は、誰もが参加しやすい地域コミュニティづくりをより一層推進する必要があります。

地域福祉

本市では、地域福祉計画を策定し、地域住民や福祉サービス事業者と連携・協働を図りながら、全ての市民が安心して暮らせる地域社会の構築に向けた取組を進めています。

そのような中、人口減少や少子高齢化・核家族化の進行により、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、社会的孤立、生活困窮者の問題など地域における生活・福祉課題が多様化・複雑化しており、これらの課題への適切な対応が求められています。

今後も、全ての市民が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう地域福祉の充実を図る必要があります。

成果指標

■ 地域のつながりを感じている市民の割合（地域コミュニティ課）

現況値	目標値
53.6%	58.6%

参考指標

■ 支援やお手伝いが必要な方が安心して暮らせるまちだと思ふ市民の割合（福祉総務課）

めざす姿

- 市民が自治会に加入し、自治会活動に参加することで、顔の見える関係や安定した自治会組織の基盤が構築され、安全・安心で住みよい地域が形成されている。
- 市民が地域まちづくり推進委員会を中心とした多様な主体によるまちづくりに参画し、地域が抱える課題の解決が図られているほか、地域の特色をいかした魅力ある地域づくりが進んでいる。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 地域活動の推進	「宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例」に基づき、支え合い、助け合いの精神を大切にしながら、市民、自治会、地域まちづくり推進委員会、事業者や行政などが相互に役割を理解し、協働による取組を推進します。	地域コミュニティ課
02 地域活動への支援	住民生活に最も身近で地域に密着した活動を行う自治会に対し、その重要性を住民の方に広く周知するなど、自治会加入促進に取り組むほか、必要な支援を行います。	地域コミュニティ課
	地域の活性化や課題解決へ向けた活動を行う地域まちづくり推進委員会に対し、地域コミュニティ活動交付金を交付するほか、必要な支援を行います。	地域コミュニティ課
03 地域活動の担い手の育成	地域まちづくりに関心のある方や地域まちづくり関係者に対し研修を実施するなど、地域まちづくりの次世代を担う人材の発掘・育成に取り組みます。	地域コミュニティ課
04 交流センターの整備運営	「交流、地域活動及び生涯学習の拠点」である交流センターについて、公民連携を見据えた計画的な施設整備を図るとともに、地域ニーズに対応した運営を行います。	地域コミュニティ課

市の個別計画

- 宮崎市市民活動推進基本方針
- 宮崎市公立公民館等整備及び長寿命化計画

国や県の取組

国	-
県	-

関連するSDGsの取組



成果指標

- 地域活動（自治会・地域まちづくり推進委員会※の活動）に参加したことがある市民の割合（地域コミュニティ課）

現況値	目標値
44.1%	49.1%

※地域まちづくり推進委員会の名称は、「地区振興会」「まちづくり委員会」「地域づくり協議会」「地域づくり推進委員会」「まちづくり協議会」など、各地域で異なる。

参考指標

- 自治会加入率（地域コミュニティ課）
- 地域まちづくり推進委員会の部会員数（地域コミュニティ課）

各主体ができること

市民	■ 自治会活動に参加する。 ■ 地域まちづくり推進委員会やテーマ型コミュニティなどの地域まちづくり活動に参加する。
事業者・関係団体等	■ 地域まちづくり活動に参加・協力する。
行政（宮崎市）	■ 自治会加入や地域活動への参加に関する市民の理解を促進する。 ■ 誰もが参加しやすい地域コミュニティづくりを推進する。

めざす姿

- 全ての市民が相手に対するいたわりの気持ちを持ちながら、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができており、地域における福祉活動が活発に行われている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 包括的支援体制の構築・推進	不安や悩みを抱える人が早期に発見され、必要な支援につながる仕組みづくりと、複雑化・多様化する生活課題に関係機関が連携して対応できるネットワークを構築するとともに、包括的な支援体制づくりに取り組みます。	福祉総務課
02 地域福祉を推進する活動への支援	地域の実情に応じた地域福祉活動を推進するため、地域福祉ニーズの把握や住民への福祉啓発、地域福祉ボランティアの養成などを行う地区社会福祉協議会や各種団体の活動を支援します。	福祉総務課
03 地域における見守りや相談・援助活動	高齢者、障がい者、子育て家庭などに対し、様々な角度からの見守りや必要とされる情報提供などができるよう、民生委員・児童委員等と連携を図り、地域における見守りや相談・援助活動の取組を推進します。	福祉総務課
04 交流の場や居場所づくり	地域の中で気軽に集まり、交流できる機会の創出に取り組みます。	福祉総務課 地域包括ケア推進課

市の個別計画

■ 第四次宮崎市地域福祉計画

国や県の取組

国	-
県	■ 宮崎県地域福祉支援計画（第4期計画）

関連するSDGsの取組



成果指標

■ 民生委員・児童委員の充足率（福祉総務課）

現況値	目標値
92.0%	100%

参考指標

- 市民、地域、事業者等がともに協力し支え合う社会（地域共生社会）と思う市民の割合（福祉総務課）

各主体ができること

市民	■ 子ども、高齢者、障がいのある人等、地域で見守りが必要な人の特性を知り、地域で支える。
事業者・関係団体等	■ 専門的な知識や技術をいかして、地域で支え合う取組に協力する。 ■ 地域での見守り活動に協力する。
行政（宮崎市）	■ 地域全体で子ども・高齢者を見守る住民主体の地域づくりを推進する。 ■ 子ども、高齢者、障がいのある人等、地域で見守りが必要な人を地域で支える。

概要

市民活動の促進、文化芸術の振興、市民スポーツの推進、社会教育の充実を図り、幅広い市民活動や文化芸術、スポーツ、教養などを通して、市民が豊かな人生を送ることができるまちをつくります。

現状と課題

市民活動

本市は、2000年度（平成12年度）に「協働」を基本理念とする「宮崎市市民活動推進条例」を策定し、市民、市民活動団体、事業者、行政の協働体制による市民活動を推進しています。

今後も、複雑化、多様化する社会課題に対応し、よりよい地域社会づくりに寄与する市民活動の役割は大きくなっていくことから、環境、福祉、子育て、教育、災害対策など様々な場面で、市民と行政との協働を促進する必要があります。

文化芸術

本市は、令和２年（2020年）に「宮崎市文化芸術基本条例」を施行し、市民の心豊かな生活と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、文化芸術に関する施策を推進しています。

今後も、現在や将来の世代にわたって市民が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、市民の文化芸術に対する関心や理解を深めるように努める必要があります。

市民スポーツ

本市では、市民の心身の健全育成や体力向上、健康の維持増進のほか、コミュニティの活性化に寄与するものとして、市民スポーツを推進しています。

今後も、市民一人一人が個人の体力や競技レベルに応じ、生涯にわたりスポーツに親しみ、気軽に楽しむことができるよう、市民スポーツの一層の振興を図る必要があります。

社会教育

本市では、市民が生涯を通じて学び続けることができる場として、図書館の運営や交流センター等における社会教育講座などの開催をしています。

近年、健康寿命の延伸やライフスタイルの変化により、多種多様な学習活動へのニーズが高まっており、市民が主体的に学びの選択ができるよう、多様な学習機会や学びの場が確保される必要があります。

今後、誰もが気軽に学ぶことのできる社会教育講座の充実と、若い世代が学び、本市の発展に資するよう市立図書館をはじめとした生涯学習の場の充実を図ります。

成果指標

■ 文化芸術を通して、心豊かに暮らす市民の割合（文化・市民活動課）

現況値	目標値
52.9%	58.9%

■ 市民の定期的な運動・スポーツ実施率（スポーツランド推進課）

現況値	目標値
52.6%	70.0%

参考指標

■ 社会教育講座の開催数（生涯学習課）

■ 社会教育講座の延べ利用者数（生涯学習課）

【文化芸術】文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）、文化財等の保存や活用等を指す。

めざす姿

- 協働の理念が浸透し、多様な主体による市民活動が活発化することにより、様々な分野において地域の課題解決やよりよいまちづくりが図られている。

関連するSDGsの取組



主な取組

項目名	内容	所管課
01 市民活動への理解や参加促進、活動活発化に向けた支援	市民活動センターのホームページや情報誌、SNS等の媒体を活用した情報発信体制の充実、イベントや講座等の市民活動に触れる機会の創出、市民活動履歴などをもとに活動を評価し顕彰に取り組みます。	文化・市民活動課
02 市民活動を担う人材の育成・確保	専門的な知識や技術の習得に向けた研修や講座等の実施、市民活動団体等のリーダーによる意見交換の場の創出、ボランティアを必要としている市民活動団体の周知など、人材の育成・確保につながる仕組みづくりに取り組みます。	文化・市民活動課
03 市民活動組織の運営基盤強化と環境整備	組織運営に必要なスキル（会計、事務処理、情報ツールの活用等）を高めるための研修や講座の実施、行政や民間が行う補助金制度などに関する情報の収集や提供、市民活動団体が抱える様々な課題についての相談対応などの支援を行います。	文化・市民活動課
04 多様な主体との協働に向けた体制整備	市民活動センターを中心に、市民活動に関するニーズや課題を把握するとともに、情報提供のほか、市民活動団体や事業者、大学、地域等の多様な主体間の交流機会の創出、ニーズに合ったマッチングの働きかけなど、協働の取組を促進します。	文化・市民活動課

成果指標

■ 宮崎市民活動センターの利用者数（文化・市民活動課）

現況値	目標値
22,960人	32,300人

参考指標

- -

各主体ができること

市民	■ 市民活動が社会において大切であることを知り、自ら積極的に市民活動に参加する。
事業者・関係団体等	■ 事業者等の行う市民活動が社会において大切であることを知り、地域社会の一員として、積極的に市民活動に参加する。
行政（宮崎市）	■ 市民活動の自主性や自立性を尊重し、市民、市民活動団体、事業者等との協働により、市民活動を推進する。

市の個別計画

- 宮崎市市民活動推進基本方針（改訂版）

国や県の取組

国	-
県	■ みやざき社会貢献活動促進基本方針 ■ 協働による地域課題解決公募型事業

めざす姿

- 子ども・若者、障がい者をはじめ、市民一人一人の文化芸術活動を通じて、市民の心豊かな生活がはぐまれる。
- 文化施設の維持管理、文化芸術の保存・活用など、文化芸術活動の支えとなる活動環境が整備されている。
- 市民の多様な文化芸術活動が促進されることにより、文化芸術が人から人、次世代へつながっている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 文化芸術活動の促進	市民の自主的な文化芸術の鑑賞や文化芸術活動を行う機会の充実に取り組み、市民の文化芸術活動を促進します。	文化・市民活動課
	本市の偉人に関わる学習を通して、ふるさとを愛し、ふるさに誇りをもたせる教育活動等を推進します。	学校教育課 生涯学習課
02 文化芸術活動環境の整備	文化芸術活動の基盤となる文化施設を、恒常的に良好な状態に保つため、施設の維持管理を行います。	文化・市民活動課
	史跡の管理や芸能伝承などにおいて、近年、切実な課題となっている後継者不足について、各団体と協議を重ね、育成講座などを実施して課題解決につなげます。	文化財課
	史跡や天然記念物、無形民俗文化財など市内に残る文化遺産を適切に保存するとともに、市民に広く周知し愛されるための活用事業を積極的に実施します。	文化財課
03 文化芸術活動の情報発信	若い世代から高齢者まで幅広く市民に文化芸術の情報を提供するため、市広報や文化施設におけるイベント情報の発信については、ホームページやSNSの活用をより一層強化し、効果的な情報発信に取り組みます。	文化・市民活動課

関連するSDGsの取組



成果指標

- 美術や音楽などの文化芸術が盛んであると回答した市民の割合（文化・市民活動課）

現況値	目標値
45.4%	48.2%

参考指標

- 文化施設の利用率（文化・市民活動課）

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
03 文化芸術活動情報の発信	生目古墳群、蓮ヶ池横穴群など日本遺産「南国宮崎の古墳景観－古代人のモニュメント－」を構成する史跡等について、観光資源としての価値を高めつつ、更なる周知を図ります。	文化財課

市の個別計画

- 第四次宮崎市文化芸術振興計画
- 宮崎市文化施設等長寿命化計画
- （各種）遺跡保存整備基本計画
- 宮崎市史編さん基本計画

国や県の取組

国	■ 文化芸術推進基本計画（第2期）（文化庁）
県	■ みやざき文化振興計画

各主体ができること

市民	■ 文化財や歴史をテーマとした各種イベントに参加し、郷土愛を育む。 ■ 自主的に文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動を行う。
事業者・関係団体等	■ 市と連携し、文化財や歴史をテーマとした各種イベントを実施する。 ■ 文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を行う。
行政（宮崎市）	■ 文化芸術に関する情報を収集し、提供・発信する。 ■ 文化芸術に関する施設の機能の充実や活用を促進する。 ■ 本市を訪れるきっかけになるよう魅力的なイベント等を実施する。 ■ 文化財や歴史をテーマとした各種イベントを実施する。

めざす姿

- 誰もが気軽に楽しむことができる運動・スポーツの推奨に取り組むことにより、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができ、健康増進や交流促進が図られている。
- スポーツ指導者等の人材育成を図ることで、市民が適切な指導やサポートを受けることができ、スポーツへの参加意欲が高まり、運動・スポーツ実施率の向上につながっている。

関連するSDGsの取組



主な取組

項目名	内容	所管課
01 ライフステージに応じた市民スポーツの推進	市民のスポーツを通じた健康維持や体力づくり、きずなづくりを推進するため、スポーツに関する市民への情報提供をはじめ、各種スポーツ大会やスポーツ教室等の開催を支援します。	スポーツランド推進課
02 スポーツ環境の整備	スポーツ環境を充実させるため、スポーツ施設の整備・改修を行い、機能を維持しながら長く使える施設をめざします。また、指定管理者と連携し、快適で使いやすい施設運営に取り組み、市民サービスの向上に努めます。	スポーツランド推進課
03 スポーツに関わる人材の育成・強化に向けた取組の推進	スポーツ推進委員や指導者を育成し、運動・スポーツ実施率を向上させ、競技人口の増加、競技力の強化に努めます。	スポーツランド推進課

成果指標

■ 市内スポーツ施設の延べ利用者数（スポーツランド推進課）

現況値	目標値
676,772人	750,000人

参考指標

- -

各主体ができること

市民	■ スポーツ活動へ参加する。 ■ スポーツを通じ、生きがいづくりや心身の健康増進を図る。
事業者・関係団体等	■ 市民スポーツの推進への理解・協力を行う。
行政（宮崎市）	■ スポーツに関する情報を積極的に市民に発信する。

市の個別計画

■ 第二次宮崎市スポーツ推進計画

国や県の取組

国	■ 第3期スポーツ基本計画
県	-

めざす姿

- 教養や新たな知識を身に付ける機会が充実し、人生100年時代において市民が生涯にわたって豊かな学びを得ている。
- 子どもから大人まで全ての市民が生涯にわたり読書に親しんでいる。

関連するSDGsの取組



主な取組

項目名	内容	所管課
01 交流センター等を核とした生涯学習機会の提供	交流センター等で社会教育講座を実施し、市民への生涯学習機会の提供を図ります。	生涯学習課
02 市立図書館の充実	利用者が安心・安全に利用できる環境づくりに取り組みます。また、利用者の増加につながるよう、各種イベントの実施やサービス向上を図ります。	生涯学習課
03 学習関連施設の機能強化	教育機関等と連携し、充実した社会教育の提供に取り組みます。また、利用者の増加につながるよう、各種イベントの実施やサービス向上を図ります。	生涯学習課

成果指標

- 生涯学習活動による交流センター等の利用者数
(地域コミュニティ課・生涯学習課)

現況値	目標値
345,524人	395,000人

- 図書館等の貸出冊数 (生涯学習課)

現況値	目標値
958,120冊	1,084,000冊

参考指標

- 本や雑誌、新聞、電子書籍等を1日に30分以上読んでいる市民の割合 (生涯学習課)

各主体ができること

市民	■ 交流センター等で実施される講座に積極的に参加する。 ■ 図書館を利用する。
事業者・関係団体等	■ 各種講座の講師派遣等に協力する。
行政 (宮崎市)	■ 生涯学習環境を充実させる。 ■ 多様な主体と連携し、本市に充実した生涯学習の機会があることをアピールする。



■ 第三次宮崎市教育ビジョン



国	■ 第4期教育振興基本計画
県	■ 宮崎県教育振興基本計画

政策 5

次世代を育むまちづくり



基本的な考え方

次世代を担う全ての子どもが、健やかに成長し豊かな人生を育むことができるよう、それぞれの成長段階に応じた支援や子育てしやすい環境づくりを地域社会全体で推進することが重要です。

これまで、本市では、出会い・結婚・妊娠・出産、子育てを望む市民が、その希望を叶え、安心して子育てができるよう、結婚支援や子育て支援の充実に取り組んできました。

また、学校教育の充実を図るため、学力の向上はもとより教職員の働き方改革やICT環境の整備等、ソフトとハードの両面から教育の質の向上に取り組んできました。

近年、加速する少子化や共働き世帯の増加など、子どもや子育て世代を取り巻く環境は変化しており、時代の変化に応じた切れ目のない、きめ細かな支援を行う必要があります。

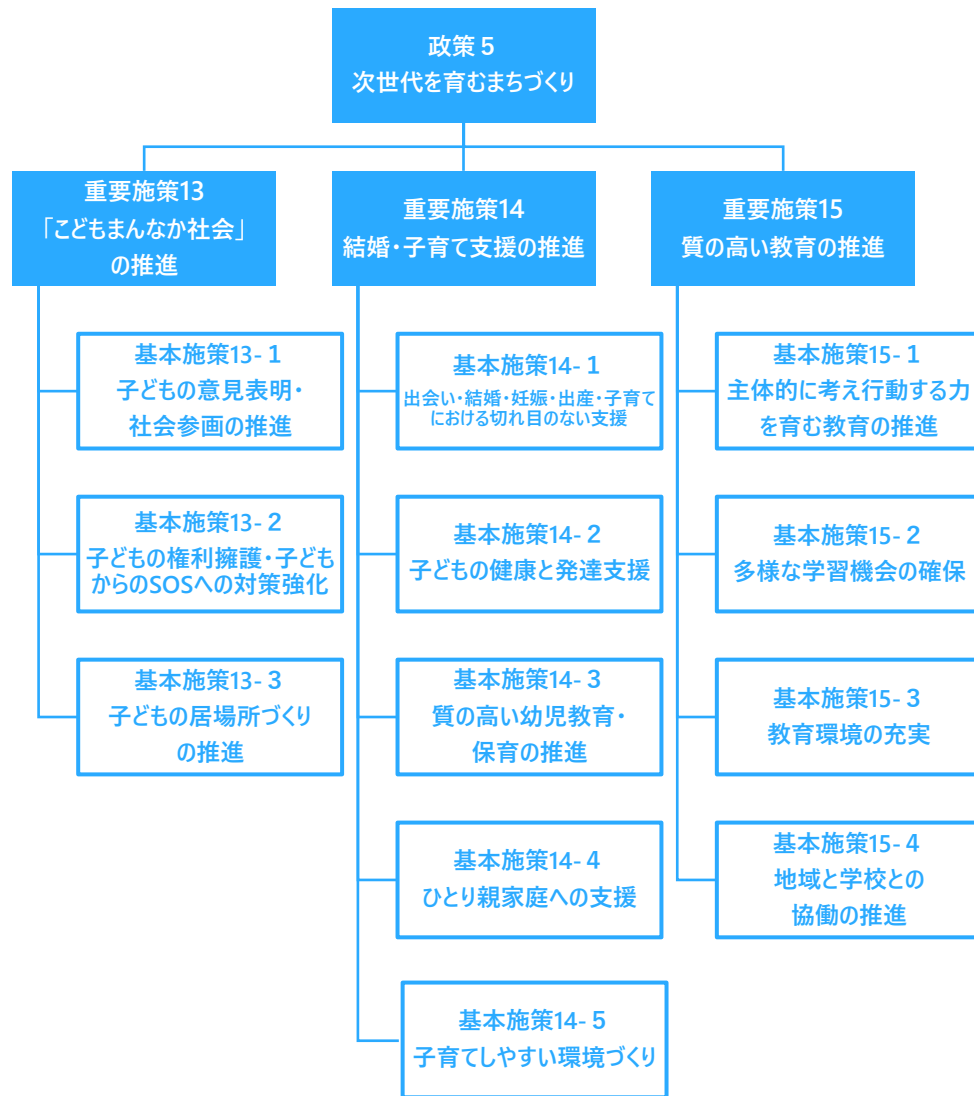
また、グローバル化やデジタル化が急速に進展するなど、将来の予測が困難な時代において、子どもと社会のウェルビーイングを実現するためには、社会の持続的な発展に向けて、自らの手で未来を切り拓くことができる子どもを育む必要があります。

このようなことから、本市では、子どもの意見表明・社会参画の推進、子どもの権利擁護・子どもからのSOSへの対策強化、子どもの居場所づくりの推進により、「こどもまんなか社会」の推進を図ります。

また、出会い・結婚・妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援、子どもの健康と発達支援、質の高い幼児教育・保育の推進、ひとり親家庭への支援、子育てしやすい環境づくりにより、結婚・子育て支援を総合的かつ包括的に推進します

さらに、子どもが主体的に考え行動する力を育む教育の推進、多様な学習機会の確保、教育環境の充実、地域と学校との協働の推進により、社会全体で子どもを見守りながら、誰一人取り残さず全ての子どもの可能性を引き出す質の高い教育の推進を図ります。

施策の体系



概要

子どもの意見表明と社会参画を推進するとともに、子どもの権利擁護・子どもからのSOSへの対策強化、子どもの居場所づくりの推進を図り、全ての子どもの最善の利益が確保される社会をつくります。

現状と課題

子どもの意見表明・社会参画

子どもの権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して子ども関連施策に取り組む「こども基本法」が2023年（令和5年）4月1日に施行され、国全体で「こどもまんなか社会」の実現をめざす動きが高まっています。

本市は、子どもが主体となって考え、成果を発表できる場の創出や、子どもの意見を本市の施策に反映させる取組を始めました。

今後も、子どもが健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもが意見を表明し、社会参画できる仕組みづくりを推進する必要があります。

子どもの権利擁護・子どもからのSOSへの対策強化

本市における児童虐待相談対応件数は、全国状況と同じく増加傾向にある中、本市は、児童相談所を含む子どものための総合支援拠点の設置に向けた取組を進めています。

また、ヤングケアラーやその家族を地域で支えるため、県や本市の教育・福祉部門等の多様な主体が共通認識と連携を図りながら、ヤングケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える体制づくりを推進しています。

今後とも、こども基本法の理念に掲げる子どもの権利擁護が図られ、これまで以上に専門的かつ包括的な子ども・子育て全般に対する相談支援体制を構築する必要があります。

子どもの居場所づくりの推進

本市では、全ての子どもが、安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、多様な体験活動や外遊びの機会に接し、自己肯定感や自己有用感を高めることができるよう、児童館・児童センターの運営や、放課後児童クラブの待機児童解消に向けた取組、子ども食堂の普及促進等、子どもの居場所づくりを推進してきました。

今後も、ソフト・ハードの両面から子どもが安心して豊かに過ごすことのできる居場所の充実を図る必要があります。

成果指標

■ 「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思う市民の割合（子育て支援課）

現況値	目標値
29.5%	70.0%

参考指標

■ -

【ヤングケアラー】家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

めざす姿

- 社会のあらゆるところで子どもの権利が守られ、子どもの意見が市政に反映され、子どもの社会参画が図られている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 子どもの意見表明・社会参画の機会の充実	子どもが権利の主体として認識され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を持つことができるよう、家庭や学校、地域等において子どもが意見を表明しやすい環境整備に努めるとともに、子どもの社会参画を促進します。	子育て支援課 学校教育課
02 子どもの意見反映に向けた取組の推進	子どもの視点に立った子ども施策が推進できるよう、子どもの意見が積極的かつ適切に施策に反映される仕組みを構築します。	子育て支援課

市の個別計画

■ 宮崎市こども計画

国や県の取組

国	■ こども大綱（こども家庭庁）
県	■ 宮崎県こども未来応援プラン

関連するSDGsの取組



成果指標

- 子ども施策に関して自分の意見が聴いてもらえていると思う中高生の割合（子育て支援課）

現況値	目標値
68.3%	75.0%

参考指標

- -

各主体ができること

市民	■ 子どもの意見を尊重する。
事業者・関係団体等	■ 行政と連携し、子どもの意見を聴く機会を確保するとともに、子どもの社会参画を促進する。
行政（宮崎市）	■ 子どもの意見を聴く仕組みを構築し、施策に反映する。

めざす姿

- 全ての子どもの命と権利が守られている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 児童虐待の未然防止	母子保健と児童福祉を統合した「こども家庭センター」の機能を発揮して、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに対して、一体的に相談支援を行います。	子ども家庭支援課
02 児童虐待の早期発見・早期対応	地域とのつながりをいかした子育て支援や見守り等により、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。	子ども家庭支援課
03 児童虐待の再発防止に向けた取組の推進	関係機関と連携を図り、必要なサービスにつなぐなどしながら切れ目のない支援を行うことで再発防止に向けた取組を推進します。	子ども家庭支援課
04 (仮称) みやざきこどもセンターを中核とした相談支援体制の強化	市民にとって最も身近な基礎自治体である本市が、児童相談所を含む総合支援拠点を設置することで、児童虐待の未然防止から緊急時の対応、さらに再発防止までを一元化し、迅速かつ一貫した支援に取り組みます。	子ども家庭支援課
05 ヤングケアラーやその家族を地域で支えるための体制づくりの推進	県や本市の教育・福祉部門等の多様な主体が共通認識と連携を図りながら、ヤングケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える体制づくりに取り組みます。	子ども家庭支援課

市の個別計画

- 宮崎市こども計画
- (仮称) みやざきこどもセンター基本構想・基本計画

国や県の取組

国	■ こども大綱（こども家庭庁）
県	■ 宮崎県こども未来応援プラン

関連するSDGsの取組



成果指標

- 地区担当ケースワーカー 一人当たりの児童虐待相談対応件数（子ども家庭支援課）

現況値	目標値
68.9件	55.0件

参考指標

- 家庭児童に関する相談処理件数（子ども家庭支援課）
- 要保護児童対策地域協議会の各種会議の開催回数（代表者会議・実務者会議・個別ケース会議）（子ども家庭支援課）
- 子ども家庭支援課における会議開催回数（緊急受理会議）（子ども家庭支援課）

各主体ができること

市民	■ 子どもの権利を理解し、子どものSOSについて知る。 ■ 児童虐待が疑われる場合には、関係機関に情報提供を行う。
事業者・関係団体等	■ 児童虐待が疑われる場合には、関係機関に情報提供を行う。 ■ 子どものSOSを見逃さない。
行政（宮崎市）	■ 児童相談所の設置を含めた、子どもの権利擁護や子どものSOSへの対策強化を推進する。

めざす姿

- 子どもが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所が確保されている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 子どもが学び遊べる居場所の確保	利用者のニーズに応じて児童クラブを適切に運営することで、児童が安全・安心に過ごすことができる場の確保に努めます。	生涯学習課
	児童館・児童センターや中高生の居場所等、子どもが学び遊べる場所の確保に取り組みます。	子育て支援課
02 見守りの仕組みの充実	様々な困難を抱える子どもを含む、全ての子どもに対し、安心できる居場所を提供するとともに、相談体制や関係機関との連携の強化に取り組みます。	子育て支援課 社会福祉第一課
03 民間団体等と連携した居場所づくり	NPO等の民間団体や企業等と連携し、子ども食堂やプレーパーク等、子どもが自分らしく過ごせるための居場所づくりに取り組みます。	子育て支援課

市の個別計画

- 宮崎市こども計画
- 第三次宮崎市教育ビジョン

国や県の取組

国	こども大綱（こども家庭庁）
県	宮崎県こども未来応援プラン

関連するSDGsの取組



成果指標

児童クラブの待機児童数（生涯学習課）

現況値	目標値
173人	0人

「安心できる場所が一つ以上ある」と思う中高生の割合（子育て支援課）

現況値	目標値
95.0%	100%

参考指標

- 子ども食堂の数（子育て支援課）
- 児童クラブの利用希望児童数（生涯学習課）

各主体ができること

市民	子どもの居場所づくりについての理解、協力を行う。
事業者・関係団体等	行政と連携し、子どもの居場所づくりの取組に協力する。
行政（宮崎市）	子どもの居場所づくりを推進し、幅広く情報発信する。

概要

出会い・結婚・妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援や子どもの健康と発達支援のほか、質の高い幼児教育・保育の推進、ひとり親家庭への支援、子育てしやすい環境づくりを推進し、総合的かつ包括的な子育て支援を図ります。

現状と課題

出会い・結婚支援

本市では、婚姻件数が減少傾向にあります。婚姻件数は、近年の未婚化の進行を背景として、全国的な傾向と同様に、今後も減少していくことが見込まれます。国の調査では未婚化が進む主な理由として、結婚を希望しながらも相手に巡り会えないこと等が挙げられています。

今後も、結婚を望む人が一人でも多くその希望を叶えることができるよう、多様な出会いの場の創出を図る必要があります。

妊娠・出産・子育て支援

本市では、こども家庭センターを設置し、妊娠期や出産後の面談を通し、全ての妊産婦や子育て世帯・子どもに対し、一体的に支援を行っており、育児相談のほか、子育てを支援する地域の社会資源等の紹介を行っています。

今後も、妊娠・出産を希望する人が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を図る必要があります。

子どもの健康と発達支援

本市では、子どもの病気や障がい等の早期発見を目的とした健康診査を実施するとともに、子どもの命にかかわる感染症の発生予防や蔓延防止のため、各種予防接種の充実に取り組んでいます。

今後も病気や障がい等で支援が必要な子どもの保護者や支援者に対して、正しい知識の啓発や保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携を図り、支援体制の充実に努める必要があります。

幼児教育・保育

就学前の幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われるという点で非常に重要です。近年、共働き世帯の増加や様々な就労形態・家庭の事情等により、保育に対するニーズは多様化しています。

今後も、多様化するニーズに対応するため、関係団体と連携しながら担い手の確保や育成を図るとともに、関係部局が共通認識を持ち、連携を図りながら、幼児教育・保育の質の更なる向上をめざす必要があります。

ひとり親家庭への支援

本市の離婚件数は近年、減少傾向であるものの、他中核市と比較し離婚率が高い状況にあります。ひとり親家庭は、生活困窮に陥るリスクが高く、困難を抱えやすい状況にあります。

今後も、様々な困難を抱える家庭について、社会的な孤立を防ぎ、自立につなげるための更なる支援が必要となります。

子育てしやすい環境づくり

本市は、共働き世帯が増加傾向である一方、男性の育児休業の取得率は低い状況です。

また、核家族化の一層の進行や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てや子どもを取り巻く環境が変化しています。

今後も、子育てに不安や負担を感じている子育て世代に対し、安心して子育てができるような地域における子育て支援体制の強化のほか、子育て世代が働きやすい環境づくりが求められます。

成果指標

■ 婚姻件数（子育て支援課）

現況値	目標値
1,514件	1,440件

■ 出生数（子育て支援課）

現況値	目標値
2,746人	2,400人

■ 宮崎市は子育てしやすいまちであると思う人の割合（子育て支援課）

現況値	目標値
70.8%	73.4%

参考指標

- -

めざす姿

- 結婚を希望する人が、多様な出会いの機会を得られ、希望を叶えることができる。
- 妊娠・出産を望む人が、その希望を叶え、安心して子育てができる。
- 子育て世帯の負担軽減と子どもにとってより良い医療の提供がなされることで、子どもの健康が維持されている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 出会い・結婚支援	パートナーとの出会いや結婚を希望する人へ、その人に合った手段で出会いの機会を提供できるよう支援します。	子育て支援課
02 妊娠・出産を希望する人への支援	妊活に取り組む夫婦に対し、不安や悩みを相談できるサポート体制の構築を図ります。	親子保健課
	不妊に悩む夫婦（事実婚を含む）に対し、検査や治療に係る経済的支援に取り組めます。	親子保健課
03 性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発・相談支援	早い時期からの性に関する正しい知識の普及啓発のため、就学前からの包括的性教育に取り組めます。また、思いがけない妊娠や性に関する相談等に応じることで、相談者の心身の負担軽減を図ります。	親子保健課 保健給食課
04 妊娠期からの切れ目のない支援	妊娠届出提出時の面談や妊産婦健康診査、産婦健康診査等を通し、全ての妊婦や子育て世帯に寄り添った伴走型相談支援や家庭訪問等を実施し、必要な知識や情報の提供、育児不安の低減等に取り組めます。	子ども家庭支援課 地域保健課 健康支援課

関連するSDGsの取組



成果指標

■ 妊婦等相談支援面談実施率（子ども家庭支援課）

現況値	目標値
90.5%	100%

参考指標

- 市が支援する独身男女の交流会等の延べ参加者数（子育て支援課）
- 不妊治療費の助成件数（親子保健課）

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
05 子育てにおける経済的な負担の軽減	児童手当の支給により、子育て世帯の経済的負担軽減に取り組めます。	子育て支援課
	子ども医療費助成を継続することで子育て世帯の経済的負担を軽減し、早期に受診しやすい環境整備に取り組めます。	親子保健課

市の個別計画

- 宮崎市こども計画
- 第7期宮崎市障がい福祉計画（第3期宮崎市障がい児福祉計画）

国や県の取組

国	■ こども大綱（こども家庭庁）
県	■ 宮崎県こども未来応援プラン ■ 第7期宮崎県障がい福祉計画（第3期宮崎県障がい児福祉計画） ■ 宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業

各主体ができること

市民	■ 各種支援内容を知り、必要に応じて利用する。 ■ 出会いや結婚を希望する人が出会いの場に参加する。 ■ 子どもが医療機関を適正に受診する。
事業者・関係団体等	■ 行政と連携し、各種支援内容の情報発信を行う。 ■ 行政と連携し、各種支援の実施や相談等を行う。 ■ 行政と連携し、出会いの場等を提供する。 ■ 子どもにとってより良い医療を提供する。
行政（宮崎市）	■ 各種支援制度をより一層充実させる。 ■ 民間事業者等と連携し、出会いや結婚を希望する人を後押しする。 ■ 妊娠、出産、子育て等に関する情報発信を更に推進する。 ■ 国や県、医療機関等と連携し、子どもの健康が維持される環境を整備する。

めざす姿

- 子どもの病気や障がい等が早期に発見され、子どもの発達に応じた支援が提供されている。
- 乳幼児等への予防接種により、感染症の蔓延防止や重症化が予防され、子どもの健康が維持されている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 子どもの健康管理の推進	乳幼児健康診査を推進し、乳幼児期の疾病や心身障がい等の早期発見、早期支援に取り組みます。	子ども家庭支援課 親子保健課 地域保健課
	保健・医療・福祉・教育が連携を図りながら子育て世帯に対する地域のフォローアップ体制づくりに取り組みます。	親子保健課
02 子どもの発育・発達に関する支援	総合発達支援センターの機能を活用し、子育てのスタート期から就学以降の見通しを意識した関係機関との連携による子どもの発達支援施策に取り組みます。	親子保健課
	障がい児やその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、専門的な発達支援を行う障がい児通所支援施策に取り組みます。	障がい福祉課
03 乳幼児等予防接種の推進	子どもの命にかかわる感染症の発生や蔓延の防止、感染症発生時の重症化予防のため、乳幼児等予防接種（定期・任意）の接種率向上に取り組みます。	親子保健課

市の個別計画

- 宮崎市こども計画
- 第7期宮崎市障がい福祉計画（第3期宮崎市障がい児福祉計画）

国や県の取組

- こども大綱（こども家庭庁）
- 宮崎県こども未来応援プラン
- 第7期宮崎県障がい福祉計画（第3期宮崎県障がい児福祉計画）

関連するSDGsの取組



成果指標

- 1歳6か月児健診・3歳6か月児健診受診率・3歳6か月児健診事後フォロー実施率（親子保健課）
- 3～4か月児・7～8か月児・1歳児健康診査受診率（子ども家庭支援課）

	現況値	目標値		現況値	目標値
1歳6か月	92.3%	98.0%	3～4か月	99.1%	99.1%
3歳6か月	93.6%	98.0%	7～8か月	97.4%	98.0%
事後フォロー	89.4%	100%	1歳児	92.7%	94.0%

参考指標

- MR ワクチンの接種率（親子保健課）
- 障がい児相談支援の利用率（障がい福祉課）

各主体ができること

市民	■ 各種支援内容を知り、必要に応じて利用する。 ■ 子どもが乳幼児健診を受診する。
事業者・関係団体等	■ 行政と連携し、各種支援内容の情報発信を行う。 ■ 行政と連携し、各種支援の実施や相談等を行う。
行政（宮崎市）	■ 各種支援制度をより一層充実させる。 ■ 乳幼児健診を推進する。

めざす姿

- 幼児教育・保育を担う人材が確保され、その資質や専門性の向上を図ることで、保護者が安心して預けられる体制が整うとともに、多様化する保育ニーズに対応した質の高いサービスを提供することにより、子どもが楽しく保育所等に通うことができる。

関連するSDGsの取組



主な取組

項目名	内容	所管課
01 幼児教育・保育を担う人材の確保・育成・定着に向けた支援	保育士等の処遇改善に向けて、多面的な支援を行うとともに、関係団体と連携した就職説明会を開催するなどして、保育士等の人材確保を図ります。	保育幼稚園課
02 幼児教育・保育の質の向上のための取組	関係団体と連携した研修会の実施等により幼児教育・保育に従事する者の資質や専門性の向上を図るとともに、施設への適切な監査・指導等を通じて、安全で質の高い教育・保育や子育て支援の提供に努めます。	保育幼稚園課
03 多様化する保育ニーズへの対応	多様な保育サービスの提供体制の充実を図るとともに、保護者の保育に係る経済的な負担の軽減、一時的な保育の利用や特別な支援が必要な子どもに対応した保育環境づくりに努めます。	保育幼稚園課
	子育て支援員の認定を受けた職員等を窓口配置し、保護者等の保育ニーズに応じた相談支援を行います。	保育幼稚園課
04 保育所等と小学校との連携	遊びを通して学ぶ幼児期から学習が中心の小学校の教育活動への円滑な移行のため、保育所等と小学校が交流会や合同研修会等を通じて、 架け橋期の重要性や保幼小連携の意義に関する相互理解を深め、保幼小の連携と接続の強化を図ります。	保育幼稚園課 学校教育課

成果指標

- 子どもが楽しく保育所等に通っていると思う保護者の割合（保育幼稚園課）

現況値	目標値
97.0%	100%

参考指標

- 保育所等の待機児童数（保育幼稚園課）
- 市内指定保育士養成施設等の市内保育所等への就職率（保育幼稚園課）

各主体ができること

市民	■ 幼児教育・保育サービスの内容を知り、必要に応じて利用する。
事業者・関係団体等	■ 行政と連携し、人材の確保・育成を図り、質の高い幼児教育・保育を提供する。 ■ 行政と連携し、幼児教育・保育の情報発信を行う。
行政（宮崎市）	■ 保育所等と連携し、質の高い幼児教育・保育を推進する。 ■ 監査等を通じて、保育所等に適切な指導・助言等を行う。

市の個別計画

- 宮崎市こども計画
- **第三次宮崎市教育ビジョン**

国や県の取組

国	■ こども大綱（こども家庭庁）
県	■ 宮崎県こども未来応援プラン

めざす姿

- 本市で育つ全ての子どもの将来が、生まれ育った環境により左右されることのないよう、多面的な支援が図られている。
- 困難な状況にある家庭が社会的に孤立することなく、必要な支援を受けることができる。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 ひとり親家庭の生活支援・相談体制の充実	ひとり親家庭の経済的支援や子どもへの学習支援、母子・父子自立支援員等による相談支援等、ひとり親家庭の抱える課題に寄り添い、安定した生活の確保や子どもの健やかな成長を支援します。	子育て支援課
02 ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の安定就労による自立を支援するため、職業訓練講座等の受講料支援や、就労や転職に有利な講座、セミナーの実施等に取り組みます。	子育て支援課
03 養育費確保に向けた支援	ひとり親家庭の経済的困窮の一因となる養育費不払いの解消のため、公正証書作成支援や養育費保証契約支援等、養育費確保による生活の経済的安定を図ります。	子育て支援課

市の個別計画

■ 宮崎市こども計画

国や県の取組

国	■ こども大綱（こども家庭庁）
県	■ 宮崎県こども未来応援プラン

関連するSDGsの取組



成果指標

- 高等職業訓練促進給付金受給者の資格取得後における就業率（子育て支援課）

現況値	目標値
91.7%	100%

参考指標

- 学習支援参加者延べ人数（子育て支援課）
- 養育費に関する公正証書作成支援補助金交付件数（子育て支援課）

各主体ができること

市民	■ 各種支援内容を知り、必要に応じて利用する。
事業者・関係団体等	■ 行政と連携し、ひとり親家庭への支援を実施する。 ■ 行政と連携し、支援内容の情報発信を行う。
行政（宮崎市）	■ ひとり親家庭への支援内容を充実させ、幅広く情報発信を行う。

めざす姿

- 地域全体で子育てを応援・協力する環境づくりが進み、子育て世帯が積極的に支援の場や制度を利用できている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 地域における子育て支援の体制づくり	地域における子育て支援の拠点である地域子育て支援センターと関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課
02 ファミリー・サポート・センターによる育児負担の軽減	地域の会員同士で子育てを支援するファミリー・サポート・センター事業の推進等により、保護者の育児負担の軽減を図ります。	子育て支援課
03 子育てしやすい職場環境づくり	ジェンダー（社会的・文化的に作られた男らしさ女らしさ）にとらわれずその人らしく能力を発揮できる働き方の推進を図るため、ワークライフバランスや職場環境づくり等に取り組む事業者向けの勉強会や表彰等に、事業者と一緒に取り組みます。（再掲）	文化・市民活動課

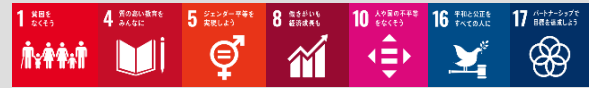
市の個別計画

■ 宮崎市こども計画

国や県の取組

国	■ こども大綱（こども家庭庁）
県	■ 宮崎県こども未来応援プラン

関連するSDGsの取組



成果指標

- 子育ての相談機能の充実と子育てしやすい環境に満足している人の割合（子育て支援課）

現況値	目標値
36.2%	70.0%

参考指標

- 地域子育て支援センターの延べ利用者数（子育て支援課）
- ファミリー・サポート・センターの活動件数（子育て支援課）

各主体ができること

市民	■ 子育てしやすい地域づくりに協力する。 ■ 育児休業等の制度を活用し、積極的に子育てに参加する。
事業者・関係団体等	■ 妊娠・出産・子育て期に配慮した就業環境を整備する。 ■ 子の看護休暇や育児休業等を取得しやすい雰囲気づくりを行う。
行政（宮崎市）	■ 事業者や関係団体と連携し、子育てしやすい環境づくりを多方面から推進する。 ■ 地域全体で子育てをサポートする取組を推進する。

概要

主体的に考え行動する力を育む教育の推進、多様な学習機会の確保、教育環境の充実、地域と学校との協働の推進を図り、本市の次世代を担う子どもに、質の高い教育を提供します。

現状と課題

学校教育を取り巻く環境の変化

国（文部科学省・学習指導要領）では、子どもが主体的に考え行動し、生涯にわたって学び続けるとともに、多様な人々や社会と関わり合うことを推進しており、本市でも児童生徒一人一人を大切にした学びを推進しています。

また、グローバル化やデジタル化の更なる進展や人口減少により、学校教育を取り巻く環境は大きく変化しており、将来の予測が困難な時代に、自らの力で未来を切り拓くことができる人材が求められます。

今後は、確かな学力の育成に加え、外国語によるコミュニケーション能力やICTを活用した情報活用能力の育成など、児童生徒が主体的に考え行動する力を育む教育を推進する必要があります。

学習機会の確保

本市は、不登校の児童生徒や特別な支援や配慮が必要な児童生徒、日本語の指導が必要な児童生徒が増加傾向にあります。

今後は、一人一人のニーズに合わせた多様な学習機会を確保し、誰一人取り残さず全ての子どもの可能性を引き出す教育の推進を図ります。

教育環境の充実

本市は、学校トイレの洋式化の推進、空調設備の整備、教育DXの推進、教職員の資質向上、教職員の働き方改革など、学習環境の整備・充実に取り組んできました。

今後は、少子化の進行に伴い、これからの学校のあり方について検討を進めながら、更なる教育環境の充実を図る必要があります。

地域と学校との協働

本市では、子どもが郷土への愛着や誇りをもつとともに、将来の夢や進路について考えることができるよう、学校と地域や事業者等が連携した取組を推進してきました。

今後も、多様な主体と学校が連携・協働しながら、社会に開かれた教育を推進する必要があります。

成果指標

■ 将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合（学校教育課）

現況値	目標値
（小学生） 85.1%	（小学生） 100%
（中学生） 67.4%	（中学生） 87.4%

参考指標

■ -

めざす姿

- 主体的に考え行動する子どもが育っている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 一人一人の可能性を最大限に伸ばす教育活動の推進	自由進度学習や個別の探究等、児童生徒が選択・決定する機会の設定を行い、「教員の教えやすさ」から「子どもの学びやすさ」への授業観の転換を図ることで、一人一人の可能性を最大限に伸ばす授業の推進を図ります。	学校教育課
02 探究的な学びの充実	児童生徒の興味・関心・キャリア形成の方向性に応じた探究的な学び（「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」）の学習機会を設定することで、将来の予測が困難な時代において自ら課題を解決していく力の育成を図ります。	教育情報研修センター
03 外国語・国際理解教育の推進	小・中学校に外国語指導助手（ALT）や外国語活動アシスタント（FLAA）を派遣することで、教育活動における児童生徒の英語による実践的なコミュニケーション能力の向上に努め、豊かな国際感覚をもった児童生徒の育成に取り組みます。	教育情報研修センター
	外国語や海外への興味・関心が高い児童生徒に対して留学に関する情報等を提供することで、自分や地域の課題をグローバルな視点で考えるきっかけづくりを行い、英語力や国際感覚を身に付けることを支援します。	企画総務課

関連するSDGsの取組



成果指標

- 主体的に学習に取り組む児童生徒の割合（学校教育課）

	現況値	目標値
小学校	82.0%	87.0%
中学校	74.1%	84.0%

参考指標

- 平均正答率が全国水準以上の教科区分の割合（学校教育課）

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
04 豊かな人間性と健やかな心身の育成	スクールワイドPBSの視点をいかした行動支援や人権教育の研修体制の充実、道徳教育や道徳性を養う取組を充実することで、多様性を認め合い一人一人を大切にする教育を推進します。	企画総務課 学校教育課
05 教職員の資質向上	学校現場が直面する課題や児童生徒・保護者・教職員のニーズを的確に捉えた研修を実施することで、児童生徒の多様性に対応できる教職員の実践的指導力の向上を図ります。	教育情報研修センター
06 保幼小接続、9年間を見通した小中の連携・接続	子どもたちが、発達の段階に応じて、連続的に学ぶことができるよう、保幼小の更なる連携を推進します。 また、小中学校の9年間を見通して、系統性、連続性のある教育活動を推進します。	学校教育課

各主体ができること

市民	■ 子どもの学習習慣づくりに取り組む。 ■ 各種教育活動への理解・協力を行う。
事業者・関係団体等	■ 各種教育活動への理解・協力を行う。 ■ 行政と連携し、体験学習の場を提供する。
行政（宮崎市）	■ 学びに向かう力の向上を図る。 ■ グローバル人材、デジタル人材等、これからの時代に求められる人材を育成する。

市の個別計画

■ 第三次宮崎市教育ビジョン

国や県の取組

国	■ 教育振興基本計画（文部科学省）
県	■ 宮崎県教育振興基本計画 ■ 宮崎県教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策の大綱

【スクールワイドPBS（Positive-Behavior-Support）】児童生徒が示す問題行動に対し、それを罰するのではなく、「身に付けさせたい行動を育てる」という発想のもと、学校の実情や課題等を踏まえて場面ごとに行動目標を設定し、学校全体で全ての児童生徒を対象に取り組むことで、児童生徒が望ましいポジティブな行動を学習し、相対的に望ましくない行動が少なくなるという組織的アプローチのこと。

めざす姿

- 子ども一人一人を尊重した教育が図られている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 特別支援教育の推進	障がいや特性のある児童生徒一人一人のニーズに応じた教育を推進するために、教員の専門性の向上をめざして専門機関と連携した研修を実施するほか学校の実態に応じて支援員を配置するなど、学校の支援体制の充実を図ります。	学校教育課
02 いじめの未然防止、早期発見・早期対応	魅力ある学校づくりに取り組むとともに、心の教育の充実をめざします。また、「SOSの見逃し0（ゼロ）をめざすいじめ防止等の取組の充実のために ～10の提言のポイント～」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の充実を図ります。	学校教育課
03 不登校や特別な支援を必要とする子どもや保護者への相談・支援体制の充実	学びの多様化学校の設置等、不登校をはじめ特別な支援を必要とする子どもの個性や多様性に対応した支援と教育を受けられる体制の充実を図ります。	企画総務課
	宮崎市教育相談センターを中心に、不登校や特別支援教育などに関する子どもや保護者の相談体制の充実を図ります。	学校教育課



第三次宮崎市教育ビジョン



国	-
県	-

関連するSDGsの取組



成果指標

- 学校内外の機関等につながっている不登校児童生徒の割合（学校教育課）

	現況値	目標値
小学校	41.1%	70.0%
中学校	43.2%	70.0%

参考指標

- 不登校児童生徒の割合（学校教育課）

各主体ができること

市民	- 各種教育活動への理解・協力を行う。 - 不登校児童生徒への理解を行う。 - 支援が必要な場合の相談先を知り、必要に応じて利用する。
事業者・関係団体等	- 各種教育活動への理解・協力を行う。 - 行政と連携し、特別支援教育・不登校等に関する相談対応を行う。
行政（宮崎市）	事業者や関係団体と連携し、特別支援教育・不登校に関する相談対応等を行う。等

めざす姿

- ソフト・ハード両面において、最適な教育環境が整備されている。

関連するSDGsの取組



主な取組

項目名	内容	所管課
01 教職員の働き方改革の推進	宮崎市立小中学校における働き方改革アクションプランを踏まえ、学校の役割を整理し、業務を精選することで教職員の負担軽減を図ります。そのために、教職員の業務を支援するための必要な人材の配置や学校事務の効率化を進め、事務職員の校務運営の参画を推進します。	企画総務課
02 学校施設の充実	児童生徒の学びの質の向上や教職員の働き方改革を推進するため、クラウド環境を構築し、通信環境とセキュリティの更なる強化に取り組むなど、学校のICT環境を改善します。	教育情報研修センター
	児童生徒にとって安全・安心な教育環境を維持するため、老朽化が進んでいる学校施設の改修を計画的に行い、施設の長寿命化を図るとともに、改築等の検討を行います。	学校施設課
	児童生徒や学校施設利用者にとって良好な環境づくりのため、衛生環境の改善と自然環境の変化等に配慮した施設整備に取り組みます。	学校施設課

成果指標

- 働きやすいと感じている教職員の割合（企画総務課）

現況値	目標値
70.1%	100%

参考指標

- 小中学校のトイレの洋式化率（学校施設課）

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
03 学校給食の提供	学校給食を安定して提供するため、調理場の効率的かつ適正な管理運営と衛生管理を徹底し、安全で確実な給食実施に取り組めます。	保健給食課
	給食施設の老朽化に起因する給食停止リスクの高まりが喫緊の課題となっている中、児童生徒数の減少や、食物アレルギーを有する児童生徒への個別対応が増加するなど、学校給食を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、施設の更新も含めた持続可能な給食提供体制の構築に取り組めます。	保健給食課
04 学校のあり方	学校が子どもたちにとって魅力あるものとなるために、どのような学校のあり方が望ましいかを考えたうえで、安全に、安心して、楽しく学べる教育環境の整備に取り組めます。	企画総務課

各主体ができること

市民	- 児童生徒が快適に学ぶことができる環境づくりについて理解・協力を行う。 - 教職員の働き方についての理解・協力を行う。
事業者・関係団体等	- 児童生徒が快適に学ぶことができる環境づくりについて理解・協力を行う。 - 教職員の働き方についての理解・協力を行う。
行政（宮崎市）	- 学習環境の整備充実、学校施設の利活用を推進する。 - 教職員の働き方改革、資質の向上を推進する。

市の個別計画

- 第三次宮崎市教育ビジョン
- 宮崎市立小中学校における働き方改革アクションプラン
- 宮崎市学校施設長寿命化計画

国や県の取組

国	-
県	-

めざす姿

- 地域の多様な主体と学校との協働により、子どもが健やかに成長するとともに、シビックプライドが醸成されている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 コミュニティ・スクールの推進と地域学校協働活動の充実	学校運営協議会を通して学校の課題や目標を地域と共有するとともに、「地域と学校をつなぐ相談窓口」の周知を図ることで、地域・家庭・学校が連携・協働し、ネットワークの強化と課題解決に取り組み、地域全体で子どもの学びや成長を支えます。	学校教育課 生涯学習課
02 地域全体で支える部活動の推進	複数校でまとまって一つの部活動とする合同部活動の導入や、地域の指導者が主体となり部活動を代替する地域クラブ活動を実施していくなど、部活動を地域全体で支える取組を推進します。	学校教育課
03 青少年の健全育成	子どもたちが主体的に取り組める自然体験活動等の様々な教育活動や異年齢間のふれあいを通して、思いやりやリーダーシップを身につけさせるなど、子どもたちの健全育成に取り組めます。また、保護者の家庭教育力を高めるため、学習機会の提供や、学びを支援するための活動を促進します。	生涯学習課

関連するSDGsの取組



成果指標

- 教育活動に地域の資源を効果的に活用している学校の割合（学校教育課）

現況値	目標値
92.0%	100%

参考指標

- -

各主体ができること

市民	■ 学校と連携・協力しながら、児童生徒の成長を支援する。 ■ 地域の歴史や文化について知る。
事業者・関係団体等	■ 地域や学校と連携・協力しながら、児童生徒の成長を支援する。 ■ 行政と連携し、シビックプライドの醸成に向けた取組への参画・情報発信を推進する。
行政（宮崎市）	■ 地域と学校との連携を推進することで、子どもの地域行事への参加を促進する。 ■ 地域の多様な主体と学校との協働により、シビックプライドの醸成を図る。

【シビックプライド】都市に対する市民の誇りを指す言葉。自分の住むまちに誇りや愛着を抱き、よりよいまちにするためにまちづくりなどに積極的に関わろうとする意識のこと。

【コミュニティ・スクール】学校運営協議会制度を導入している学校のことで、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組み。

【学校運営協議会】保護者や地域住民が、育てたい子ども像や学校像などの目標を学校と共有し、当事者として学校運営に参画する仕組み。

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
03 青少年の健全育成	青少年の健全育成を図るため、青少年指導委員による街頭指導や相談活動等を行い、児童生徒の問題行動や非行を未然に防ぐとともに、地域や関係機関、関係団体と連携し、地域に根差した青少年健全育成活動の充実を図ります。	生涯学習課

市の
個別計画

■ 第三次宮崎市教育ビジョン

国や県
の取組

国	-
県	-

【青少年指導委員】青少年の健全育成を図るため、宮崎市教育委員会から委嘱を受け、青少年の問題行動の早期発見や非行の未然防止などの街頭指導や相談活動を行う人。

政策 6
持続可能なまちづくり



基本的な考え方

持続可能なまちづくりには、市民が本市で「ずっと暮らし続けたい」と思えるよう、豊かな自然環境や快適な生活環境を維持しながら、安全で安心して暮らせるまちを実現することが重要です。

これまで、本市では、2021年（令和3年）8月30日の市議会9月定例会において、2050年（令和32年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティみやざき」をめざすことを宣言し、省エネルギーや再生可能エネルギーに資する取組や啓発活動等を実施するとともに、循環型社会の推進や生物多様性保全、公害防止対策に関する取組や啓発活動等を通じ、環境の保全に取り組んできました。

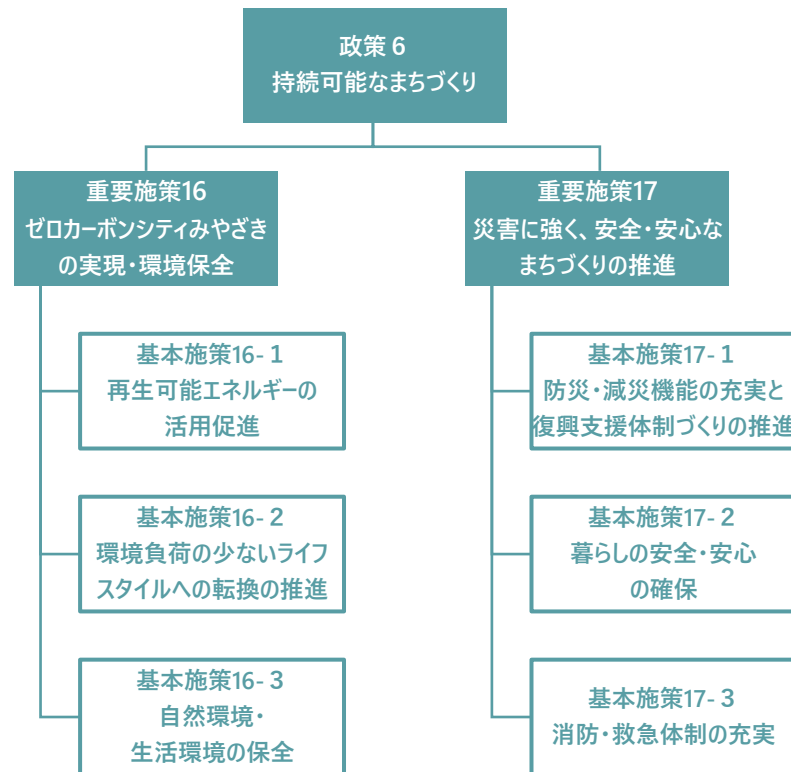
また、市民の生命や財産を予期せぬ災害などから守り、安全・安心な生活を送ることができるよう、ハードとソフトの両面から防災・減災対策を講じるとともに、消防・救急体制の充実に取り組んできました。

こうした中、近年の気候変動に対する世界、国の動きを背景として、本市においても持続的な自然との共生をめざし、地球温暖化対策のための更なる対応が求められるとともに、激甚化・頻発化している風水害や、南海トラフ巨大地震など今後起こり得る自然災害から、市民の生命や暮らしを守り、将来にわたって持続可能なまちづくりを進める必要があります。

このようなことから、本市では、再生可能エネルギーの活用促進、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換の推進、自然環境・生活環境の保全に取り組み、「ゼロカーボンシティみやざき」の実現や環境保全を図ります。

また、防災・減災機能の充実と復興支援体制づくりの推進、暮らしの安全・安心の確保、消防・救急体制の充実により、災害に強く、安全・安心なまちづくりを推進します。

施策の体系



概要

再生可能エネルギーの活用促進、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換の推進、自然環境・生活環境の保全を図り、将来にわたって人と自然が共生するまちをつくります。

現状と課題

「ゼロカーボンシティみやざき」の実現・環境保全

2016年（平成28年）に発効したパリ協定に基づいて世界各国が地球温暖化対策に取り組むこととなり、日本においても2020年（令和2年）10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。こうした中、本市においても2021年（令和3年）に、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロをめざす「ゼロカーボンシティみやざき」を宣言しています。

近年、本市域における温室効果ガス排出量は順調に削減されていますが、2050年ゼロカーボンシティの実現のためには、再エネ・省エネに資する設備の更なる導入促進に加え、市民や事業者の行動変容を促す取組や次世代への環境教育など、幅広い取組が必要になると考えられます。

また、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の暮らしを見直し、ごみ減量・リサイクルによる循環型社会を実現し、環境負荷をできる限り低減させる必要があります。

さらに、本市の豊かな自然環境を持続可能な形で次世代につなぐため、生物多様性の保全や公害防止対策など環境保全の取組についても、引き続き進めていく必要があります。

再生可能エネルギーの活用促進

現在、本市における再生可能エネルギーの多くは太陽光発電であり、脱炭素に加えてエネルギーの地産地消や停電時における電源確保などの利点がある一方で、天候に左右され、出力制御の原因となる等の課題もあります。

再生可能エネルギー分野においては、フィルム状のペロブスカイト太陽電池や水素エネルギーをはじめ、様々な技術開発・技術革新が行われています。再生可能エネルギーの活用促進を図る上では、こうした最新技術の動向を見据え、有効活用のための工夫をしながら、導入を促進していく必要があります。

加えて、商用電力における「再エネ100％電力メニュー」の導入促進を図るなどの取組も重要です。

【参考】宮崎市上下水道局における再生可能エネルギーの活用促進

水源地や浄水場、終末処理場など上下水道施設は、24時間休むことなく運転するため市の施設全体で使用する電力量の約5割を占めている状況となっています。現在、終末処理場では、処理過程で発生する消化ガスと下水汚泥を発電や乾燥肥料の製造に有効利用するなど、エネルギー対策に取り組んでいます。今後は、老朽化施設が多いことから、施設更新に際しては、高効率の設備を導入していくほか、場内未利用地を活用した太陽光発電設備の導入や更なる消化ガスの活用など脱炭素化を推進していく必要があります。

環境負荷の少ないライフスタイルへの転換

環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を図る上で、省エネの推進が考えられます。これまで、高効率の照明・空調等の設備導入に加え、クールビズや空調の温度設定による節電などの取組も浸透してきており、今後更に建物等の断熱性能の向上をはじめ、快適性と省エネの両立を図りながら取り組みを進めていく必要があります。

また、5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の推進や食品ロス削減などに取り組むことで循環型社会を実現し、環境負荷をできる限り低減させる必要があります

さらに、自家用車から自転車や公共交通機関への移動手段の転換をはじめとして、市民や事業者の行動変容を促すことも重要です。

自然環境・生活環境の保全

人々の暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、多様な生き物が関わり合う生態系がもたらす恵みによって支えられています。健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持、回復させるため、生物多様性が保全されている区域を増やすとともに、市民の生物多様性への意識が醸成されるよう啓発活動等に取り組む必要があります。

さらに、生活の基盤となる水、大気、土壌環境の汚染、汚濁を防止し、廃棄物の適正処理を推進することにより、市民の健康と生活環境を守る必要があります。

成果指標

■ 2013 年度総排出量（3,104 千t-CO₂）を基準とする温室効果ガス排出削減率（環境政策課）

現況値	目標値
30.1%	51.7%

参考指標 ■ -

【ペロブスカイト太陽電池】現在、最も普及している太陽電池は「シリコン系太陽電池」と呼ばれるもので、発電層がシリコンでできている。「ペロブスカイト太陽電池」は、ペロブスカイト結晶構造を持つ化合物を発電層として用いており、薄い、軽い、柔軟性を持つなどの特長がある。軽くて曲げることができるため、これまで設置が難しかったビルの壁面や、耐荷重が小さい工場の屋根などへの導入が可能になるものとして期待が高まっている。

めざす姿

- 再生可能エネルギーの活用が促進され、脱炭素社会が実現している。

関連するSDGsの取組



主な取組

項目名	内容	所管課
01 再生可能エネルギーの活用促進	太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備導入に際しては、先進技術の開発動向や、使用済パネルの適正処理やリサイクルルートの確立を含む国の政策状況を踏まえ、市民や事業者と連携し、効率的な導入促進を図ります。	環境政策課
	市民や事業者等が契約する商用電源における「再エネ100%メニュー」の導入拡大を図ります。	環境政策課
	関係課と連携しながら公共施設における再生可能エネルギーの導入促進を図ることで、市として「ゼロカーボンシティみやざき」の実現に寄与します。	環境政策課
	上下水道施設では、太陽光発電や下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスを活用したバイオマス発電により再生可能エネルギーの活用促進に取り組みます。	上下水道局
	終末処理場（大淀処理場）では「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」に基づき老朽化した既存の汚泥焼却設備を乾燥設備（肥料化・燃料化）に更新することや地域バイオマス（し尿・浄化槽汚泥）の受入れなどにより、更なる下水汚泥の有効活用を図り、下水道のバイオマスリサイクル率100%をめざします。	上下水道局

成果指標

- 再生可能エネルギーの導入設備容量（環境政策課）

現況値	目標値
475MW	1039MW

参考指標

- 太陽光発電設備導入容量（10kW 未満）（環境政策課）

主な取組

項目名	内容	所管課
02 次世代エネルギーの活用に向けた取組の推進	水素をはじめとした次世代エネルギーの実用化の推進や効果的な活用を図るため、民間企業や大学等の研究機関との連携や支援等について、取組を進めます。	環境政策課

市の個別計画

- 第四次宮崎市環境基本計画
- みやざき水ビジョン

国や県の取組

国	■ 第六次環境基本計画（環境省）
県	■ 第四次宮崎県環境基本計画

【参考】再生可能エネルギーの有効活用方法

再生可能エネルギーを有効に活用するため、家庭や事業所に蓄電池を設置する方法がありますが、そのほかにも様々な方法が考えられます。

○電気自動車（EV）の利用
ソーラーカーポートなどで発電した電力を充放電設備（V2H）によりEVに充電します。また、EVに貯めた電気を家庭や事業所に放電することにより、EVを車としてだけでなく、蓄電池としても利用することができます。

○蓄電所
電力系統に直接接続し、余剰電力の発生が見込まれる際は充電し、電力が不足する際は放電することにより、電力需給バランスの改善に寄与します。

○水素をはじめとする次世代エネルギーへの変換
再生可能エネルギー余剰電力の活用方法として、水電解装置で水素に変換しタンクに貯蔵のうえ、燃料電池により電力に変換する方法や、アンモニアを生成し火力発電において混焼することで、排出CO2を削減する方法等の研究や実証が進められています。

各主体ができること

市民	■ 環境問題への理解を深める。 ■ 環境に関する体験学習等に参加する。
事業者・関係団体等	■ 再生可能エネルギーの活用を推進する。 ■ 新技術の研究開発等に取り組む。 ■ 行政と連携し、環境に関する体験学習等の機会を提供する。 ■ 行政と連携し、再生可能エネルギーの普及啓発を行う。
行政（宮崎市）	■ 事業者や関係団体と連携し、再生可能エネルギーの活用を促進する。

めざす姿

- 市民や事業者、行政が主体的に省エネルギー対策に取り組むことで、エネルギー利用の効率化が進んでいる。
- 環境負荷の少ない生活様式や事業活動が定着している。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 省エネルギーの推進	省エネ性能の高い家電製品やEVをはじめ環境性能の高い自動車等の普及促進に努めるとともに、関係課と連携して公共施設の省エネ化や公用車のEV化等に取り組み、市として「ゼロカーボンシティみやざき」の実現に寄与します。	環境政策課
	市ホームページ等を通じて、長期優良住宅法や建築物省エネ法等に基づく各種認定制度の周知・広報に努め、省エネルギー性能を備えた建築物の普及促進に取り組みます。	建築行政課
02 行動変容の促進	イベントや広報等を通じた啓発活動を実施するとともに、公民連携を通じて意欲的に脱炭素の取組を進めるための仕組みを構築し、市民や事業者の行動変容を促します。	環境政策課
	民間団体、企業等と連携した環境教室の開催や、学校や市民が行う学習会に講師を派遣し、市民の意識向上を図ります。	環境政策課
	環境負荷の少ない自転車利用を推進するため、「安全」で「快適」に「楽しく」自転車を利用できる環境整備に取り組みます。	都市計画課
03 循環型社会の推進	5 R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の推進や食品ロス削減など、ごみの減量化・資源化に取り組みます。 また、循環型社会の実現に向けて、市民や事業所に対する出前講座や子どもへの5 R学習等に取り組みます。	環境政策課

関連するSDGsの取組



成果指標

- 市民1人1日当たりのごみ排出量（環境政策課）

現況値	目標値
926 g	796 g

参考指標

- -

市の個別計画

- 第四次宮崎市環境基本計画
- 宮崎市自転車活用推進計画

国や県の取組

国	■ 第六次環境基本計画（環境省） ■ 自転車活用推進計画（国土交通省）
県	■ 第四次宮崎県環境基本計画 ■ 宮崎県自転車活用推進計画

各主体ができること

市民	■ 環境問題への理解を深め、省エネルギーの推進など市民一人一人ができる身近な取組を実践する。 ■ 環境に関する体験学習等に参加する。
事業者・関係団体等	■ 省エネルギーの推進など、環境負荷の少ない取組を実践する。 ■ 新技術の研究開発に取り組む。 ■ 行政と連携し、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換に向けた取組を推進する。
行政（宮崎市）	■ ゼロカーボンシティの実現に向けた各種取組を推進することで、クリーンで持続可能な都市としての魅力を発信する。

めざす姿

- 自然環境の保全が図られている。
- 生活環境が保全され、衛生的な市民生活が確保されている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 生物多様性の保全	健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持、回復させるため、生物多様性の保全に取り組みます。	環境政策課
02 公害防止の取組の推進	自動車交通騒音等の実態調査をはじめ、光化学オキシダントや微小粒子状物質等の常時監視を行うとともに、工場や事業場に公害・水質汚濁防止などに対する助言や指導を行うことで、生活環境の保全に努めます。	環境指導課
03 森林の公益的機能の確保	水源涵養や土砂流出防止などといった森林の公益的機能の確保を図るため、伐採後の再生林に係る費用の助成や森林経営管理制度に基づく経営管理権集積計画の策定に取り組みます。	森林水産課
04 廃棄物対策の推進	生活系一般廃棄物を適正に処理するため、効率的な収集・運搬体制の確立を図ります。	環境業務課
	市民に対して家庭ごみの分別方法等の広報・周知を行い、ごみの減量化・資源化に取り組みます。	環境業務課
	事業所等に対して廃棄物の適正処理を指導・啓発し、ごみの減量化・資源化に取り組みます。また、農業者に対して、農業用廃プラスチックの適正処理について啓発活動に取り組み、リサイクルを推進します。	環境業務課 環境指導課 農業振興課

関連するSDGsの取組



成果指標

- 海・山・川などの豊かな自然環境に対する市民満足度（環境政策課）

現況値	目標値
90.5%	100%

参考指標

- 不法投棄認知件数（環境業務課・環境指導課）
- 野生動植物の重要生息地・自然共生サイト登録地（環境政策課）
- 公共用水域環境基準(BOD)達成率（環境指導課）
- 浄化槽法第11条検査受検率（環境施設課）
- 経営管理権集積計画策定面積（森林水産課）
- 植林率（森林水産課）

【光化学オキシダント】自動車の排気ガスや工場のばい煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素が、紫外線による光化学反応で発生するオゾン等の酸化力の強い物質。

【微小粒子状物質】大気中に浮遊する小さな粒子で、大きさが2.5μm 以下（1 μm = 1 mmの千分の1）の非常に小さなもの。

【BOD】Biochemical Oxygen Demand の略で、生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費する酸素量で、河川の汚濁を測定する代表的な指標。

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
04 廃棄物対策の推進	2021年（令和3年）4月に公益財団法人宮崎県環境整備公社から運営を引き継いだ「エコクリーンプラザみやざき」において、宮崎市や国富町、綾町、西都児湯環境整備事務組合の一般廃棄物を処理するため、適正な施設の運転管理を行います。また、現在の供用期間が2035年度（令和17年度）で満了となるため、その後の処理方法について検討を行い、一般廃棄物の適正処理を図ります。	環境施設課
	市民や関係機関と連携して、不法投棄対策に取り組むとともに、産業廃棄物許可施設等への立入検査等を行い、産業廃棄物の適正処理を図ります。	環境指導課
	美化推進区域や路上喫煙制限区域におけるごみのばい捨てを防止し、清潔で美しいまちづくりを推進するとともに、市民の快適で安全な生活環境の確保に努めます。	環境指導課
05 生活環境の保全・公衆衛生の向上	浄化槽処理促進区域におけるし尿や生活雑排水を処理するため、合併処理浄化槽の普及促進や適正管理を推進します。	環境施設課
06 市営墓地・葬祭センターの維持・整備	葬祭センターの必要な改修、適切な管理運営を行うとともに、市民が利用しやすい墓地環境を維持します。	環境政策課
07 食品衛生・生活衛生の確保	安全で衛生的な食品と生活環境を確保するため、法令に基づく施設の許認可や監視指導に取り組みます。	保健衛生課
08 動物愛護の推進	みやざき動物愛護センターを拠点として、「人と動物が真に共生する地域社会」の実現をめざし、動物の適正な飼育の促進や保護した犬・猫の譲渡、地域猫活動に取り組みます。	保健衛生課

各主体ができること

市民	■ 自然環境への理解を深め、日常生活における自然環境に配慮した取組を実践する。 ■ 環境に関する体験学習等に参加する。 ■ ごみ分別ルールを守る。 ■ 5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の取組を実践し、ごみの減量化を図る。 ■ 墓地の適正な管理を行う。 ■ 生活衛生や食品衛生の理解を深める。 ■ 動物愛護の実践、適正な飼育を行う。
事業者・関係団体等	■ 自然環境に配慮した事業活動を展開する。 ■ 自然環境の保護への理解・協力をを行う。 ■ 行政と連携し、環境学習等を推進する。 ■ ごみの適正排出を行う。 ■ ごみの減量化に取り組む。 ■ 5Rの取組を実践する。 ■ 行政と連携し、5Rの普及啓発を行う。 ■ 自主的な衛生管理体制の確立を図る。
行政（宮崎市）	■ 自然環境の保全を推進することで、本市の豊かな自然を将来にわたって維持する。 ■ 5Rを推進する。 ■ 廃棄物の適正な処理を推進する。 ■ 関係団体と連携し、生活衛生や食品衛生の確保に向けた取組を推進する。 ■ 墓地等の適正な管理を行う。 ■ 関係団体と連携し、動物愛護の実践、適正な飼育に向けた取組を推進する。

【浄化槽処理促進区域】宮崎市では公共下水道事業計画区域や農業集落排水施設の処理区域を除く全域を指定。

市の
個別計画

- 第四次宮崎市環境基本計画
- 宮崎市墓地基本計画
- 第9期宮崎市分別収集計画
- 第四次宮崎市一般廃棄物処理基本計画
- 宮崎市森林整備計画
- 宮崎市鳥獣被害防止計画
- 宮崎市田園環境整備マスタープラン

国や県
の取組

国	■ 第六次環境基本計画（環境省）
県	■ 第四次宮崎県環境基本計画

概要

防災・減災機能の充実と災害後の復興支援体制づくりの推進、暮らしの安全・安心の確保、消防・救急体制の充実を図り、市民が安心して暮らせるまちをつくります。

現状と課題

自然災害

本市では、災害用物資の備蓄や、地域防災力向上につなげるための自主防災組織などが行う訓練への支援など、災害に強いまちづくりを推進しています。

実際に災害が発生した場合には、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市職員だけでは被災者一人一人のニーズに十分に対応できません。平時より、災害時に各地からかけつける災害ボランティアが十分に機能するよう、関係機関や専門団体と顔の見える関係性を築き、「受援力」を高めておく必要があります。

激甚化する風水害や今後発生し得る南海トラフ巨大地震への対応など、自然災害から市民の生命と財産を守るため、関係機関等と連携し流域治水対策の推進や防災・減災対策を強化する必要があります。

防犯

2023年（令和 5 年）の刑法犯認知件数は2,119件と、2013年（平成25年）の3,425件と比較すると10年間で約38％減少しています。

今後も市民が安心して暮らすことができるよう、地域や警察との連携強化を図り、地域の防犯力を高める必要があります。

交通安全

近年、高齢者が関与する交通事故の割合が増加しています。また、自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化、自転車運転中の携帯電話使用の禁止や酒気帯び運転の禁止など道路交通法が一部改正され、自転車の安全利用にかかる法整備も行われています。

本市においても、歩行者や自転車利用者等の安全確保と更なる交通安全意識の醸成を図る必要があります。

消費生活

近年、スマートフォンの普及により、インターネット取引に関する消費生活相談が全国的に増加するとともに、若年者の消費者被害の増加が懸念されています。

消費者トラブルが多様化する中においても、市民が消費者として自ら適切な判断を行い、安心して消費生活を送ることができるよう、消費者意識の向上を図るとともに、消費者トラブルに適切に対応できる環境づくりを進める必要があります。

消防・救急体制

本市では、火災などの各種災害から住民の生命や身体、財産を守るため、消防・救急体制の充実に取り組んでいます。

今後、人口減少や高齢化の進行を背景として、消防団員の担い手不足による地域消防力の低下や、高齢者の増加に起因する救急需要の増大が見込まれることから、火災や事故といった緊急時に迅速かつ的確に対応するため、消防・救急体制を一層強化する必要があります。

成果指標

■ 「防災体制が整っている」と感じている人の割合（危機管理課）

現況値	目標値
35.9％	68.0％

参考指標

■ -

めざす姿

- 激甚化する自然災害に迅速かつ的確に対処できる体制が構築され、発災時において被害が最小限に抑えられている。
- 市民一人一人の防災意識が向上し、地域の防災力が強化されている。
- 災害発生時において、二次的な災害を防ぎ、市民の生活再建に向けた迅速な復旧・復興が図られている。
- 建築物等の耐震化やがけ地に近接する建築物等の移転など災害による被害を未然に防ぐ取組により、発災時の被害が最小に抑えられている。
- 市民生活に欠くことのできない上下水道インフラの被害を最小限にとどめ、被災した場合であっても市民への確実な応急給水や迅速な応急復旧が実施できる。

関連するSDGsの取組



主な取組

項目名	内容	所管課
01 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害を想定したソフト・ハード面からの対策	防災アセスメントの実施による的確な被害想定等を踏まえ、年次の見直しを行う「宮崎市地域防災計画」に基づく総合的な防災体制づくりを推進します。	危機管理課
	高齢者や障がい者など誰もが安心して避難できる避難所の確保を図るとともに、避難が長期に及ぶことも想定した避難所環境を整備します。	危機管理課
	あらゆる災害を想定した年次的な備蓄を進めるとともに、迅速な使用のための備蓄倉庫の整備など適切な保管体制を確保します。	危機管理課
	津波一時避難場所や津波避難ビルの適正な確保を図り、避難誘導の実効性を高めながら、津波対策に取り組みます。	危機管理課
	デジタル技術などあらゆる手段を活用し、全ての市民等に対して迅速かつ確実に災害情報を伝達できる仕組みを整えます。	危機管理課
	大規模災害等によって発生した災害廃棄物について、円滑かつ迅速な処理を実現するため、適正処理の確保に向けた体制づくりを行うとともに、関係機関等との連携強化に努めます。	環境政策課

成果指標

■ <u>災害に対する備え（3日分以上の食料品等の備蓄）をしている市民の割合</u> （危機管理課）	
現況値	目標値
39.5%	75.0%
■ <u>自主防災組織の訓練実施率</u> （危機管理課）	
現況値	目標値
53.3%	100%
■ <u>基幹管路の耐震化率（水道）</u> （水道整備課）	
現況値	目標値
43.9%	47.2%
■ <u>重要な幹線等の耐震化率（下水道）</u> （下水道整備課）	
現況値	目標値
90.6%	92.1%

【基幹管路】河川などの水源地从浄水場へ水を送る導水管、浄水場から配水池まで水道水を送る送水管、配水池から各家庭に水道水を送る配水管のうち口径350mm以上の管のこと。

【重要な幹線等】緊急輸送路、防災拠点や避難所と終末処理場をつなぐ道路、また鉄道や河川横断部などに埋設されている下水道管路

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
01 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害を想定したソフト・ハード面からの対策	防災重点農業用ため池の老朽化や耐震性能の調査を行い、ため池の改修やため池ハザードマップの周知など、防災・減災対策を推進します。	農村整備課
	河川や雨水幹線等の改修・維持管理をはじめ、急傾斜地の崩壊対策工事を行うなど、防災・減災対策を推進します。	土木課
	がけ地に近接する建築物等の移転を支援します。	建築行政課
	南海トラフ巨大地震等の将来起こり得る大規模な自然災害に備え、建築物の計画的な耐震診断、耐震改修の促進に加え、危険ブロック塀の耐震対策や瓦屋根の耐風対策などの一部支援を行うことで、防災・減災の充実に取り組みます。	建築行政課
	大規模自然災害が発生しても上下水道機能を維持するため、水源地や浄水場、基幹管路、並びに終末処理場や重要な幹線等などの施設の耐震・耐津波化を重点的に取り組みます。	上下水道局
	被災した場合においても、上下水道機能の低下を最小限にとどめ、速やかな復旧や機能回復を円滑に図るために、業務継続計画（BCP）の不断の検証・見直しを実施するとともに、関係機関等と連携した応急給水訓練等も継続的に行います。	上下水道局

成果指標（続き）

■ 急傾斜地の整備箇所数（土木課）

現況値	目標値
42か所	49か所

参考指標

■ -

【雨水幹線】公共下水道事業計画区域に既存し、排水面積が 10ha 以上の主要な雨水排水路のこと。

【急傾斜地】法面の傾斜度が 30 度以上である土地のこと。

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
02 地域防災力の向上に向けた取組の推進	住民一人一人の防災意識を高めることで、日ごろからの備えや迅速な避難行動につなげます。	危機管理課
	地域における防災活動が円滑に実施されるよう、地域の実情に合った自主防災組織の結成や機能する組織づくりを支援します。	危機管理課
	地域による住民主体の避難訓練を推進するとともに、災害の発生から復旧までのフェーズに応じた地域での助け合いが円滑に機能するよう地域防災力の強化を図ります。	危機管理課
	平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の地域の避難支援等関係者と共有することで、災害時に備えた地域での避難支援体制づくりを推進します。	福祉総務課
03 防災教育の充実	児童生徒が、自他の命を守るために必要な知識等を身に付け、自然災害等において、地域の一員として行動できるようにするために、地域と連携した防災教育の充実を図ります。また、学校安全担当者を対象とした研修の充実を図るとともに、地域の実態に即した防災教育の充実に努めます。	学校教育課

各主体ができること

市民	■ 身近な範囲の防災・減災対策を実施する。 ■ 日頃から自主的な備えや避難行動の確認を行う。 ■ 避難訓練や地域防災活動に参加する。 ■ 災害が起きた後の復旧活動に協力する。
事業者・関係団体等	■ 事業所内における防災・減災対策を実施する。 ■ 防災・減災対策の推進、情報発信を行う。 ■ 避難訓練を実施する。 ■ 地域防災活動に協力する。 ■ 災害が起きた後の復旧活動に協力する。 ■ 行政と連携し、地域防災の推進に向けた取組を行う。
行政（宮崎市）	■ 南海トラフ地震などの大規模災害を想定した防災・減災機能を充実させ、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進する。 ■ 関係機関・関係団体等と連携し、復旧支援体制を整備する。 ■ 市民の防災意識の醸成を図る。

主な取組（続き）

項目名	内容	所管課
04 災害ボランティアによる復旧のための取組	宮崎市、宮崎市社会福祉協議会、宮崎市民活動センター、SVCみやざきの4者で「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定し、年複数回の検討会議や資機材点検、年1回以上の訓練を実施し、災害ボランティアが被災者の生活再建に迅速に対応できる体制づくりに取り組みます。	文化・市民活動課

- 市の個別計画

 - 宮崎市地域防災計画
 - 宮崎市業務継続計画（BCP）
 - 宮崎市津波避難計画
 - 宮崎市災害時受援計画
 - 宮崎市国民保護計画
 - 宮崎市国土強靱化地域計画
 - 宮崎市備蓄基本計画
 - 宮崎市災害廃棄物処理計画
 - みやざき水ビジョン
 - 宮崎市公共下水道総合地震対策事業計画
 - 宮崎市建築物耐震改修促進計画
 - 第三次宮崎市教育ビジョン
- 国や県の取組

国	■ 防災基本計画 ■ 防災業務計画 ■ 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画 ■ 国土強靱化基本計画
県	■ 宮崎県地域防災計画 ■ 宮崎県地震減災計画 ■ 宮崎県国民保護計画 ■ 宮崎県国土強靱化地域計画 ■ 宮崎県備蓄基本指針

【SVCみやざき（災害時救援ボランティアコーディネーターみやざき）】平成17年の台風14号の際に「災害時救援ボランティアコーディネーター養成塾」の受講生（1・2期生）が、県内外からのボランティアの受け入れ等を行ったことをきっかけとして、当受講生が継続的な研修や他機関とのネットワーク構築について組織的に行うことを目的に設立した団体。

めざす姿

- 地域全体の交通安全、地域防犯、消費生活等、建築物のバリアフリー化に関する意識が向上し、全ての市民が安心して暮らしている。
- 事故などの危険から身を守り、心身ともに健康で快適に過ごせる住環境が形成されている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 防犯対策の推進	犯罪を防止し、安全安心な地域を作るため、関係機関や関係団体等と連携して、地域の防犯意識の向上や防犯環境の整備を図るとともに、地域の防犯パトロール隊や青少年指導委員等による防犯活動を支援し、子どもたちのための防犯体制を確保します。	地域コミュニティ課 地域安全課
	市民が繁華街を安心して通行し利用できるように、関係機関や関係団体等と連携して、客引き行為等に対する巡回指導や啓発に取り組みます。	地域安全課
02 交通安全対策の推進	交通事故のない安全なまちづくりを推進するため、警察等の関係機関と連携して、 中心市街地における迷惑駐車防止の啓発や、幼児・小学生・高齢者等を対象とした交通安全教室や出前講座などを実施するほか、交通指導員による街頭指導や各種交通安全キャンペーンにおいてを行い、交通法令の遵守や夜間の反射材着用、自転車の安全利用等の啓発活動を行い、交通事故の減少に努めます。	地域安全課
	自転車の安全な利用を確保するため、関係機関と連携して自転車の利用が多い場所の駐輪環境の向上を図るとともに、利用者のマナーやモラルを高めながら、自転車の放置防止に努めます。	地域安全課
	交通事故の未然防止や安全で安心な道路環境を整えるため、交通安全施設の整備を行います。	道路維持課

関連するSDGsの取組



成果指標

■ 刑法犯認知件数（地域安全課）

現況値	目標値
2,119件	1,700件

参考指標

■ 市内の交通事故発生件数（地域安全課）

主な取組

項目名	内容	所管課
03 健全な消費生活に向けた取組の推進	消費生活に関する相談への対応を行い、消費者トラブル解決の支援や被害の未然防止を図るとともに、関係機関と連携しながら各年齢層に応じた啓発や消費者教育を行い、消費者の自立を支援します。	産業政策課
04 建築物のバリアフリー化の推進	建築物の優れたバリアフリー化を促進します。	建築行政課
05 安全で安心な住環境の形成	吹付アスベスト等による健康への影響が懸念されるため、吹付アスベスト等の分析調査や除却等に係る一部支援を行うことにより、安全で安心な住環境の形成に取り組めます。	建築行政課

市の個別計画

- 宮崎市自転車等駐車場整備計画
- 第11次宮崎市交通安全計画
- 宮崎市再犯防止推進計画

国や県の取組

国	-
県	■ 第11次宮崎県交通安全計画 ■ 宮崎県交通安全実施計画

各主体ができること

市民	■ 地域における交通安全活動に協力する。 ■ 地域における防犯活動に協力する。 ■ 自転車損害賠償保険に加入する。 ■ 自転車利用時にヘルメットを着用する。 ■ 消費生活に関する知識を深め、必要に応じて相談窓口を利用する。
事業者・関係団体等	■ 地域における交通安全活動に協力する。 ■ 地域における防犯活動に協力する。 ■ 行政と連携し、暮らしの安全確保に向け、普及啓発等の各種取組を推進する。 ■ 建築物のバリアフリー化に協力する。
行政（宮崎市）	■ 関係団体と連携し、本市全体で交通安全、防犯対策、消費生活等の暮らしの安全の確保を図る。 ■ 自転車加害事故の賠償リスクの周知と損害賠償責任保険加入義務の啓発を行う。 ■ 自転車ヘルメット非着用の危険性の啓発を行う。 ■ 公共建築物において建築物の優れたバリアフリー化を推進する。

めざす姿

- 火災や事故、傷病者の発生時に迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制が確立している。
- 市民や事業者に防火・救命に関する知識が浸透し、地域において火災や事故への備えが整っている。
- 消防団への資機材等の整備拡充が図られ、魅力ある消防団体制が整っている。

主な取組

項目名	内容	所管課
01 消防体制の充実	災害等に迅速に対応するため、消防緊急情報システムを適切に運用するとともに、新消防庁舎をはじめとする消防施設や耐震性防火水槽、消防・救急車両、資機材等を計画的に整備・更新し、広域消防体制の充実・強化を図ります。	消防局
02 消防団の維持	消防団員の育成や活動支援、資機材の整備を行うとともに、各種媒体を活用し消防団の意義と魅力について積極的に広報を行い、消防団員の確保に努めます。	消防局
	持続可能な消防団体制や魅力ある消防団活動のあり方を継続的に検討します。	消防局
03 救急救命体制の充実	医療機関における研修や指導救命士による訓練等を実施し、救急隊員の資質向上を図るとともに、救急救命士の行う救命処置の技術向上に取り組みます。	消防局
	増加する救急出動に対応し適切な救急医療を提供するため、救急隊運用の迅速化に取り組みます。	消防局
04 救急車の適正利用の促進や応急手当の普及啓発	救急車の適正利用を促進するとともに、市民を対象に救命講習会を実施します。	消防局
05 火災予防に向けた市民・事業者等への意識啓発	家庭の住宅防火対策や事業所における火災予防の重要性を啓発します。	消防局

関連するSDGsの取組



成果指標

■ 消防団員充足率（消防局総務課）

現況値	目標値
92.6%	94.0%

■ 119 番通報入電から現場到着までの時間（指令課）

現況値	目標値
618秒	600秒

■ 救急搬送者に占める軽症者の割合（警防課）

現況値	目標値
41.8%	34.4%

■ 住宅用火災警報器の作動点検率（予防課）

現況値	目標値
55.0%	70.0%

市の個別計画

- 宮崎市消防計画
- 消防団拠点施設更新整備計画
- 宮崎市消防局・北消防署新庁舎整備基本計画
- 宮崎市消防局人材育成基本方針（第2次）
- 宮崎市消防職員研修計画
- 宮崎市水防計画
- 宮崎市消防局緊急消防援助隊応援計画
- 宮崎市消防局緊急消防援助隊受援計画

国や県の取組

国	■ 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（消防庁） ■ 住宅用火災警報器設置・維持管理対策基本方針（消防庁）
県	■ 緊急消防援助隊宮崎県大隊応援等実施計画

参考指標

- -

各主体ができること

市民	■ 住宅用火災警報器を設置する等の火災予防を行う。 ■ 消防団活動に協力する。 ■ 救命講習に参加し、救急救命に関する理解を深める。 ■ 救急車を適正に利用する。
事業者・関係団体等	■ 消防団活動への理解、協力を行う。 ■ 救命講習に参加し、救急救命に関する理解を深める。
行政（宮崎市）	■ 消防・救急体制の充実を図る。 ■ 事業所に対して火災予防を図る。 ■ 消防団組織の維持・充実を図る。

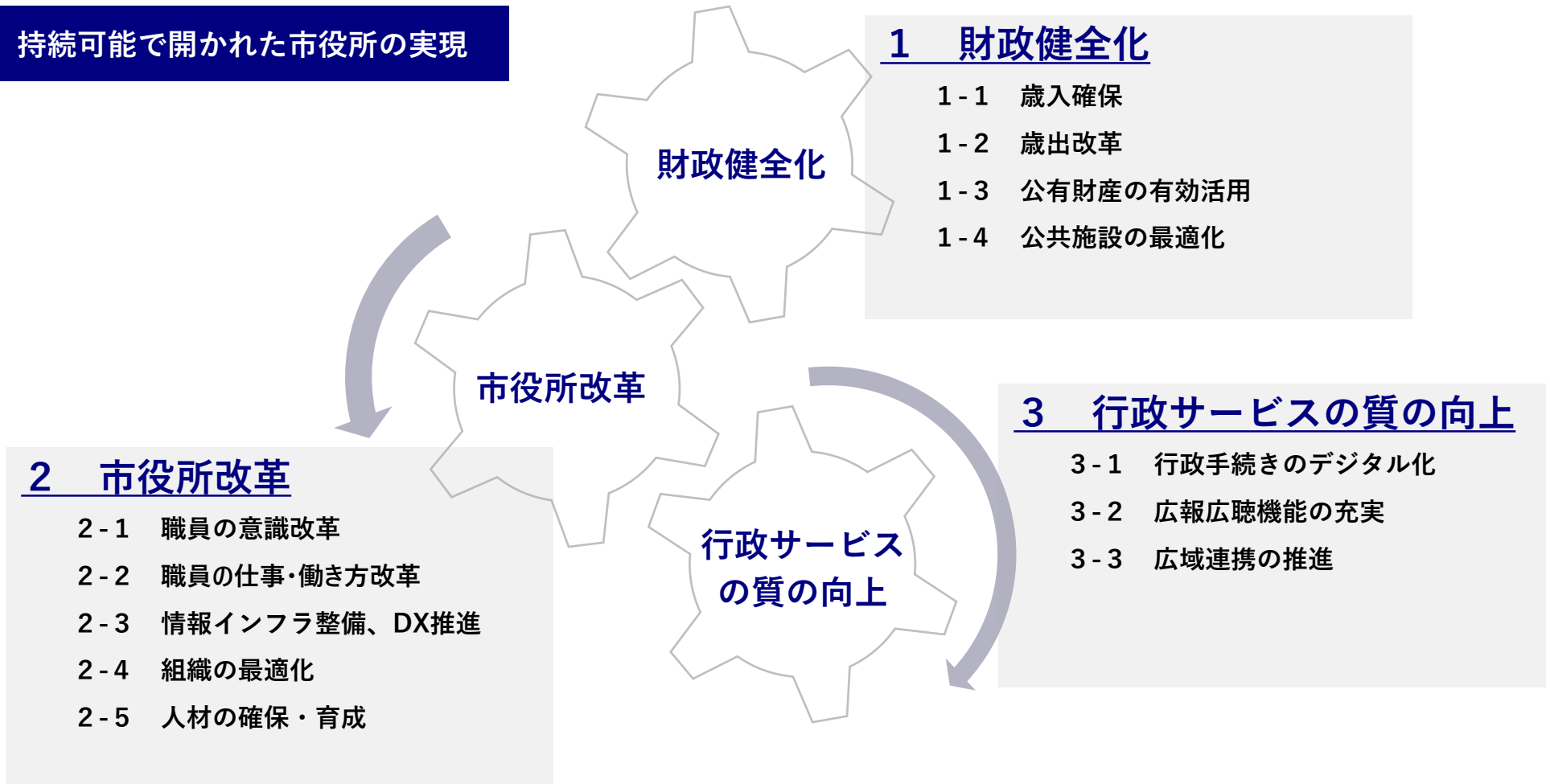
第4章 持続可能で開かれた市役所の実現

第4章は、政策・施策の効率的かつ効果的な推進を下支えする行財政運営の取組について示すものです。

第六次宮崎市総合計画では、基本構想において「第3章 行財政運営の基本的な方向性」として、「持続可能で開かれた行財政運営」を示しています。

この「行財政運営の基本的な方向性」をもとに、**基本計画では「財政健全化」「市役所改革」「行政サービスの質の向上」の3つを軸とした取組を推進し、人口減少社会においても持続可能で、市民をはじめ本市に関わる全ての方にとって、開かれた市役所をめざします。**

持続可能で開かれた市役所の実現



1 財政健全化

中項目	主な取組	所管課
1 - 1 歳入確保	■ 市税等の収納率の向上や収入未済額の縮減・貸付金等の債権管理の適正化に取り組むとともに、応益性の観点から使用料や手数料の定期的な見直しを行うなど、自主財源の確保に努めます。 ■ ふるさと納税（個人・企業版）の更なる獲得や公共施設へのネーミングライツの付与・広告事業の導入を推進します。 ■ 民間投資を促進することによる税収の増や地域内経済循環の確立に取り組みます。	都市戦略課 財政課 納税管理課等
1 - 2 歳出改革	■ 「宮崎市中期財政計画」に基づき、将来を見据えた、持続可能な財政の実現をめざして、財政健全化に努めます。 ■ 事業評価において、思い切ったスクラップと斬新な事業のビルドの徹底を図り、成果を意識した事務事業の改善や経営資源の重点的な配分を行います。 ■ 市民に分かりやすい財政状況の公表に努めます。	財政課
1 - 3 公有財産の有効活用	■ 未利用の公有財産は処分を行うとともに、公民連携による利活用に取り組み、新たな財源の確保に努めます。	都市戦略課 管財課
1 - 4 公共施設の最適化	■ 公共施設（体育館や集会施設、小中学校、市営住宅などのいわゆるハコモノ）や、道路施設などのインフラについて、総量の最適化、質の向上、投資の厳選に取り組みます。	都市戦略課

【納税管理課等】納税管理課、国保収納課など、宮崎市収納対策本部を構成する課全てを指す。

2 市役所改革

中項目	主な取組	所管課
2 - 1 職員の意識改革	■ 市民と向き合い、市民から信頼されるために、市民の期待や社会の要請に応えられるよう、風通しがよく誰もが安心して働ける職場環境を作ります。	市役所改革推進課
2 - 2 職員の仕事・働き方改革	■ 従来業務の抜本的な見直しを行い、職員が政策的課題（職員でなければできない企画立案業務等）に注力できるようにすることで、市民サービスの更なる向上を図ります。 ■ 職員が生き生きと活躍できる市役所を実現するため、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を推進します。	市役所改革推進課
2 - 3 情報インフラ整備、DX推進	■ システムの I C T 基盤や高度なセキュリティ対策を施したネットワーク環境を整備するとともに、クラウドコンピューティングや A I など、新たなデジタル技術を積極的に活用して業務効率化を推進し、生産性の向上を図ります。	情報政策課・ デジタル支援課
2 - 4 組織の最適化	■ 複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応できる柔軟で機能的な組織づくりを推進するとともに、地域性や D X の進展等を考慮した出先機関の最適化を図ります。 ■ 限られた職員数でも組織として最大のパフォーマンスを発揮できるよう、定員管理計画に基づく適正な人員体制と適材適所の人員配置を行います。	人事課
2 - 5 人材の確保・育成	■ 意欲と能力のある幅広い人材の確保に努めるとともに、「宮崎市人材育成基本方針」に基づき、性別や年齢にかかわらず行政のプロとして市民のために全力を尽くす職員を育成します。 ■ ①データ分析やデジタル技術を活用できるDX人材を育成します。 ■ ②また、これまで提供してきた行政サービスに固執することなく、限られた資源の中で専門知識・人材を有する民間事業者と積極的な連携を図り、新たな政策を立案し実行に移すことが重要であることから、公民連携マインドの高い人材を育成します。	人事課 (①デジタル支援課) (②都市戦略課)

3 行政サービスの質の向上

中項目	主な取組	所管課
3 - 1 行政手続のデジタル化	■ フロントヤード改革を推進し、デジタル化により行政手続を簡素化・効率化することで、行政サービスの向上を図ります。	デジタル支援課
3 - 2 広報広聴機能の充実	■ 市民や事業者、市民活動団体等との意見交換会など、市民参画により得られた市民ニーズを施策に反映します。 ■ 宮崎市情報公開条例に基づき、情報公開制度を適切に運用し、公正で信頼される行政運営を推進します。	秘書課 総務法制課
3 - 3 広域連携の推進	■ 近隣自治体と連携中枢都市圏構想をはじめとした広域連携の取組を推進し、本市の都市機能を強化するとともに、行政サービスの効率的かつ効果的な提供を図ります。 ■ 県との連携を更に強化するほか、市長会をはじめとする他市との連携を強化し、共通する社会課題の解決や、国への提言等における協働を推進します。	企画政策課

第5章 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの定義

- ・ 第六次宮崎市総合計画の「基本計画」の施策体系とは別に、**より人口減少対策に焦点を当て、本市が喫緊に取り組むべき施策**をまとめたもの。
- ・ 人口減少対策とは、人口減の抑制策である**自然増**と**社会増**に資する取組のほか、人口減の抑制・適応策としての**生産性の向上**に資する取組をいう。
- ・ 基本計画の計画期間は10年間であるが、毎年度見直すこととしており、重点プロジェクトの内容についても、**必要に応じ見直し**を行う。
- ・ 人口減少の要因は複合的であることから、当該プロジェクトの推進に当たっては、施策分野を横断して取り組む。

2 重点プロジェクトの概要

- (1) 一人一人の所得を伸ばし、地域の活力を維持する**経済政策**
- (2) 高齢者の増加と現役世代の減少を念頭に、市民一人一人が健康増進と介護予防に主体的に取り組む、必要な支援体制を整備する**保健・福祉政策**
- (3) **まちの未来を担う子どもの政策** 等

プロジェクト1

力強い経済への挑戦

1-1 宮崎経済の成長

- ① ローカルスタートアップや地元企業の成長支援
- ② 稼ぐ農林水産業への転換支援や地元産品の販路拡大
- ③ スポーツキャンプや大会等の誘致を通じた観光消費の拡大
- ④ 持続可能な観光資源の開発・整備、インバウンド誘客やMICE等の誘致をめざした観光地づくりの推進
- ⑤ 戦略的な企業誘致の推進

1-2 若者の移住促進・多様な人材の活躍

- ① 土地等の利活用促進を含めた若者の移住・就労支援
- ② 高齢者の就労支援
- ③ 外国人材の受入推進や就労環境の整備

1-3 女性の活躍

- ① ジェンダー平等の実現
- ② 働きやすい環境づくりの促進
- ③ 女性特有の健康問題への支援

1-4 経済成長を牽引する都市の形成

- ① 規制緩和等による民間開発・投資の促進
- ② 新規の企業立地や地元企業の事業拡大のための産業用地の確保
- ③ 陸海空の総合交通網ネットワークの維持・充実
- ④ まちなかにおけるにぎわいの創出

プロジェクト2

自立し、支え合う社会づくり

2-1 科学的根拠に基づく健康づくり

- ① 健康寿命の延伸や介護予防のための生活習慣の改善
- ② 適切ながん検診、健康診査、予防接種による病気の早期発見と予防
- ③ こころの健康づくりと自殺対策

2-2 医療・福祉・介護体制の維持・充実

- ① 市民の抱える複合的課題に対応する包括的な支援の推進
- ② 医療・介護人材の確保や働きやすい環境の整備
- ③ 在宅療養を支える人材育成と仕組みづくり
- ④ 救急医療を含めた地域医療サービスの安定した提供

2-3 災害への備え

- ① 地域による防災訓練や避難所運営など地域防災力の強化
- ② 災害情報の適切な発信と確実な伝達
- ③ 避難場所の充実と、避難所の生活環境の向上
- ④ 各種インフラ整備

プロジェクト3

未来のまちづくり

3-1 少子化対策、子育て支援

- ① (仮称)みやざきこどもセンターを核とした子どもへの支援強化
- ② パートナーとの出会い・暮らしの支援
- ③ 妊娠・出産への支援
- ④ 多様な幼児教育・保育サービスの提供
- ⑤ ひとり親家庭への支援
- ⑥ 子どもが遊び、学び、過ごすことのできる環境の整備・充実

3-2 教育の充実

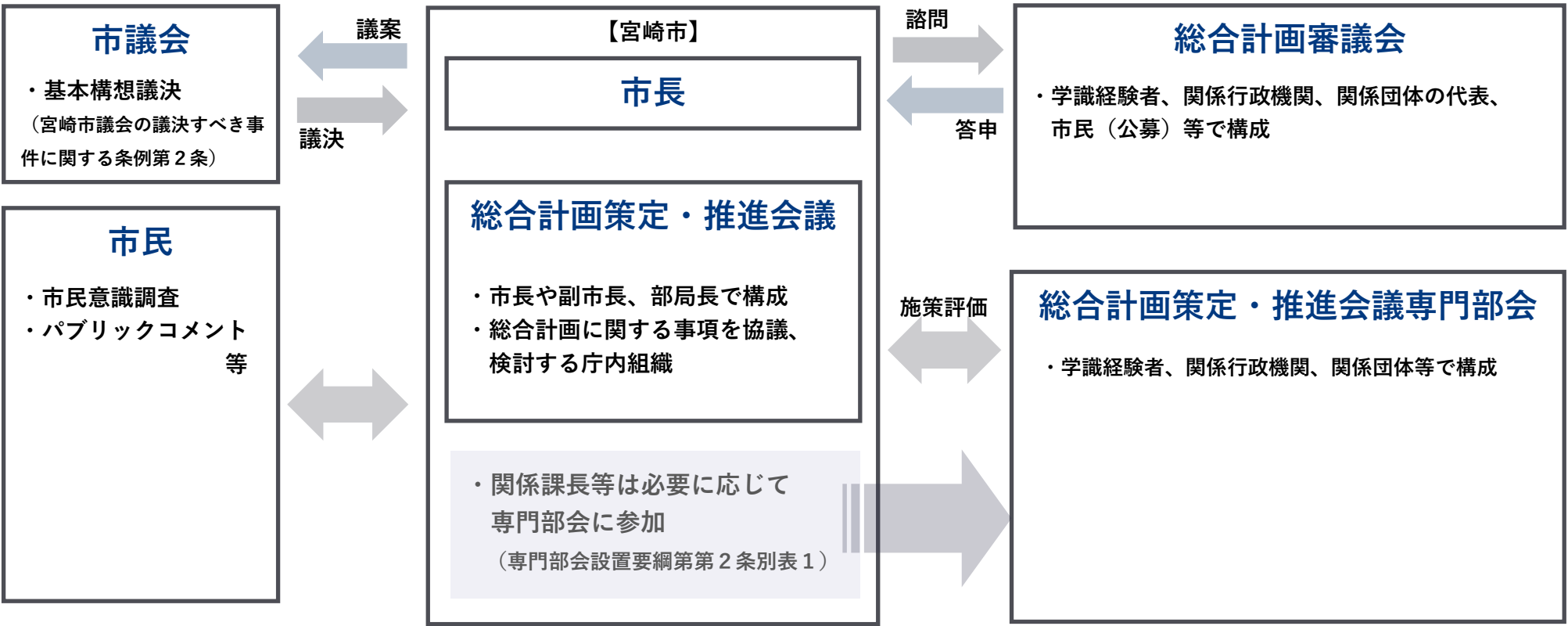
- ① 学校教育の充実を図るための教職員の資質向上と支援スタッフの充実
- ② 探究的な学びの推進やグローバル人材の育成
- ③ 小中学校9年間の系統性、連続性のある教育の推進
- ④ 子どもが安全・安心に学べる魅力ある教育環境の整備

3-3 脱炭素社会・循環型社会づくり

- ① 次世代エネルギーの活用促進
- ② 公共施設の脱炭素・GX※化
- ③ ごみの減量とリサイクルの推進

※GX：（Green Transformation（グリーントランスフォーメーション））化石エネルギー中心の産業・社会構造を、クリーンエネルギー中心の構造に転換していく、経済社会システム全体の改革への取組のこと。

1 推進体制



2 進管理

- 基本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、次のとおり適切な進管理を行います。
- (1) 毎年度、各施策について、前年度の進捗状況を調査し、実績に基づき評価を行います。
 - (2) 施策の評価については、本市「内部評価」のほか、多様な主体で構成される「宮崎市総合計画策定・推進会議専門部会」にて「外部評価」を行います。
 - (3) 施策の評価結果を公表します。